

第一百五十六回

## 参議院財政金融委員会会議録 第五号

(一〇五)

平成十五年三月二十六日(水曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

山本 保君

補欠選任

風間 親君

平野 達男君

山本 保君

平野 達男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

池田 幹幸君  
大門 実紀史君  
平野 達男君  
椎名 素夫君  
絹子君参考人 中小企業庁次長 青木 宏道君  
国民生活金融公庫總裁 薄井 信明君  
国際協力銀行総裁 篠沢 恭助君  
日本政策投資銀行総裁 小村 武君  
日本銀行総裁 福井 俊彦君

○委員長(柳田稔君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

○平成十五年度における公債の発行の特例に関する件についてお詫びいたします。

○委員長(柳田稔君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

○二十五日、山本保君が委員を辞任され、その補欠として風間親君が選任されました。

○また、本日、渡辺秀央君が委員を辞任され、そ

○委員長(柳田稔君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

○二十五日、山本保君が委員を辞任され、その補欠として風間親君が選任されました。

○また、本日、渡辺秀央君が委員を辞任され、そ

○委員長(柳田稔君) 昨日に引き続き、平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案、兩案を括して議題とし、質疑を行います。

○櫻井充君 おはようございます。民主党・新緑風会の櫻井でございます。

○竹中大臣が内閣委員会との関係で十時四十分までしかおられないということで、法案の審査の

前にリレーションシップバンキング等について  
ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

二月の二十六日に懇談会が仙台で開かれました。その中で、私の知り合いの方も出席されました。おられまして、議事録を読ませていただいたんですが、本当に今日はこういう会合にしては珍しく忌憚のない意見が出たんじゃないだろうかと。つまり、従来、私がよく地元の方々から聞いているお話をとおりされていたという点では極めてオーブンな会ではなかつたのかなと、そう思つています。

その中で、ある中小企業の社長の方が、我々、銀行に期待するのは、企業を見てほしいんですけども、極端な言い方を言いますと、どうして企業を見ないで金融庁の検査とか、こういう発言をされています。そしてまた、この方が望んでいらっしゃることは、金融機関と企業とが協力し合つてお互いに共生して地域を良くするんだと、そういう原理原則といふか、そういう視点を持つとともに良くなるんじやないかなと、そこにはやりが入つてくるのが金融庁だろうと、そう思つていてますと、こういう発言をされています。

私がお伺いしている範囲では、やはり皆さん御不満持たれているのは、自分たちだけで努力すればなかなか良くなつていくということではないと思つているんですね。自分たちも努力はするけれども、これだけ景気が悪ければ、中小企業としてはかなり厳しい経営状況にあるんだとか、それから、それに輪を掛けて、このような金融庁の方針のために貸し渋りや貸しはがしが起こつていてるんではないだろかと、そういうことをおつしやる方々が多いわけなんですが。

改めて、現在の金融行政の中で、自己資本規制というものの在り方を竹中大臣はどうお考えなのか。つまり、今の自己資本規制によって貸し渋りや貸しはがしが進んでるとお考えではないのか、その点について御答弁いただきたいと思いま

す。

○國務大臣(竹中平蔵君) 金融庁の役割、いろいろあらうかと思います。しかしながら、我々とし

ては、銀行にお金を預けている預金者の立場があ

る、銀行からお金を借りている借り手企業の立場

がある、それぞれについてやはり金融が円滑に機

能するようなシステムを作つていくそれを監督

していくということなのではないかと思っており

ます。

リレーションシップバンキングというのは、そ

の意味では、通常はなかなか情報の非対称性があ

りますから、本当に長いお付き合いをしている間

柄の金融機関でないと分からぬような情報を活

用して、その活用、特に定性的な活用、人物の評

価まで含めた定性的な活用、両方活用してしつか

りとそこに融資をしていくような、そういう間

柄のバンキングであるというふうに理解をしてお

ります。

その際に、我々としては、しかし一方で、先は

ど申し上げましたように、善良な預金者がいる

と、その預金者に被害が及ばないよう、金融機

関の健全性については一定の基準の下にそこは監

督をしていかなければいけないということなのです。

そうしてきてみたときに、日銀が幾ら金融緩和

政策を取つたところで流通しているマネーといふ

のが増えていないというのは、これはもう現実で

す、後でまた議論させていただきますけれども。

そうすると、その点で一体どこに問題があるのか

ということになつてくるんだろうと思うんです。

一方、ちょっと話は飛びますが、平成十年の金

融危機のときに特別信用保証制度というのを設け

ました、政府で。政府で特別信用保証制度を設け

て、我々は相当、審査も余り十分にしないで貸し

出しているので、モラルハザードを引き起すん

じやないだろうか、相當なデフォルトが起ころん

が、決してそういう状況ではないんですね。

まず、ちよつとこの数字に関して経済産業省の

方から御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(青木宏道君) ただいま櫻井委員よ

り中小企業金融安定化特別保証制度についての実

績のお尋ねがございました。

御案内とのおり、この制度は、平成十年の当

時、未曾有の金融システムの不安が発生し、金融

機関が一齊に貸し渋りを行つたような緊急

事態に対応した臨時異例の措置でございました。

平成十年の十月に発足し、平成十三年の三月に終

了いたしております。

実績でございますが、この間、実に百七十二万

件御利用いただきおりまして、保証金額で申し

上げますと二十八兆九千四百億円でございます。

また、その後の進捗でござりますけれども、私

どもが把握しております本年一月末の状況でござ

ります。

て、ここはやはり守つていかなければいけない仕

組みの一つであろうかというふうに思つております。

一方、不幸にして中小企業の方が返済不能に陥

り、これを各地の保証協会が代位弁済をするとい

ういわゆる保険事故も発生しております。この金

額が一兆六千二百億円、率にいたしますと五・六

%弱でございます。

一方、不幸にして中小企業の方が返済不能に陥

り、これを各地の保証協会が代位弁済をするとい

ういわゆる保険事故も発生しております。この金

</

の時点より悪くなつてきていると思つております、今の方が。

そう考えてみると、あの当時でも実を言うと金融機関はお金を貸すことは可能だつたんじゃないのだろうか。つまり、こういう特別保証の枠があつたからもちろん安心してお金を貸せたことであつたんだすけれども、この程度の事故率であつたとする、もう少し積極的にお金を融資することができたんじやないだろうか。その融資を妨げるものは一体何なのかという議論をきちんとしたいかなきやいけないんじやないのかなと私は思うんですけれども、今の数字を聞いて竹中大臣はどうお考えでしょうか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 信用保証制度、あの状況の下で大変大きな役割を果たしたというふうに私は思つております。

これがもし信用保証なかりせばどうなつていたかというようなことも一つ考えなければいけない要因であろうかと思います。

その意味では、銀行が非常に萎縮、投資マインドが萎縮している中でリスクを軽減するような措置を、国がリスクを肩代わりするというような措置を取つたということですから、その意味で大きな役割があつたということなのだと思います。

しかし一方で、これは、融資は個々にいろんなケースがありますけれども、その結果として今、代位弁済の率の御報告ありましたけれども、これがどのようになつていくかということに関しても、これはもう少しやはりきちつと見ていかなければいけない要因があつうかと思います。

委員のお尋ねは、銀行がリスクを取れなくなつてゐるから、恐らくそれによつてこういったことが起こっているのではないのだろうか。私もそのように思ひます。

銀行がリスクを取れるようにするためにはどう

がります。

マクロの経済環境を我々、経済、財

政の面できちつとしていくこともあらうかと思いますが、もう一つは、やはりリスクテークの能力をきちっと銀行が持つていくことにはないのだろうか。

これはなるのではないかと思います。それは不良債権を減らすことであり、さらには自己資本を充実することであり、収益力を高めることである。金融再生プログラムの目指しているその三點と、それを目指して銀行により強い金融システムを担つていついただきたいというふうに思つて、いるからでござります。

○櫻井充君 リスクテークというお話をございま

したけれども、このときは確かにリスクがなかつたから貸し出せたということになるのかもしれません。

しかし、もう一度考え直さなきやいけないのは、貸し出したとしてもそれほど破綻していない

という現実があるということです。

つまり、今銀行側が企業にお金を貸し出せないのは、貸し出すと不良債権になつてしまふから貸せないのかどうかというところが最大のポイントだと思ふんでですよ。その点でいってみると、少なくともある程度の審査さえすればもつともつと貸し出せる企業があることを私はこのことが物語つ

ていると思うんですね。

もう一度是非考えていただきたいんですが、例えれば、済みません、いつも医学的な話ををして申し訳ないんですけども、コレステロールという動脈硬化を引き起こしてくる危険因子の一つがございます。コレステロールの正常値は以前は二百四十でした。それを引き下げた方が動脈硬化が抑えられるんじやないかということで、今二百二十まで来てます。このことによつてある一部の製薬メーカーはもうかつて、多大な利益を得てゐるわけですが、一方でどうなつてくるかというと、がんの発生率は増えてゐるんですよ。

つまり、コレステロールを下げれば動脈硬化を抑えられるかもしれないけれども、ある一方、今度はがんが増えてくるという、そういう副作用が

出でるわけです。

今、私が申し上げたいのは、B I S 規制というものを設けること自体に対しても反対しているわけではありません。しかし、その規制というのはこ

れは国際業務をやるところは国際ルールにのつ

とつてやらなければいけないというのは、これはもう目に見

決められています。しかし、国内でしかその取引をしていないところに関してはその限りではない

ということをうたつてゐるわけですから、このルールを決めるのが金融庁なわけですか

すよ。その金融庁のルールによつて貸し渋りや貸しはがしが起つていいかどうかということを

私は心配しているわけです。政策的に悪いんだ

といふことを見つけていたりするんだといふふうに皆さんがおつしやつてゐるのはどうもそこの辺りにあるん

といふことをうたつてゐるわけですから、このルールを決めるのは金融庁なわけですか

す。

ですから、何回もこの場でそのB I S 規制を見直していただけませんかと言つてゐるんです。こ

れは国際ルールとか、何回も言いますが、国際

ルールとかじやないです。ここで逃げないでい

ただきたい。これを決定するのは金融庁の役割で

す。

ですから、なぜ銀行が貸し出せなくなつてくるかといえば、毎回言つていますが、ペイオフの解

禁のために平成十三年の十月から平成十四年の三

月までの間に四十五の金融機関がつぶされている

わけです。このことがあつたら、この自己資本比

率を守らなきやいけないという方向に走るのは當然のことなんですよ、何回も申し上げていますけ

れども。ですから、その部分を緩めてくださら

ないと、このまま貸し渋り、貸しはがしは続いてい

くんじやないですか。そして、そのことによつて

地域の経済は冷え込んでいくんじゃないですか。

私は、ここは八%に対して国内銀行四%と決め

た基準は基準としてやっぱりしっかりと守つてい

ただいて、財務基盤をやはり強くしていただく必

思つております。

私は、ここは八%に対して国内銀行四%と決め

た基準は基準としてやっぱりしっかりと守つてい

う大臣になつたその日から、地域の金融について

は違う基準が必要だということで、リレーションシップバンキングに関する検討の委員会を金融審

査の立場で立ち上げて、その中で先ほど言いましたよ

うに、間柄、リレーションシップに基づいていろ

う一つの目的を持つてやるわけですねけれども、打ち

○國務大臣(竹中平蔵君) コレステロールの例を

お出しくださいましたが、我々も政策というの

一つの目的を持つてやるわけですねけれども、打ち

出の小づちのよな政策というのはどこにもなく

て、一つのことをやれば必ずその副作用のよう

なのはあるというふうに思つております。

例えば、自己資本比率は高い方がいい

といふことになるか。これはもう目に見

ら一体どういうことになるか。これはもう

経験的

をしなければいけないということなのだと思つて

おります。

国際的な業務を行なう銀行に関しては、これはや

はり金融が世界のネットワークでつながつて

て、お互いが安心感を持つてその取引に参加して

いかなければいけないということで、八%といふ

水準が出てきた。これは一つの決めであります

から、これは国際的に守つていかなければいけな

い。

問題は国内の場合、国内銀行に関しては、これ

はアメリカ等々では八%を準用しているわけです

が、日本はそうはしていなといふことです。日

本については、委員御指摘のような点も踏まえて

四%という基準にしていて。これを更に引き下げ

て、例えば二%でいいじゃないか、一%でいい

ぢやないかなと、そういう気がしてゐるわけで

す。

ですから、なぜ銀行が貸し出せなくなつてくる

かといえれば、毎回言つていますが、ペイオフの解

禁のために平成十三年の十月から平成十四年の三

月までの間に四十五の金融機関がつぶされている

わけです。このことがあつたら、この自己資本比

率を守らなきやいけないという方向に走るのは當然のことなんですよ、何回も申し上げていますけ

れども。ですから、その部分を緩めてくださら

ないと、このまま貸し渋り、貸しはがしは続いてい

くんじやないですか。そして、そのことによつて

地域の経済は冷え込んでいくんじゃないですか。

私は、ここは八%に対して国内銀行四%と決め

た基準は基準としてやっぱりしっかりと守つてい

う大臣になつたその日から、地域の金融について

は違う基準が必要だということで、リレーションシップバンキングに関する検討の委員会を金融審

査の立場で立ち上げて、その中で先ほど言いましたよ

うに、間柄、リレーションシップに基づいていろ





いろいろこの情報を活用して融資を進めていくような分野についてどのような問題があるか、どのようにしたらこれがもっと強い機能を果たせるようになるかということを今集中して議論をしていました。

私は、まずその講論の中で、これに地域の金融は地域の金融で一方でコストを負担しなければいけない面もありますから、それに関してどのような仕組み作りが可能かということを我々なりに一生懸命検討しているところでございます。

は守らなければいけない財務基盤の強化の基準と  
いうのは基準として大切にしながら、リーシング  
シップバンキングの機能を強化する道を探りました  
いというふうに思っているところでございます。  
○櫻井充君 健全度を求めてこなければいけない  
というのは、これはもう至極当然のことなんだと  
思うんです。ですが、今アメリカの例を出されま  
したけれども、例えばアメリカの場合は、住宅  
ローンなら住宅ローンに関して言えばモーゲージ  
ローンというものがありますから、結局のところ  
リスクアセツの部分というものは証券化してみん  
な減らせるわけですね、結局のところは。

そういうふうなつてくると、元々、自己資本比率といふものを大きくするつもりがあればと申すから、大臣は証券市場を活性化しなきやいかないうお話をされていますけれども、それは当然のことなんですよ。

ただし、それは、だけれども、アメリカでじやモーゲージローンが始まって、それから、今は五〇%を超えたかと思いますけれども、それまでに何年掛かっているかというと、三十年掛かっているんです。あのアメリカで三十年も掛けているて、日本で、さあ、あしたからやれるかといったら、それはやれないわけですから、そうなつてく

ると、それまでの間どうやつて担保するかとか、そこのところというものは必要なんだと思うんですよ。中長期的な部分と短期的なところでは全く違っているんじゃないだろうかと。

ですから、結局のところはまた政府の信用保証みたいなものをもう一回復活させてくれという声が出てくるわけです。いや、それはそれでもいいのかもしれませんよ。でも、そうすると今度は何になるかというと、銀行側はおっしゃるとおりリスクテークをしなくなるでしょう、何にも関係がなくなりますから。ですから、そういうことを起さないためには、今本当に規制の在り方でいいのかどうかというのを再検討しなきゃいけないと思っているんです。預金者のことをお話しされています。預金者の方々の不安はどこにあるかというと、はつきり分

からないからなんですよ。安全だと言われている  
ような銀行でもいつの間にかつぶれてしまうと  
か、安全だと言っていた生命保険会社がつぶれ  
てしまうとか、そういうようなことがあるからみ  
んな不安になつていて、どの情報が正しいか正し  
くないか分からぬから不安になつて いるだけ  
じゃないでしようか。

そしてもう一点いつも申し上げていることで、すけれども、銀行の健全性だけを要求するから偏った融資行動に出でているというのもあるんじや

ないですか。また病院で、またこれも話をしたかもしませんが、いい病院というのは健全な病院でしょうか。この病院は経営が良かつたらいい病院でしようか。本当に。そうじゃなくて、ここでの医者はどういうことが専門で、例えば内視鏡は何すごく得意だとか、手術の成功率は何%なんだとか、看護婦さんの態度はいいとか悪いとか、そういうことを全部含めていい病院か悪い病院かといふそういう判断をされるはずなんですよ、皆さんには。経営が良かつたらいい病院じやないんです。それと同じだと思うんです。銀行は健全だつたらいい銀行じやないんです。そういうじゃなくて、この方がおもしりやつていており、お互に共生

して地域を良くしていくんだというそういうマイ  
ンドを持つてもらえるかどうかということなんだ  
と思うんです。今の金融庁の物差しは健全性とい  
う物差しだけですよ。これは皆さんおっしゃつ

そして、私が地元の金融機関の方々と話をすると、金融厅の方々が入ってくるたびに現場は竹中大臣の意図とは全く別の方向に動いています。例えば、不良債権が四百億あつたら、四百億からカウントして一億でも積み増ししたらいい、何といふか、役人になるんでしょうか、検査官だったとういう。そういう、とにかく不良債権さえ増やしてくればいいみたいなそういう感覚でやられていました。そうおっしゃっていますよ、現場の人たちがそこは大臣、大臣の認識と、大臣の思いと私の思は。

思いは一緒なのかもしれない。だけれども、現場は違っているんですよ。その辺のところを是正していただかなければ地域はますます悪くなると思います。この点についてどうお考えですか。

事実なのだろうと思つております。  
特に、例えば検査マニュアル一つを取りまして  
も、検査マニュアルに書かれていることのその意

図しているところと違うような形でそれが利用されているというような、そういうような情報も我々はたくさん入手しております。  
しかし、それに対してはやはりそれなりの対応策を取っていくしか私はもうないのだろうと思つております。そのマニュアルに関して言うならば、現場にそのマニュアルの趣旨を徹底させるための、周知広報のための私は、仕組みを我々は今一生懸命取つておりますけれども、そういうことを通して、そういう地道な努力を通してしか今の制度を現実に着させていくということはできないのであろうというふうに思つております。

して、信用のリスクに関して一つの八%ないしは四%という基準を我々は持っているのであって、それに基づいて監督はいたしますけれども、その評価そのものは、これはマーケットにおいてない

リレーションシップバンкиングに関しては、これは地域貢献に関する情報についてやはりしっかりと開示をしていくべきだというような議論がありした開示をしていくべきだというふうに聞いておりますし、例えば地域の金融の一つの特徴としては、長期の運転資金をずっとロールオーバーで貸していくと、それが実はなかなか維持できなくなつて貸し渋り、貸しはがしというような問題が起るわけでありますか、これは実質は、融資といなながら実は出資と同じような効果だと思っています。

を持つてはいるのではないんだろうか。そうする、と、例えればこれは一つの方法ですけれども、こういった融資については、むしろ出資と同じようにデット・エクイティ・スワップのようなものこそをそのリレーションシップバンキングに当てはめるべきではないだろうか。

ていた現実に対し、私はしかしやがて四%の自己資本の基準、これは健全性の基準として一度決めたことに関してはしっかりと守りながら、

○櫻井充君 大臣、正しくそのことなんだと思うんですね。私も、別に4%を1%にしてくれと  
このリレーションシップバンキングについて  
は、これは櫻井委員の地元での会議などでも非常に  
いい御意見をいたいたいというふうに聞いてお  
りますので、それを今生かして、もう今月中とい  
うのは正に今週中でござりますけれども、一つの  
報告として取りまとめたいというふうに思ってい  
るところであります。

○櫻井充君 大臣、正しくそのことなんだと思う  
んですね。私も、別に4%を1%にしてくれと  
私申上げたような知恵でしっかりと仕組み  
を作っていくというのが我々の取るべき道なので  
はないかなというふうに思つてゐるところでござ  
います。

— 1 —

か、そういうことじゃないんです。その中身の問題なんですよ。

前にもお話ししたとおり、例えば条件緩和債権に関して、大臣は原則はそれは要管理先になりますせんとおっしゃいますが、地域の金融機関の方々にお伺いすると、原則これはもう要管理債権になつてしまふんですけどということなんです。そうすると、産業再生機構を作つてもしようがないんですよ、はつきり言えども、僕はそう思つているんであります。なぜかといふと、産業再生機構等による

融機関から聞いている話と違っているのであれ  
ば、それはもうこの場で謝罪させていただきま  
す。ですが、私が聞いている人たちはそうではな  
いとおっしゃっているので、その点について調査  
して、そしてこの委員会でまた御報告いただけま  
すでしょうか。

なつたのかどうか、その比率だけ見てもらつたつて簡単なことだと思うんですよ。

それともう一点、不良債権処理というと、小泉政権の不良債権処理はもう駄目な企業は淘汰しないといふ話なんだと思うんですよ。そうじやなくて、茨城のある銀行なんかは破綻懸念先企業を再生して、そしてそれを要注意先に引き上げた、七十件ぐらいだったと想いますけれども。そうやって、不良債権だったものを企業再生して、不良債権で、そこそこつづけて、そこそこと

組もうとしているのではないでしょうか。  
冒頭で悪い会社をつぶすというような御表現があつたと思いますが、これは決して、もちろんそういうことではなくて、不良なままで塩漬けにしていては何にもならないでしようと、だからこそ再建できるのをしつかり選び出して、そこをしっかりと再建させましょうというのが金融再生プログラムが非常に強く主張しているところであります。だからこそ再生機構もできましたし、RCCの中の再生の機能も強化していくわけであります。

必要なくなるわけなんです。地域で一番よく分かっている人たちが、その地域の中でこの企業は生きがさなきゃいけない企業なんだ、そう考えてきたときに条件緩和なりなんなりさせてあげられるようなシステムを作つていつた方がよっぽどいいと思うんですよ。

これは櫻井委員から何度も御指摘をいただいておりますけれども、例えばマニュアルがどのようないくつかの問題で運用されているのかというようなこととともに、確かにこれは我々としては現場での周知徹底ということを繰り返し申ししておりますけれども、その実がどのぐらい上がっているのかということに関しては、これは検査という手法になるのか、また別の手法になるのか、これは少し考えてみないといけませんが、更に我々なりに工夫をしてみなければいけないというふうには日ごろから感じております。

ですが、この処理をやると物すごい手間暇掛かるんです。でも、その手間暇が掛かつたその金融機関が評価されるかというと、決して評価されないシステムなんです。なぜかと云うと、その企業を再建したとしても、また今の御時世の中で新たな不良債権が出てきてしまうのですから、タルとして見ると不良債権の額は増えているんですね。

ですが、とにかくそういう手間暇を掛けて企業を再生していくつているということに対し、何らかの評価をするシステムというのは僕は必要なんじゃないんだろうかと。励みになると思うんですね。そういうことをやっていくということが、その辺のことを、まあ我々は金融アセスメント法案というのを提唱させていただいていますが、そこの中の指標の一つとして、地域に対する貢献度という点で、企業を再生していくた、そういう金

ですから、大臣、何回も言いますが、大臣がここで御辞弁されているのと現場は違います。現場は違うからみんな苦しんでいるんですよ。そういうふたつが、一つは、この規制の在り方を、ここはお願いしておきたいんですが、是非、条件緩和債権は原則はもうこれは不良債権扱いするなど。これどのがらになつていての在り方を、ここはお願いしておきたいんですけど、どうか、じゃ出させてみてくださいよ、数字を、ピックアップして、どこかの金融機関、検査官がどういう扱いをしているか。その上で、私が地場の金

○櫻井充君 よろしくお願ひします。別に一件二件やつてくれと言つてゐるんぢやなくて、条件緩和したらその債権が要注意先から要管理債権になりますが、どのようなことができるかといふ点について、先ほどのホットラインに基づく検査というのが一つの方法であろうかとは思いますが、どのようなことができるかといふ点については、これは日ごろから考えてはいるつもりではありますが、更に様々な御指摘を踏まえて我々なりに工夫をしてみたいというふうに思います。

融機関を高く評価しようと、そういうシステムを作つて入れておられるわけなんですよ。ですから、別に我々が思つておる金融アセスメント法案じやなくとも結構ですが、何回も言いますが、健全性だけを主張するのではなくて、そういう金融機関の努力が報われるような評価システムというのを是非導入していただきたいと思います。いかがでしよう。

○國務大臣(竹中平蔵君) いや、櫻井委員がおつしやつたようなことを正に各銀行は積極的に取り

が行うのか、その問題はいろいろあるかと思  
います。そうした点も含めていろんな地域への貢  
献等々の情報については開示するような仕組みを  
作っていくということで、これは先ほど言いまし  
たように、リレーションシップバンкиングの委員  
会の中では議論をされているというふうに聞いて  
おります。

そのようなものが形になっていくよう、その  
ような答申が出ることを期待しておりますし、そ  
れに向けて、我々としては仕組み作り、政策の実

○櫻井充君

右 よろしくお願ひします。別に一件一  
れと言つてはいるんぢやなくて、条件緩  
和の債権が要注意先から要管理債権に

○國務大臣(竹中平蔵君) いや、櫻井委員がおつ  
しゃつたようなことを正に各銀行は積極的に取り  
す。いかがでしよう。

そのようなものが形になつていくよう、その  
ような答申が出ることを期待しておりますし、そ  
れに向けて、我々としては仕組み作り、政策の実

組もうとしているのではなハでしょうか

卷之三

四〇

現に努力をしたいと思っております。

○櫻井充君 最後におっしゃったところは極めて大事なところとして、要するにマーケットが評価するんだというお話をされけれども、評価するためには情報がないと評価できないわけなんです。

今、銀行でディスクロージャー誌というのがありますけれども、これは銀行のディスクロージャー誌を見ていただければ分かりますけれども、極めて自分勝手なというか、自分のところでは、これは事実です。ですから、我々はその金融アセスメント法案で言っているのは、その情報公開する項目を我々は決めてきているだけであつて、その項目がある数字以上のところに実現しないなんということは一言も言つていません。

アメリカは違いますよね。アメリカは、地域再投資法という法律は、格付をして、銀行として不適格だという格付になってしまったら支店を出すことすらできなくなる、そういう罰則規定があります。アメリカは、アメリカはですよ、市場原理だ市場原理だと言いますけれども、これは行政側がちゃんとそういうCRA委員会というのを作つて格付をして、罰則規定まで設けているわけです。

それは何かといふと、例えば仙台支店なら仙台支店があつたとしても、仙台支店で十分地域に貢献していないということになれば、どこか、福島なら福島支店を作りたいといったときには、あなたは地域に貢献していない金融機関なんだから、別な地域に銀行を作つたとしても地域が駄目になるとでしょう。しかも、その支店を出すときに、アメリカでさえそういう規制をきちんと掛けています。規制だけではなくて、まあ規制という言葉がいいかどうか分かりませんが、少なくともいろんな評価をされているわけです。そういうことも全

部あるわけなんですよ。

だから、私は極めて不思議なのは、健全度だけは金融庁が必死になつてやつて、健全度健全度とあります。あと残りの部分に関して言うと、あとは市場ですとおっしゃるわけです。そこが違うんじゃないかと言つてゐるんです。公的役割があるから、銀行に公共性がうたわれてゐるから公的資金を注入します、税金を投入する根拠になったはずです。だつたとすると、そのため責任者に責任を取らせるとかいう議論だけじゃなくて、もう一つは、公共性があるんだとすれば、その公共性を担保する法律が必要なんじゃないですかという

ことを再三申し上げておきます。

そのことに対する、我々の法律は格付しましょ

うなんということは一つも言つておりませんし、罰則規定も何もないんです、情報公開だけしま

しょうと。そして、その情報公開した上で、その情報を受け、そこから市場原理が働くでしよう

というのが我々の提案なんですよ。どうも柳澤大臣も竹中大臣も内容を十分御理解いただけてない

といふか、元々金融庁が十分御理解いただけてないからいつも規制だ規制だと、ある指標のものに沿つて銀行をそういう方向に押し付けるのはおかしいという御発言をされます。でも、それはないん

です。ですから、是非改めてそのアメリカの地域再投資法というものの在り方というものを調べていただきたいと思います。

F R B の方々と話をした際に、向こうでも言つてゐるのは、やっぱり地域金融に関して、あれは共和党政権になつてどうなるんでしょうかねといふ

話でしたときに、共和党政権になつたとしても地域金融においては極めて重要な法案なので、これ

はこのままアメリカの法律として定着していくん

つまり、あの市場原理市場原理と言つてゐるでしよう。しかも、その支店を出すときに、アメリカでさえそういう規制をきちんと掛けています。規制だけではなくて、まあ規制という言葉がいいかどうか分かりませんが、少なくともいろんな評価をされているわけです。そういうことも全

れからアメリカの国民の多くが住宅を持てるよう

になつたというのもこの法律があつたおかげだと

思うということをその銀行の会長はおっしゃつてゐるわけです。その方が言つてるのは、健全度は当たり前だと、その上で公共性をどう我々は維持するのか、そのことをきちんと担つてゐる、

抱つてやつていかなきやいけないんだというお話を

をされています。

ですから、是非もう一度その地域再投資法なり

我々の法律案を検討していただきたい。そし

て、その上でもう一度御答弁いただければな

ど思つてゐるんですか? どちらもその在り方がおかしいから地域

がなかなか生かされてこないんじゃないのかな

と、そういう感じがいたしますので、是非御検討いただきたいと思います。

済みません、ありがとうございます。

今の話を、済みません、踏まえてなんですか?

福井総裁にお伺いしたいんですが、私は、

日銀がこれ以上金融緩和政策を取つていつたとし

ても、今の、大きく言うと、金融庁の金融機関に

対する態度と、それからもう一つは、将来が見えておりません。恐らく、これはもう釈迦に説法

でしようが、アメリカの場合は、そもそも州際業務が認められていない中で、銀行というのが非常に本来地域のものであるというところから出発した国、そういうシステムと日本とはやっぱりしさか歴史、成り立ちにおいても違うところはあるのだろうなというふうには思います。

しかし、それにしても、地域への貢献、地域へ

活動に対する評価の基準を社会的な面も含めて多面的なものにしていかなければいけないと、これは全く同じでございます。であるからこそリレーションシップバンкиング、櫻井委員が御指摘のような情報の開示というのは、その辺り、非常に重要なポイントになつてくるであろう

というふうに私も考えております。

いずれにしても、これ、櫻井委員が中心になら

れたその民主党の案というのは、当然リレーションシップバンкиングの議論に参加された諸先生方

も十分に頭に入つておられるとして、その上で、今週

も十分に頭に入つておられるとしているわけですが、その点も踏まえてしっかりととした結論がリレーションシップバンкиングのワーキング

グルーブにおいてなされるというふうに思つてお

ります。

○櫻井充君 满みません、あと、時間なのでもう結構でございますが、やはり是非考えていただきたいんです。その金融行政一つで、銀行も地域も生きかずも殺すも金融庁の権限だと僕は思つて

いるんですね。どうもその在り方がおかしいから地域

がなかなか生かされてこないんじゃないのかな

と、そういう感じがいたしますので、是非御検討

いただきたいと思います。

結構でございますが、やはり是非考えていただきたいんです。その金融行政一つで、銀行も地域も生きかずも殺すも金融庁の権限だと僕は思つて

いるんですね。どうもその在り方がおかしいから地域

がなかなか生かされてこないんじゃないのかな

と、そういう感じがいたしますので、是非御検討

いただきたいと思います。

結構でございますが、やはり是非考えていただきたいんです。その金融行政一つで、銀行も地域も

生きかずも殺すも金融庁の権限だと僕は思つて

いるんですね。どうもその在り方がおかしいから地域

がなかなか生かされてこないんじゃないのかな

と、そういう感じがいたしますので、是非御検討

いただきたいと思います。

結構でございますが、やはり是非考えていただきたいんです。その金融行政一つで、銀行も地域も

生きかずも殺すも金融庁の権限だと僕は思つて

いるんですね。どうもその在り方がおかしいから地域

がなかなか生かされてこないんじゃないのかな

と、そういう感じがいたしますので、是非御検討

いただきたいと思います。

化を見ながら、自らスタンダードを厳しくすべきところ、そのことと金融行政にپシュされてやるということとのこの調和がいつも考えられてなければならない。金融庁は当然考えておられる。日本銀行もいつもそこは真剣に考える。

自己資本比率規制にしても、当初から矛盾をはらんだもう刃のやいばの面があるというふうに認識されているところでございます。自己資本というものは、金融機関というのはおっしゃるとおりリスクを取つていくのが商売でございますので、自分がどれぐらいリスクを取つてているかということをはつきり認識して、必要な資本をいつも蓄積しながら経営をしています。これは自己完結的な自主経営になるわけですから、しかし、その自己資本充実という自主的な努力を背後から支援するため、自己資本比率規制というものが後押しの措置として入つてくる。しかもそれが、国際的な舞台で活躍する金融機関については、いわゆるレベル・ブレーディング・フィールド、共通のレベルで後押しをしましよう、こういうふうになっているんですけども。

ところが、局面が非常に難しくなつて、非常に多くの金融機関の財務内容が悪くなると、自己資本が予想以上に毀損されるというふうな状況になりますと、自己資本比率規制というものがやや自己目的化しちゃう。自己資本比率規制を満たすためにということに比重が置かれ過ぎますと、本来は資本というのはリスクを取るためにあるわけですが、逆にリスクを取らないでおこうとするところ、こういう方向に変わつていくと思います。

企業体としても大きな組織でござりますから、経営者は必ずしもそういうふうに思つていなくて、やつぱり金融機関の末端の現場まで行きますと、リスクテークをしないという方向に極端に営業の姿勢が硬直化するという、そういう矛盾をはらんでいることは事実だと思います。金融庁も十分そこは注意してなさつておられること、私はよく承知しておりますし、日本銀行もそこは十分注意しなければいけない。

私自身、今、日本銀行に職を得まして、これか らこの仕事にも真っ正面から取り組んでいかなければなりません。金融機関の経営の健全性の努力は更に強力に推し進める同時に、やつぱり金融機関を早く金融市场に招き入れると、この努力も非常に大事だというふうに思つています。

櫻井先生おっしゃつたとおり、今、世界も日本も、従来とはがらつと変わって、新しい価値観を追求して、それをいかに実現していくかと。それは企業も個人もコミュニティもそうですし、あらゆる努力をしていく場合に金融機関はそれをきちんとファイナンスでサポートしていかきやいきれない。従来的な意味で高い企業収益を上げるビジネス活動だけではなくて、地域は地域として新しい価値を求めた行動も出ていくわけで、その場合は、やつぱり金融機関は従来的な意味の、狭い意味のバンキングという意識を超えて、やはり金融サービス業として、社会の一員として価値観の実現というのに十分加担していく努力も今もしているんですけれども。

ところが、局面が非常に難しくなつて、非常に多くの金融機関の財務内容が悪くなると、自己資本が予想以上に毀損されるというふうな状況になりますと、自己資本比率規制というものがやや自己目的化しちゃう。自己資本比率規制を満たすためにということに比重が置かれ過ぎますと、本来は資本というのはリスクを取るためにあるわけですが、逆にリスクを取らないでおこうとするところ、こういう方向に変わつていくと思います。

企業体としても大きな組織でござりますから、経営者は必ずしもそういうふうに思つていなくて、やつぱり金融機関の末端の現場まで行きますと、リスクテークをしないという方向に極端に営業の姿勢が硬直化するという、そういう矛盾をはらんでいることは事実だと思います。金融庁も十分そこは注意してなさつておられること、私はよく承知しておりますし、日本銀行もそこは十分注意しなければいけない。

私自身、今、日本銀行に職を得まして、これか らこの仕事にも真っ正面から取り組んでいかなければなりません。金融機関の経営の健全性の努力は更に強力に推し進める同時に、やつぱり金融機関を早く金融市场に招き入れると、この努力も非常に大事だというふうに思つています。

○櫻井充君 本当におっしゃるとおりだと思うんですね。

先ほど自己目的化というお話をありましたけれども、とにかくそこだけを中心にやられてきていたことだと思いますし、それから、そのアメリカの私がお会いした会長、この方はアメリカでこの十年で十倍利益が上がっているんだそうですが

です。

でも、その方なんかの話だと、日本は金融機関がサービス業であるという原点を忘れてしまつて、なんじやないかなという話をされました。

しかし、そこの中で、何回も言うんですけれども、サービス業として忘れててしまうような、自己目的化してしまうところは、金融行政の僕は在り方だったと思うんですね。金融行政が過度に、確かに金融システムが崩壊するかもしれないと言われた九八年に、あれは金融機関自体に問題があつたからなんでしょう。ですから、その金融機関自体に健全性を求めるということはよく分かるんですよ。ですが、現時点は金融機関だけの問題ではもうなくなつていてるんじやないかなと、そういう気がしてならないんです。

ですから、ちょっとまた話ははずますが、日銀

が幾ら金融緩和政策を取つていても、随分やられていると思いますよ、しかし市場にはお金は回つてこないんです。これは資料をいただきましたけれども、結局、二年前と、日銀が当座預金を積み増そうが、金利をほぼゼロにしようと、公定歩合を引き下げようが、マネタリーベースは上がつてきているけれどもマネーサプライはほとんど増えないなくて、そういうことから見てくると、日銀が幾らやつていても、今の金融システムを展開してくれといふことがありますから、何回もそのところの問題は自己資本規制じゃないのかなと思つて話をさせていただいているのと、もう一つは、企業が設備投資をで

止してしまつというのはもう当然のことなんだと

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

レーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

レーティングシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

テーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

レーティングシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

テーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

テーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

テーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

テーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

テーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

テーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

テーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

テーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

テーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

テーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

テーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

テーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

テーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

テーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

テーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

テーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

思つてます。その意味で、金融機関のやはり在り方を変えていかないと、幾ら日銀が努力されても私は無理なんじやないのかなと、そう思つていま

す。

そこで、こういう声もあるんですよ。このリ

テーションシップバンキングの懇談会の中

で、も

う金融厅は検査をしばらくやめてしまつて、日銀

考査だけでいいじゃないかと、そういう声もある

んです。お二人の方が日銀考査だけでいいんじや

ないかというお話をあります。これはなかなか

ら、皆様方がいろいろ取引をなさって、最終的に  
お金の決済をするネットワークを組んでいるのも  
金融機関でして、金融機関の一つでもその決済を  
事務のそこで欠落いたしますと日本全国の決済が  
瞬間に止まるというふうな重要な役割を担つてい  
るものですから、日銀の立場から見ますと、金融  
政策の重要な運び屋としての担い手、それから決  
済システムの担い手としての金融機関のノウハウ  
が上がると、そこにグッドアドバイスを常にしな  
きやいけないという役割がございます。

そういう面は金融庁とは全く違った仕事でござい  
まして、その面にかなりウエートを置きながら  
らこの仕事をしていきたい。ただし、健全性の  
チェックという点ではやはりある程度仕事がダブ  
るということはやむを得ないし、特に現下のよう  
に健全性を進めなければ機能の向上も望めない  
と。両者は矛盾する面はあるけれども、これは両  
方やつていかなきやいけないという大事な時期で  
ござりますので、そうやるべきではないかといふ  
ふうに考えております。

○櫻井充君 総裁、債権の査定というのがござい  
ました、今のお話の中で、大企業を見る目と中小  
企業を判断する目というのは随分違うんだろうと  
思うんですね。財務諸表を見れば、大企業はある  
程度今後どうなのかということを予見することができ  
るんだろうと思うんですけれども、中小企業  
というのはそれすら、財務諸表すら、今あるのか  
どうか分かりませんけれども、零細企業になつて  
きたらそういうものが当てになるはずがないわけ  
でして、と言つたら言い過ぎかもしれません。む  
しろ、景気動向の方に大きく影響を受けるわけで  
すから、そういう意味において中小企業の債権と  
いうものの査定というのがすごく難しいんだと思  
うんですね。

今、健全性健全性という中で、取りあえずはま  
ず何から始まるかというと、その査定から始まる  
ことになりますから、そこでの査定自体が違つて  
れば健全性の指標は、そこにあと入力していくだ  
けですから、健全性の数字というのは全然違つた

ものになってしまったんだと思うんですよ。  
もう本当に釈迦に説法なんですねけれども、要するに、大企業は資本金というのは市場から直接調達できますよね。だけれども、中小企業というのは資本金すら金融機関から依存しているという、これがほとんどですよ、これが実態ですよ。そういう意味で、全く形態が違うのだと思うんですね。  
その形態が違っているものを、今は大分わりつつのあるのかもしれませんけれども、基本的に一律に見てしまおうと思つたところに大きな問題點があつたんじゃないのかなと、その査定の在り方自体が。私はここら辺、全くの金融のことは素人ですからよく分かりません。

ただ、皆さんからお伺いすると、我々は仕事が一発当たればいつでも良くなるんだと、だけれども、この景気の状況だからなかなか良くならないだけなんだけどねという声が圧倒的に多くて、それを一律に、今は違つているかもしれないが二期連続赤字だともう不良債権扱いとか、そういう形で査定し続けられたところに大きな問題があるんじゃないのかなと、そう思つているんです。  
その辺についていかがでしょうか。

○参考人（福井俊彦君） 日本の大企業のかなり多くは即グローバル化企業、そういう大きな企業につきましては、当然、格付会社、投資家、いろんな方が既に金融庁、日銀が見る前に目を通してます。しかも、それが国内の投資家、格付会社、マーケットというだけではなくて、世界各地の投資家、格付会社、マーケットが見ているというふうです。それで、金融当局が目を通す前に、縦軸、横軸、斜め軸、既に相当企業の評価が進んでいます。したがいまして、金融庁、日銀が見ます場合にもかなり共通のスタンダードで、言わば横並し的に見ることが容易であり、またそれが正當性を得る度合いが高いケースだと思います。

しかし、中小企業の場合には、何といいますか、中小企業を見る目というのはもつと範囲が狭いわけです。したがって、同じスタンダードで横並しを通して、ということはやっぱり実態に合わないと思います。

面がかなりあるということだと思います。しかし、中小企業もやっぱりグローバル化の波、市場化の波から全く無縁ではなくて、なるべく市場の中で客観的な評価を得ながら信用供与あるいはマーケットからお金が取れるようにしていった方がが、これから世の中に中小企業が生きていくために非常に大事なことだ。したがいまして、日本銀行も中小企業の売上債権の市場を作ろう、これからまたいろいろ日本銀行のオペレーションの対象にも工夫を加えて入れていこうと、こういうふうにしております。

この流れの中で申し上げますと、中小企業も財務指標というものをなるべく客観的に作って、それをデータベース等蓄積して、これをみんなで共用しながら、ある程度共通のスタンダードで企業の判定ができるようにしていった方がいいと。今、IT時代でございますので、中小企業の財務指標のデータベース化というのも相当進んできております。これらを利用しながら、従来よりは近代的な中小企業の信用査定というのはこれからできるようになってくると思います。マーケット作りをするための前提でもござります。

しかし、それにもまだ掛からない中小零細企業というのは、日本の経済を支えているという部分が非常に多いわけでして、これは金融機関と、個々の金融機関と中小企業の経営者とがやっぱり将来を見据えて、そのビジネスの将来にわたる盛衰ということに対しても真剣な話合いをして、最終的にはやっぱり、経営者が信用できるかどうかと、いうレベルまで突き進みながら、正確な企業診断が必要となる。それぐらい中小企業の世界は広がりのある世界だというふうに思っております。

会実験ができませんから、これまでの政策が良かったのか悪かったのかという評価をきちんとしないかないと、この政策が妥当性があるかどうかが、有効なのかどうかというのを判断しかねると思うんですね。

後で別なことで今回の租税特別措置法についてもお伺いしますけれども、要するに、こういう政策を打ちました、こういう政策を打った結果、社会がどう変わったから有効だったか、余り効果がなかつたのか、そこら辺のところの判断というのをしていかないと、次の政策を打つときにやはり間違ってきてしまうんじゃないのかなど、そういう気がしております。

まず、なかなかお答えにくいのかもしれませんのが、この激動の五年間、平成十年の金融危機から以降、この五年間の日銀の政策判断、そして打つてきた政策内容について、どのように総裁は総裁されているのか、まずその点についてお話をいただけますでしょうか。

○参考人(福井俊彦君) 現在も非常に厳しい状況ですし、この先もその厳しい状況を覚悟して対処せざるを得ない状況だと思いますが、過去五年間、つまり速水総裁がリーダーシップを發揮されました過去五年間も非常に厳しい、ひとときも恐らく息をつく暇もないぐらい厳しい状況の連続であつたろうというふうに考えています。

特に、経済情勢が非常に悪い状況のまま推移している、金融システムが未曾有の不安感に包まれる、アジア危機が起ころうというふうに、内外激動の中をございましたので、日本銀行として、やはり金融政策の面でも信用秩序維持の面でも歴史上ないような領域にまで踏み込まれた。ゼロ金利政策とか量的ターゲットへの切替えとか、銀行からの株式買入れ措置等がその代表でございますが、そこまで踏み込んでやられて全く成果がなかつたかというと、やはり私は成果のある面、及ばなかつた面と、そこを正確に見分けながら、私が引き継いでこれから仕事を果たしていくなければいけない。

成果のあった面というのは、やはり金融市場の安定化維持という点では相当な効果があったと思います。様々なショックを、やはり多く流動性が供給されているために、金融資本市場がうまくこれが吸収したと。少なくとも市場の中で不安感が更に拡大するというふうなことは防げたということが一つあると思いますし、実体経済の面でも、デフレが非常に長く続いて厳しい状況だということは事実なんですけれども、物価下落率が際限もなく大きくなる、そして経済を巻き込んでスパイラル的に経済が落ち込んでいくという状況を、そこまでは行かないところに経済をとどめていると。一言で言えば、デフレスパイアルをぎりぎりまでありますし、本当に経済に活力をもたらすような方向に行かなきゃいけない。その中間段階として、やっぱり今よりはマネーサプライが増えるよこれから先はそれでは満足できないということでありまして、本当に経済に活力をもたらすような方向に行かなきゃいけない。その中間段階として、やつぱり今よりはマネーサプライが増えるよな方向に効果を出していかなきゃいけない。それを私の宿題として、宿題と申しますか、もう直面している課題として預かって今仕事を始めさせていただいだと、こういうふうに思つております。

○櫻井充君 今、まずその前に、デフレスパイアルの前で止まっているとおっしゃいました。本当にそうなんでしょうか。

つまり、まず物価は下落しています。企業の収益も落ちていると思います。ですよね、法人税が減っているわけですから、恐らく企業全体としての収益は落ちていると思います。それから、所得税自体も減っているわけですから、これは個人所得も落ちていると思います。問題は消費なんですが、消費はほぼ横ばいぐらいかと思いますが、貯蓄率はたしか下がっていると思うんですね。つまり、中でためていたお金を少しづつ使い始めるしないといふことになつてきているのかなと、そんな感じがしています。

ですから、スパイアルの前に止まっているとい

う認識は、私は若干違つてゐるんじゃないだろうかと。もちろん企業によつて違うかもしません。ですが、この国内全体で見てきたときには、何回も申しますが、法人税が減収になつて、それで所得税が減収になつて、ということを考へてくると、もうスパイアルに入つているんじやないだろうかと。それは劇的なものではない、緩慢なものかもしれないが、スパイアルの状態に入つてゐるんじゃないでしょうか。

○参考人(福井俊彦君) 判定が非常に難しいといふことは率直に申し上げます。しかし、日本経済はやはり持てるイノベーションの力が非常に強いと。しかし同時に、過去の過剰投資による今後生かすことができない不良な設備ストックも大きいと。イノベーションの力は大きいんですけども、企業としてみれば過去に抱えた過剰投資の荷物も重い。この両方のバランスが、ともすれば荷物の方に引き寄せられがちな状況と。経済全体についてもそのことが言えるという意味では、デフレスパイアルに陥つていないといつてもぎりぎりの均衡とあえて言わざるを得ないと思ひます。それが重い。この両方のバランスが、ともすれば荷物の方に引き寄せられがちな状況と。経済全体についてもそのことが言えるという意味では、デフレスパイアルに陥つていないといつてもぎりぎりの均衡とあえて言わざるを得ないと思ひます。そういうことですので、これから先の対応が物すごく重要だと。

ただ、企業もそのこと自身は非常によく気が付いておられて、苦しいけれどもやはり新しいイノベーションの芽をしつかりつかんで、これを収益化分かりません。生命保険会社の予定期率の引下げを行なうかどうかということを昨年か一昨年の夏、審議会で検討会が行われてゐるんです。そこの中で、このままゼロ金利政策が続いていけば、か分かりません。生命保険会社の予定期率の引下げを行なうかどうかということを昨年か一昨年の夏、審議会で検討会が行われてゐるんです。そこの中で、このままゼロ金利政策が続いていけば、あと数年後、ほとんどの生命保険会社が破綻に陥るだらうつてある方が述べてゐるんです。これは本当にほつきりと。そうなつてくると、生命保険会社なら生命保険会社の危機を招いてきている可能性もないとは言えないと思つていて、それからもう一つは、よく言われてゐることですけれども、預金者にとつて決してプラスではないだろうと。ですから、そういう大きなマイナスを持ちながら実際その政策を打たれてはいる、そういうことですね。

○参考人(福井俊彦君) ただいまの御質問は、企業の努力と政府の努力、そして日本銀行の政策、これを等しく並べて吟味しませんと、どの企業あるいは民間セクターに対し甘過ぎたのか辛過ぎたのかという判定は非常に難しいと思います。

○参考人(福井俊彦君) 金利政策だけ取れば、ゼロ金利にしないで、金利は低いけれどもプラスの金利で、ぎりぎりも

ゼロに近い低いところに仮にとどめたとすれば、現状との比較で言えば明らかに、何といま

すか、民間部門の新陳代謝が早く進むと。おつ

しゃるとおり、苦痛がより増すと。苦痛がより増すけれども、それを処理すれば次の局面により早

く行けると、ロジックとしてはそういうことにな

ると思います。中前さんという方がいつも主張しておられるのは、そういう主張でございます。

しかし、ゼロ金利ないしは量的ターゲットに切り替えたがゆえに金利負担がゼロになつたとい

ことはかなり痛みを和らげてゐる。お医者さん

のあれでいきますと、何といいますか、鎮痛剤を打つて、民間の努力、自分で努力してください

り替えたがゆえに金利負担がゼロになつたとい

ることはかなり痛みを和らげてゐる。お医者さん

のあれでいきますと、何といいますか、鎮痛剤を打つて、民間の努力、自分で努力してください

り替えたがゆえに金利負担がゼロになつたとい

</

のところをねらいながら緩和を進められたんじやないかと推察をいたしております。

○櫻井充君 おっしゃるとおりですね。要するに、痛み止めを打っている間に手術をすればよかつたんだと思うんです。それができなかつたら、こういう形になつてしまつたのかなと、そう思います。

その上で、今、国債を一兆二千億円引き受けているわけですよ、毎月毎月、引受けというんですか買い切りというんですか、オペを実行されてしまいますけれども、それを増額されるという意思はおありなんですか。つまり、増額することによって、どの点においてプラスだと、現状ですね。現状で、政策を日銀が一つ変えることになつたとすれば、日銀が一つ変ることになったとすると、どういう効果があると判断されているのか、効果がないと判断されているのか、その点についてお答えいただけますか。

○参考人(福井俊彦君) 今は金利を操作することができますので、日本銀行の金融政策として、本来一番重要な道具立てである金利が使えないということでおっしゃると思います。そして、流動性が本当は企業、金融機関の末端にまできちんと行き届けば経済の活性化につながると、こういうシナリオでやつてているわけです。

取りあえず、入り口のところの流動性の供給といふのは、やはり日本経済にどういうショックが及んでくるか、日本経済の状況はどうかと常に診断をしながら、日本経済の体温を見ながら必要な流動性を供給していく。流動性を供給する手段としては、日銀貸出しもありますけれども、今は基本的にはマーケットから様々な債券を買って供給していく。この場合に日本銀行としては短期の債券、長期の債券のバランスの取り方、そして長期の債券については国債がその場合は中心になると、こういう組合せでやつております。したがいまして、今後とも国債は買いオペの重要な柱としてやついく。その基本は、国債を買

うために買っているんではなくて、必要な流動性を供給するためにやつていかなければいけない。

しかし、もう一方の仕事は、供給した流動性がちゃんと前向きの仕事をなさる企業のお手元に届いているかどうかと、ここが非常に大事な点でございまして、この作業をこれからしっかりとやつていただきたい。大変難しいですけれども、どこまでやれるか、やりたい。またお知恵を拝借したいと思つています。

○櫻井充君 ありがとうございます。そこなんだと思うんですね。

例えば、今の中で言うと、財政なら財政についてはもう今度は逆に言うと締め付けますという話になつたりとか、それから自己資本規制なら自己資本規制でかなり、私の認識ですけれども、貸出

ししにくいような条件になつてきたりとか、どうでもアケセルを踏んでいるところとブレーキを踏んでいるところがあつてなかなかうまくいかない

でいるところだと思います。

さて、法案の方に入りたいんですが、まず小泉総理は三十兆円枠というものを定めて財政再建を行おうとした。今も財政再建を行おうとされるるんだろうと思います。そこで、平成九年の財政

構造改革というのは、あれは失敗と言つていいのかどうか分かりませんが、少なくともあれでどん

ざしてしまつたんだと思うんですね。

その意味において、今回の小泉政権でも、財政構造改革をやつてきます、財政再建をやりますと高らかに宣言されました。三十兆円枠を固持するところおっしゃつたけれども、目標だつたんでよ

う、その目標を外されました。財政再建は現時点

見直し、そうした中での構造改革というのが進められているわけでございまして、そういう意味では、その路線は總理が自ら申しておられるとおり

守られているわけでございますから、財政再建の考え方は進んでいるというふうには思つているところでございます。

○櫻井充君 そうしますと、一般企業も借金さえいきたいと、大変難しいですけれども、どこまでやれるか、やりたい。またお知恵を拝借した

うために貸し付けています。そういう底力を見ますと、日本の経済は今なお心配するには及ばないと、いうことだと思つところでございます。

○櫻井充君 そうしますと、大額の借金を抱えてるから、その借金は国内で全部整理できるから、だからこの国はまだ底力があつて大丈夫なんだ

と思います。ただ、國債というのはある意味では今まで最もどの程度の格付で査定されているんですか。

○副大臣(伊藤達也君) 國債の議論と企業の問題はちょっと客観的に順調かどうかというのはまた難しいわけでございますが、總理のお気持ちとしては順調に進んでいます。總理のお気持ちとしては

も、方向としては正しい方向に向かつているといふことでござります。

○櫻井充君 総理の気持ちは順調。財務省の気持ちはどうなんですか。

○副大臣(小林興起君) 総理と同じでござります。

○櫻井充君 そうすると、まず、じゃこの国の今の財政状況から見てみると、これ企業で見たときに不良債権扱いになる国なんでしょうね。つまり、今の財務状況でこれだけ多くの借金を抱えてきている、なおかつまた借金の額がどんどん増え

てきているというような状況ですと、これ企業で見るなどの程度の企業、格付ありますよね、今正 常先ではないと思いますが、これ要注意先ですか、それとも破綻懸念先ですか。

○副大臣(小林興起君) 一口に借金借金と、こう言われるわけでございますが、御承知のとおり、諸外国であればこういう赤字に転じているよう

な、財政の赤字が非常に大きい企業の場合には、国債なんかにしても外國で調達する。日本なん

か、要するに買ってやつていることが多いわけ

があるんですけど、ある程度一定以上の医療費が掛かってくると、この間、予算委員会で質問いたしましたけれども、医療費の、国家公務員にはこういう制度がございます。是非皆さん聞いていただきたいことがあります。

○櫻井充君 本当は同じで判断してもわないと

いけないことがあるんですよ。なぜかといいますと、この間、予算委員会で質問いたしましたけれども、医療費の、国家公務員にはこういう制度がございます。是非皆さん聞いていただきたいことがあります。

国には貸し付けています。そういう底力を見ますと、日本の経済は今なお心配するには及ばないと、いうことだと思つところでございます。

○櫻井充君 そうしますと、政管健保にもござります。ところが、政管健保の方々の事業者の経営

方々が加入しているそういう政管健保にもあるん

ラリーマンの皆さんたちの保険料が少ないことで、その還付制度はあるけれども実質は行われてないんです。ところが、国家公務員にはこの還付制度があるんです、いまだに。

この還付制度の財源はどこかというと、事業主は国ですから、国から年間三十億程度だと思います、そのお金が拠出されてきている。そして、もちろん国家公務員の方々のお給料が高いですか、そのための保険料も多いんでしょう。そのお金があるからいまだに還付制度が実現している。ですから、私はこういうことをお伺いしているんですから、民間企業はそれだけの余力がないから仕方がないんです。

しかし、政管健保に本来は税金が全体として、保険の全体として一六・四%から二〇%入れなきやいけないというのを、特例措置で附則のところに一三%と書いています。つまり、国税を本来入れなきやいけない額を入れないで、そして事業者に負担させて、企業が悪くなっているからそういう還付制度もありません。一方で、国は多額の借金を抱えています。しかし、今事業主として余裕があるからと、この間の御答弁です、予算委員会。余裕があるからできるんですという御答弁でした、これ。だから今日は聞いています。余裕なんかないはずなんですよ。なぜこの赤字企業が、多額の赤字企業が事業主負担ができるのかどうか、そこが極めて不思議なんです。ただ、私は、だからといって、国家公務員のこの制度やめろと言つていてるわけじゃないんですよ。

大事なのは、社会保障に関しては金使つた方がいいと思っていますから、三割負担にするんであつたら、そういう還付制度ができるような形にしてあげないと、政管健保に加入されている方々も、そうじやないとサラリーマンの人たちは大変なんですから。今回の税制のことでもそうなんですけれども、とにかく中小企業で働いているサラリーマンに対してほとんどの恩典がございません、今回の税制の中です。ですから、国は

どの程度、企業として比較した際にどの程度悪いのかということ、いいのかということを出していいんだかなければ、この間の予算委員会の答弁との整合性が取れないんですよ。いかがですか。

○委員長(柳田稔君) だれに答弁を求めますか。

○櫻井充君 副大臣。

○副大臣(小林興起君) 現在の日本の財政の状況に問題があるのかないかということであれば、問題があるからこそ、小泉総理は財政再建というこ

ともうたつてているわけでございまして、先ほど順

調と申し上げましたのは、そういう構造改革、今

直さなければいけないところがあるということの

中に、直そうという方向に向かっているときに、

それでは今取っている方策がやがてきちっとした

形で財政の再建もなしとする方向で動いているの

か、それとも絶望的な方向で動いているのかとい

うことの中に、二〇一〇年にプライマリーバラン

スも回復するという目標を掲げながら、きちつき

ちつと順調に改革が行われているというふうに申

し上げたところでございます。

○櫻井充君 現時点がどうなのかで判断されるん

じやないんでしょうか。だつたとすると、企業も再

そういう判断してもらいたいんです。企業も再

建計画を立てたら、じゃそれを見ていきましょう

と、そういう判断してもらいたいのに、企業に対

しては極めて厳しいわけです。そして、自分たち

が運営しているところには極めて甘いんだと思う

んですよ。これ、やっていくかるどうか、これが

ら分かりませんよ。

じゃ、もう一点、つまらない話なのかもしれない

せんけれども、外務省の在外公館の職員の配偶者

手当というのがござります。これ、丸々その在外

公館の職員の一〇%、配偶者に今まで手当が出

ているんですね。この点について、なぜこうやつ

ないですか。

○政府参考人(北島信一君) お答え申し上げたい

と思います。

在外公館に勤務する外務公務員に支給される配

偶者手当でございますけれども、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定に基づき配偶者を伴う在外職員に支給されるものですが、考え方でございますが、これは在外職員が在外公館において勤務する際に配偶者を伴うことによって追加的に必要な経費に充当するため、このために支給されるということでございます。

○櫻井充君 この御時世に、見直す御予定というのはないんでしょうか。

○政府参考人(北島信一君) 委員から現在の状況

ともうお話をございましたけれども、外務省としても、現在の厳しい国内の財政事情、賃金・雇用情勢等を重く受け止めまして、在外職員に対する

一層の経費節減を求めるということで、平成十五年度の予算案におきまして、在勤基本手当の水準

を、すべての在外職員平均で対前年度比おおむね一割削減するということいたしました。この結果、在勤基本手当に連動する配偶者手当につきましても、すべての在外職員平均で対前年度比約一割減ということになります。

今後とも、配偶者手当を含む在勤諸手当の内容、それから水準については必要な見直しを行っていきたいというふうに思つております。

○櫻井充君 本来、幾ら掛かったから、それに対する必要経費として請求されるんなら分かるんですけど、どんぶり勘定と言つんですね、こういうのをね。いまだにそういうどんぶり勘定が行われているわけです。いや、多分これ調べるときつと

いろんなことが出てくるんだろうなと思うんです。

そうやつて、申し訳ないけれども国民の皆さんにはいろいろな負担を強いておいて、自分たちはいまだに、自分たちのところだけはきちんと守られ

ているというの、皆さん理解されないと思いま

すよ、本当に。ですから、そのことによつて十分な国益が得られているというのであれば、これは

皆さん納得されると思うんですね。このことに

よつてどういったものが、どういう利益があつたの

か、そのことについてきちんと説明できますか。

○政府参考人(北島信一君) なぜ二割なのかとい

う御質問だらうと思いますけれども、配偶者を伴

うことによって、海外での勤務生活を始めるに当たり新たに購入を要する物品等に掛かる費用、そ

れから外交行事への出席等の外交活動に要する経費などがおおむね二割程度追加的に生じるという

考え方でございます。

○櫻井充君 だから、それはそれに見合つただけの効果があるのかどうかということをお尋ねして

いるんです。その実績をお話しできますか。

○櫻井充君 もう一点言つておきますと、これはどうせ答弁

できないでしようから結構ですが、要するに在外

これは外交活動に要する経費ということでござい

ますので、私どもその種の活動を一生懸命やつて

いきたいというふうに思つております。

○櫻井充君 だから、それはそれに見合つただけの効果があるのかどうかということをお尋ねして

いるんです。その実績をお話しできますか。

○櫻井充君 まだ、それはそれには結構ですが、要するに在外

の効果があるのかどうかということをお尋ねして

いるんです。その実績をお話しできますか。

○櫻井充君 まだ、あれだけ使い方いい加減でしたよね、今

までは。諸謝金の使い方マニュアルの中に何て書

いてあつたかというと、これはあなたの手当では

ありません、これからは事務経費として処理して

くださいと書いてあつたでしょ、平成十二年版

だつたか何か忘れましたけれども。かなりいい加減に使われていますよね。ですから、ちゃんとこのういうものに関してだつて、こういうこと、このお金によってこれだけの実績が上がりましたということがなければ、見直してくるのが当然なんだと思います。御答弁はもう結構でございますが。

とにかく私が申し上げたいのは、国民の皆さん方には負担は強いてくる。しかし、自分たちの既得権益だけはきつちり守つているということではなかなか理解は得られないのではないのかな、そういう気がします。

そこの中で、また国はどんどん借金を重ねていつて、財政が大変だから、いずれ増税という話になるのでしょうか。もう私は昨日の浜田先生と同じで、増税必要だと思つてます。しなきやいけないんだと思つてます。そこで、もう一つお伺いしたいのは、税収中立という言葉が今全面的に出てます。多年度中立などというお話になつてます。多年度中立ということは、どこかがゼロであつて、そこからプラスになるかマイナスになるか。つまり、現時点がふさわしい税率だという考え方方に立てば、多年度税収中立というのは成り立つてくるんだろうと思うんでよ。その意味で、税収中立という概念で今我が国の国民負担率はどうなのか。どうなのかというのを、適正なのか、どう判断されるのかといふことなんです。

今、日本は税負担と租税負担とそれから社会保障負担で大体所得の三六%ぐらいでしょか。アメリカとほぼ同じぐらいだと思ひます。イギリス、ドイツ、フランスが五〇%から六〇%ぐらいの間で、スウェーデンが七三%ぐらいですよね。そのことから見てみると、国民負担率というのは極めて低い国なんです。

それで、税収中立とかそういう考え方ではなくて、現時点において租税負担の割合というのは適切だとお考えなのか、社会保障負担というのを適切だとお考えなのか、社会安全保障負担といふのは

切だとお考えなのか。後者については厚生労働省の方から御答弁願いたいと思います。

○副大臣(小林興起君) 国民負担率、国民に御負担をいたくわけでござりますから、やはり納税者から見れば自分のお金が何に使われるのかといふことの国民の感覚、バランスの中に決まつてくれるだらうと思つうわけでございます。

したがつて、今のところ、現在いただいている税でもつて自分たち国家が、国民がどれだけサービスを受けているかというようなことの中に今現在が決まつてゐると思うわけでございますが、そういうのが決まつてゐると思うわけでございますが、それが大体諸外国に比べて、実は日本は税の負担率が低いと。その分しかサービスが随分あるといふのであれば、その差額は何かといふと、正にそれが借金財政、国債を発行して、その借金でもつてはサービスをたくさんしてゐるわけです。

ですから、国民負担率といいましても、先生がおつしやつた三六・一という数字は、これは実際税金あるいは社会保険で払つてゐるものでございまして、私はやっぱり借金の財政の部分も上乗せして考へるべきだと思つうわけでございます。

それが受けているサービスですから。そうなりますと、日本はやっぱり五〇。逆に言うと、五〇を超さないようについてふうに国で決めておりますから五〇にまだ達しないでけれども、しかし達しつつあるという現状において、いや、これをずっと借金財政で行くか、正直に、ここは皆さんにサービスしているんだから税で本來補うべきだということになりますと、財政の赤字の解消にもなるわけですから、そういうことをこれから議論していくべきやならないわけでありますが、さはさりながら、今日の不況の状況で、今、租税負担率、税金を上げるということはなかなか言い出しにくいという状況も多分あると思うんですね。

そういう中で、当面、税収については、減税してもすぐ増税、增收にするということで、このところについては議論は今止めているということではないかと思われるわけでございます。

○政府参考人(水田邦雄君) 先生御指摘のとおりでございまして、我が国の社会保険料あるいは税負担の水準は、ヨーロッパの諸国と比較をいたしまして、人口の高齢化あるいは年金制度の成熟化によりまして、相対的に低い水準にございます。

しかしながら、御承知のとおり、我が国におきましては、少子高齢化が諸外国よりも急速に進行しておりますので、こうした中で今後社会保障の給付は急速に増大するものと見込まれております。これに伴いましてある程度の負担の増大は避けられないと認識しておりますが、経済社会の活力が損なわれないように、また将来世代への負担が過重なものとならないように、給付の見直しと効率化を図り、負担の上昇を極力抑制する必要がある、こういった認識でございます。

○櫻井充君 重税感はやっぱり皆さん持たれてるんですね、これだけ負担率が低くても。それは何かというと、使われ方がやっぱりおかしいからなんだと思うんですよ。

そこで、アメリカは公益寄附という制度があります、例えば一般の方で、例えば一千萬なら一千万の所得があると、五百万まで寄附すると結果のところは税額控除というか所得から控除されて、そして所得控除の対象になつてくる。その公益寄附で今どのくらいかと、一千七百五十億ドル、ちょっとこの数字、正しいかどうか分かりませんが、大体そのぐらいだと言われてて、アメリカの税収全体で七千五百億ドルぐらいですから、大体二〇〇%ぐらいがその公益寄附なんだそなんです。

○副大臣(小林興起君) 確かに、アメリカに行きました、これはだれが寄附した、これはだれが寄附した、そういうものがたくさん目に付くわけでございます。そして税制の方でも今、先生が言われましたとおり、日本は自分の所得の四分の一は寄附した場合に所得控除されるわけでありますけれども、税で面倒見てもらうわけでありますけれども、アメリカであれば多いところでは五〇%

益寄附というようなものを進めていく制度を作つていくと、申し訳ないけれども、財務省が自分たちで税金を集めめて使うお金以外のところの財源が出てくると、社会は大きく変わつていくんじやないかななど、そう思つんです。

例えば、医療の問題でいいますと、今、社会保障でこれから負担がどんどん増えてくる、だれが負担するのかと、いう話になります。今、病院で、僕は最大の問題になつてゐるのは、基本的には医療保険からしか収入を病院が得ることができないという、そのためには差別化を図つて、患者さんは大体諸外国に比べて、実は日本は税の負担率が低いと。その分しかサービスが随分あるといふのであれば、その差額は何かといふと、正にそれが借金財政、国債を発行して、その借金でもつてはサービスをたくさんしてゐるわけです。

ですから、心療内科やつて、今、引きこもりの方とか拒食症の方の治療、まだやつてますが、一時間診てもせいぜい三千円とかその程度しか病院に収入入らないんですよ。そうすると、そういう心身医学の発達も遅れているんですね。

これから増えていく中で、じゃ、どうやつたら収入を増やすことができるのか。そのことを考えてみると、アメリカのようない公益寄附という制度を導入してくること、つまりは、今までは納税者の心身医学の発達も遅れているんですね。

これから増えていく中で、これらは個人、どなたに、ある種、税だと思ひますけれども、税の使い道の決定権があるのかという、それがだれなのかという話だけで来ましたけれども、これからはかという話だけで来ましたけれども、これからはかという話だけで来ましたけれども、これからはかの個人、どなたに、ある種、税だと思ひますけれども、税の使い道の決定権があるのかという、そういう議論がなされていつてもいいんじゃないかな、そういう思いがあるんですけれども、この点についてどうお考えでしようか。

○副大臣(小林興起君) 確かに、アメリカに行きました、これはだれが寄附した、これはだれが寄

ますと、これはだれが寄附した、これはだれが寄附した、そういうものがたくさん目に付くわけでございます。そして税制の方でも今、先生が言つたとおり、日本は自分の所得の四分の一に達することもあるということでございます。

○法人で働いている人たちが全体の一〇%ぐらいいらっしゃるという状況になつております。そういうのは日本で言う医療法人も含みますし、そうしてくると、日本ももう少しこういった公

それに高額所得者がはるかにアメリカの方が多いということもありまして、そういうものが目に付くわけございますが、これは自分のお金を出でますから、やはり所得も相当多くないと出でこない。そういう高額の所得を取るような仕組み、社会になつてているかどうか。例えば、ショットチャウ新聞、テレビでも、何かアメリカのプロスピーチ選手の金額が、年間二十億円とか三十億、四十億、これ年間の所得ですからね、それはもうたまげるような所得を取る仕組みにアメリカはなつてている。

そんなにもらえば少しは寄附するだらうというふうに考える人もいるかもしませんけれども、

そういう社会や文化の仕組みも違うということもあるわけでございますが、しかし、善意のいすれ

にしても寄附を社会はどう受け入れていくかといふことに關しまして、日本としてもN.P.O法人へ

の寄附につきまして、今回は相当税制も改正いたしましたとして認めるようにしていくというようなこと

で徐々に進みつつあるので、方向としては先生がおっしゃる方向に日本の社会も向かつてているといふことでござります。

○櫻井充君 私が聞いた話ですけれども、道頓堀

というのは、あれは寄附で造られたという話です

よ。ですから、昔はそういう制度があつた。文化とおっしゃいますけれども、そうではなくて、明

治以降の中央集権社会で官僚の方々が今こういう

システムを作つただけの話であつて、寄附すると

いう、そういう精神がないわけでも文化がないわけでもないんじゃないですか。

私は、いろんな方々とこの話をすると、所得の低い方々も何とおっしゃるかというと、こういう形で自分たちがある種、税を使う決定権があるん

であれば増税されても構いませんよという話もさ

れるんです。ここは、これは大事なことなんですねけれども。とにかく皆さんが思つてるのは使われ方がおかしいということですから、今のような

文化の違いだとかいう、その認識は私は違つてゐると思ひますけれども、いかがですか。

○副大臣(小林興起君) 文化というのは現在の文

化を申し上げたわけでございまして、現在はとて

うと、ないんですよ、ほんと。

例え、例えばの話です、減税するんであつた

とすれば、消費税を3%に下げるというんじやな

どもとでもアメリカのそういう土壤と、今の土壤

と言う方がいいんでしようけれども、土壤が違う

こない。そういう高額の所得を取るような仕組み、社会になつているかどうか。例えば、ショット

チャウ新聞、テレビでも、何かアメリカのプロス

ピーチ選手の金額が、年間二十億円とか三十億、四十億、これ年間の所得ですからね、それはもうたまげるような所得を取る仕組みにアメリカはなつてている。

そんなにもらえば少しは寄附するだらうという

ふうに考える人もいるかもしませんけれども、

そういう社会や文化の仕組みも違うということもあるわけでござりますが、しかし、善意のいすれ

にしても寄附を社会はどう受け入れていくかとい

ふうこと

うに、

たまげる

よ。

そういうふうに日本はならないです

なつて

いる

よ。

そういうふうに思つて

いる

ないといふうに思つて

いる

よ。

そういうふうに思つて

いる

よ。

立つていいだらうというようないからお願いをしているわけです。

特に研究開発減税の方は、基本的には恒久減税、租税特別措置といつても时限を切らない措置を中心に置かせていただいているわけです。これは、やはり研究開発自体に、これは計算上出すのは非常に難しいですが、外部経済効果が多分ある。日本の企業が研究開発で成果を上げれば、それによつて効果があるだらうというようなこともあります。あつて、恒久的な減税措置をやらさせていただいているということあります。

今回の研究開発及び設備投資減税を取つたことによりましてどのぐらいの効果かというのにつきましては、実はどういう数字を取るかというの是非常に難しいわけですが、一応、関連する総務省の科学技術研究調査報告書というようなものですが、要望省庁、いわゆる経済産業省、総務省からのヒアリングとこのようによりまして、一応、研究開発費は十二兆七千億円ぐらい、それから、IT投資については七兆三千億円ぐらいというのを見込ませていただいています。

この現実に、それによつてどのぐらいの企業行動に左右されるかというのが非常に難しいものですから、一概に言えないとすけれども、大胆に言いますと、例えば研究開発だと六千億円ぐらいの減税に対して、アメリカの実証研究による弹性値では一・七といふ弹性値取られておりますので約一兆円ぐらいの増加と。それから、あるいはIT投資で、これは実は以前、平成十年、十一年

のころにパソコン減税というのをやらせていました。これが実は弹性値として、これは言わば百万円ぐらいの話。オフコン、パソコンと、こいつのようなものなんですが、これの弹性値が約二・〇八ぐらいであったというようなものを換算すると約一兆四千億円ぐらいと、こういうようないところを前提に一応試算を出させていただいていることがあります。

○櫻井充君 政策分析というんですか、コストだけじゃなくて。少なくとも、今回、五千億か六十億かの減税になるわけであつて、その痛みを伴つて政策を打つていらっしゃるわけですね。そうすると、それなりのプラスがなければ国の財政を悪化させるだけでしかないとのことです。

ですから、大事なことは、目標が、どのぐらいだという目標がまずあって、それで、これは振り返るのは相当後になると思うんですよ。投資すればそれでプラスになるかというと、必ずしもそうではありませんから。そのことによつて研究開発がどれだけ進んでいったのか、五年先、十年先を見えてこなきやいけないことになると思つんですね。

じや、これが今回の減税でどのぐらいの効果があるかというのは、具体的な数字というのは、この言わば要望を出すに当たっては、こういう減税をしますよということは、実は今回の改正とほとんど同じ言わば提案を経産省がされて、それでビアリングをしておりますから、これを織り込んだところの今の数字に多分なつているんだと思うんです。

ただ現実に、それによつてどのぐらいの企業行動に左右されるかというのが非常に難しいものですから、一概に言えないとすけれども、大胆に言いますと、例えば研究開発だと六千億円ぐらいの減税に対し、アメリカの実証研究による弹性値では一・七といふ弹性値取られておりますので約一兆円ぐらいの増加と。それから、あるいはIT投資で、これは実は以前、平成十年、十一年

雨量によつて違うのですから、電力会社が専ら利用していた制度なんですが、そのための準備金制度というのもありましたけれども、これも、創設当時の水力発電の意義も変化したということでは廃止させていただいているとか。

それから、あるいは実は特定拠点地区における産業業務施設の特別償却、これは、いわゆる地方のビジネスを作るということだったんでございまして、これが、これも実は十一年度以降適用実績がないと。もう実際は、残念ながら地方にそういう拠点を作るというニーズがなくなつてきてしまつて、そういう意味では、効果がないということから十四年度に廃止をさせていただいた。

それから、あるいは逆の意味で、有効だという意味で今回延長させていただいている例で言えば、十年の総合経済対策で創設されました中小企業投資促進税制というのがござります。これなどは、いわゆるこの適用をやりましたことによりまして相当実は投資が進んだと。先生が言われますように、政策評価という観点から、税制改正要望を出されるときには、これまでの政策効果あるいは政策の達成目標度というのを十三年から取るようになつておりまして、それの例で申し上げますと、例えば中小企業のいわゆる投資促進税制の場合ですが、制度を作つたところからかなり大幅に特別償却対象の機械装置の投資額は増えておりまして、例えば、平成九年まで、この対象で言えば、根っここの数字は非常に大きいので、十五兆ぐらい投資それでされているんですけど、それが一挙に二十兆台に増えるというような形になつているというようなものもございま

す。ですから、大企業に対して何か恩恵を与えるのに対しても同じことになつておりまして、それがどういうものを持つていいないと、いつまでたつても同じことの繰り返しになるんだろうと思うんですね、これは去年もお話をさせていただいたんですが。

それでは、ここ数年間で有効であった租特と無効であった租特と、ちょっと代表例を挙げていただけますか。

○政府参考人(大武健一郎君) いろいろあるかと思うんですが、無効があつたということで実は廃止させていたいたもの、例えば海上油田・ガス田の廃鉱準備金というようなものにつきましては、実は十年度に実績一件あつたきりで、過去からずつと作ってきた制度ですが、もう意味がないこととてこれは廃止させていただいていますし、あるいは、これは十一年度の話で、湯水準備金、これは実はダムが時期によつてかれたり、

減税というのは、先ほど言いました数字がどうだこうだいう、もちろん効果がなきや意味ないわけですから、それも大事でございますが、この税制も考えてきた。そして、研究開発については、研究開発をどんどん増やしていくなさいということで、増額するものについて実は税制の優遇措置を増加試験研究費に出しましたですね。

ところが、やがて、日本がどんどん成長していくのを見て、アメリカは逆に日本から学んだと思いますが、日本はあんなことをやつていらっしゃるわけですね。大きめの企業でも、そういうのを見たときに、アメリカは逆に日本から学んだと思うのか、じゃ、うちももっと大掛かりにやってやるといふことで、アメリカは実は根っこから試験研究開発費について減税措置を設けたわけでございます。

日本は、高度経済成長のころはいつも増加がありましたが、今はもう、去年も今年も試験研究費が同じなんですね。大きい会社でも。そうしますと、新しく増分が出てこない、すると、財政上の優遇措置がなくなつたわけですよ。

ですから、大企業に対して何か恩恵を与えるのにおかしいじゃないかといふ議論もありますけれども、しかし、大きいところも実は外国と競争しているわけでございますから、外国との競争の中、日本がもう試験研究費に対する恩恵措置がなくなつてきているという危機感を持って、今回、日本も根っこからやつたというその思想的な大きな背景があることを是非御承知おきいただきたいと思います。

○櫻井充君 それは十分承知しております。

私が申し上げたいのは、税だけによって可能なのかどうかということを将来分析しなきやいけなくなるんだろうとつまづいて思つてます。つまり、こういう減税措置を取つたものの中でも、例えば行きが見えないからやはりなかなか研究開発ができるとか、この次の社会がどういう社会になりますよというところが見えないと何の研究していかつからないというところつてあると思うんで

すよね。

例えば、医療の分野で言つたって、医療費をこれから削減しますと、削減というか、なるだけ抑制しますと言われてしまえば、アメリカは医療費があれだけ膨らんできているのは、実は高度先進国が、今GDPで七・数%です。アメリカは一二・何%ですよね。全く規模が、経済の規模で測ったときに違うわけですよ。しかし、そういう形で医療費全体をGDPの、ヨーロッパ並みでもいいです、フランス、ドイツだと一〇%ぐらいですから、そこまで広げていますよということを言われば、それと合わせて研究開発だと言われば、それやると思うんですよ。ところが、何だかよく分からぬけれども、医療費はこれから削減しますと言なながら、雇用は、医療の分野で五十万人の雇用創出だって竹中さんおっしゃっているんです。

そういうところで、税制だけでは私は不十分かもしれないという思いがあつたので、それで税として見たときにはどのぐらいのことを考えていらっしゃるのか、まずそこだけお伺いしたかったです。それと併せてやつていかないとなかなか難しいんじゃないのかな、社会が動いていかない感じやないのかなと、そう思つているからです。

もう一点、先ほど要望があつたからというお話をありましたが、中小企業の方々から一番多い要望は事業承継税制なわけですよ。農家の方々にとっては優遇税制があるわけですから、そいつた税制がないので、そのような税制を置いてくれないと、今でも企業の経営が苦しくて、じやこれを息子に継がせようかと思つてもなかなか息子に継承することができないという問題点があるので、そこら辺を、少なくとも今みたいな景気の悪いようなこの時期だけでも何とか考えてくれないかなと、そういう要望もあるんですが、この点についてはいかがお考えですか。

○政府参考人(大武健一郎君) その要望もかねてから中小企業庁等からも伺っておりますし、実は

のに何で  
ます。  
ただこ  
には、そ  
下に、か  
禁止す  
いなもの  
すと、他  
なるとい  
います。  
特に農  
間の営農  
例えば市  
で農業を  
今は厳し  
取らせて  
それと、中  
この中小  
要がある  
は取らせ  
特に、  
社形態の  
なること  
合は純資  
も、株に  
業の場合  
入れさせ  
くできる  
四百平米  
価で下ば  
きている  
実は今  
税の一体  
のは、審  
の方には  
いうのは

「これは、先生御存じ  
化措置」というのを  
は間接的なんだよ  
うに、それから少  
までは八割減額とし  
たり、いろんな工夫  
わけです。

のかというお話をあります。のとおり、農地の場合の不可分といふ制約のことを原則としていること、言わば事業革新みなみの約された世界の中です。そういうことが難しくなるか、形で作つていまでも、中小企業に当てはめます。そういう制度だらうと思難しい制度だらうと思存じのとおり、二十年いるだけじゃなくて、それをやる場合には死ぬままでござります。要望のみならず、広く多くのことに配慮する必要がありますから種々の政策をかねてから、他との公平を保つことで、他との公平を保つことでござります。

に亡くなられた方  
価で相続を実施し  
が、贈与という形  
選べるという意味  
いうようなものに  
のタイミングをか  
が大変大きくなる  
そういう点では  
こういう不景気でさ  
しでも移転をする  
れば、それはそれ  
います。特に今回  
でも土地でも何で  
まで非課税でし  
払っていだくと、  
与を認めるという形  
かなり貢献するの。  
さらに、御存じの  
を受けた場合には、  
税価格の減額措置  
も、相続時の精算は  
ような措置を併せて  
ところであります。  
○櫻井充君 分かり  
あとは、この税制  
もう一度、こうい  
だらうというのは聞  
ただ、一方で、牛  
なくなるとか、いフ  
いという話があり  
する必要性は全く  
とつてみたら、そし  
年なら十年とか、一  
かな、十年転業でき  
きるようにしてあげ  
必要性は私はない。

「というのは非常に高い地代でなければならなかつた。しかもそれを取りますと、自分で親子で生前相続をめぐらすよ」という制度を作る必要がないのかなど。それを選ぶことになりますが、二十年なら二十年じやまさせんよと。ですが、なんぢやないのかなど、そろそろだらうと思ひます。

「例えば今、先生が言わわれた株価も安い、そういうときたまの相続、贈与の一体化は、もう自由に、そこは二千五百ばかりそれを超えたら二割のところ、中小同族株式の例の中、中小同族相続の場合は、いうような仕組みで一応生息形になつておるものですからかなと思つています。

りました。

制について中小企業の方々なり税制があるけれどもどうぞ聞いてみたいと思います。

元ほどほかのところに課業のうんな制約を課さなきやいました。全部の人に対してもいいわけであつて、あるいほかの業種に、例えますよ」という制度を作る必要がないのかなど。それを選ぶことになりますが、二十年なら二十年じやまさせんよと。ですが、なんぢやないのかなど、そろそろだらうと思ひます。

考人(大武健一郎君) 事業用資産だけそ  
んなことになりますと、例えば居住用資  
その措置がないという問題も当然あります  
なると、相続税そのものの意義が実は問  
うとなる。それだとすればむしろ相続税  
の最低限なりあるいは非課税枠をどう設定  
いうような御議論の方に行かなければ、  
というのは取れないんじゃないかなとい  
思う次第です。

君 分かりました。

く、やはり最初に申しましたとおり、な  
業を継がせることができなくなつてきてい  
そういうお話をございますので、是非  
検討していただきたいと、そう思いま  
らもう一つ、配偶者控除についてお伺い  
ですが、働く女性にとっていいことな  
れません。しかし、例えゼロ歳児を抱  
お母さんの九十数%は専業主婦なんです  
歳児抱えている方々、九〇%ぐらいで  
専業主婦なんですよ。こういう方々は  
なるのかなど。

これから子育ての在り方だと思うん  
ゼロ歳児保育というのを進めていくとい  
いのかもしれません。これは今日はあ  
せていただきますが、少なくともアメリ  
リコ这样的数字が出てきています。親と  
した場合に、言語の発達は早いけれども  
題行動も多いという、そういう数字もも  
ています。そうなつてくると、子供とい  
育てられたらしいのか、だれが育てる  
か、だれに育てられるべきなのかといふ  
からしていかないと、社会でいろんな  
こつくる可能性があるんだと思うんで  
意味において、私は専業主婦の役割は  
さいと思つていてます。



ないうふうにも取れるんですが、そこをどのようにお考えでしようか。

○参考人(福井俊彦君)お答え申し上げます。

伝統的な中央銀行の考え方から比較いたしますと、確かにリスクの多い領域に一步踏み込んでいることは委員御承知のとおりでございます。

なぜそういうことが必要であったかといいますと、政府の保有機構の方も私どもの方も同じでございりますけれども、株価変動のリスクが大きく顕現化して脆弱な日本経済の基盤を突き破ると、これはやはり今のような厳しい状況の下においては可能な限り防ぎながら新しい局面を切り開いていくことが必要だと、そういう共通の判断に立っておりますけれども、日本銀行の場合には、特に株価の変動が銀行経営を直撃すると、一番弱い金融システムに大きなダメージを与えると、そこを日本銀行としては金融政策、一方で信用秩序維持政策をやっている立場から身を挺しても防ぎたいと、こういう決意の下にやつたと。

したがいまして、政府の機構、日本銀行の買取り措置は、大きく言えば同じようなところをねらっておりますが、日本銀行の方はもつとこの金融システムへのダメージというところに強烈的を絞つておられます。ただ、リスクの多い領域に足を踏み入れたといつても、リスクに対しても、全く我々は防御の姿勢なしに踏み込んだりというか、そこはそうではございませんで、将来の売却損回避のための工夫も講じているということござります。

したがいまして、買入れ銘柄はある一定の格付以上のもの、そして市場において活発に取引されている、つまり流動性が確保されていて将来売やすいというものの、それから銘柄も分散して貢うとかというふうな工夫を加えておりますし、将来、日本銀行が市場に売り戻す場合にも、当面五年間は据え置きますが、その後十年間という長い期間を取つて売り戻していくというふうに、リスク対応のこともある程度工夫を凝らしながらつ

ておられるというところでございます。

○平野達男君 これはずっと前の財政金融委員会

でもちよつと申し述べたことですけれども、少な

くとも政府の方は、あるいは国会の方では、その株価変動のリスクは国は全部は取りませんという

ことを決めてる一方で、日銀がそれを取つたと

いうことは一步も二歩も出ているということだと

思つてます。

そこで、財務大臣に、前回と同じような質問に

なりますけれども、二兆から三兆というふうに今度は膨らんでいきますけれども、これを財務大臣の判断一つで日銀納付金を減らすことには、結果的に日銀の納付金が減るリスクに結びつくわけですけれども、それを財務大臣の判断でやつていも

うことは、まだ買っていないわけでありますので、そこに

ついては、その積極的な活用を金融機関に対する引き続き要請をしているところでございます。

また、これについてはいろんな御議論、御承知の

おやりになるのが一番いいと思って、こういうのには我々が干渉しない方がいいと。その意味におきまして、この法令の納付金に関する条項の改正等は一切行わないという方針でございます。

だから、ここで手続上はいいと思ひますし、また、こういう政策の選択はやはり日銀の独立性でおやりになるのが一番いいと思って、こういうのには我々が干渉しない方がいいと。その意味におきまして、この法令の納付金に関する条項の改正等は一切行わないという方針でございます。

○平野達男君 私は、この株式保有機構の設立の目的と、先ほど福井総裁、あるいは昨日言われた

今回の買入れの目的というのはほとんど違わない

ことは理屈として分かりますが、それでは、しかば

なれど、株式保有機構というのは先行しているわけ

ですから、株式保有機構の活用、若しくは何か問題があるとすればその変更みたいなものを金融庁

ふうに承認しておられると、それで実行に移していくというふうに想つています。これがマクロのリスク、それと個別銘柄に関するリスク、それぞれあらうと。これも金融機関の経営判断の中で今事態が進んでるというふうに認識をしております。

○平野達男君 これは、日銀の独立性であるというふうに思つてますので、私どもの立場から申し上げれば、この機構の利用が大いに促進されるということは望ましいし、かつそれを期待したいというふうに思つてます。

政府、それから与党におかれましては、この機構の機能強化のため、いろいろ今御検討中という

ことがありますけれどもその変更みたいなものを金融庁二兆から三兆の枠を膨らませるときに株式保有機構の活用というのは考えませんでしたか。逆に日銀で、今回の

二兆から三兆の枠を膨らませるときも、政府の役割は金融システムのいろいろな構築をするという

機構と日銀の仕組みというのは類似の行為ではありますけれども、やはりその目的等々が少し違つてゐるんだろうというふうに認識をしておりま

す。我々の方は、その保有制限に併せて出てくる

一つのセーフティーネットとして出している。日

銀の方は、保有リスクの軽減を通じて金融シス

テムの安定強化という、より深いところに根がある

ところは、我々はそのように認識をしてい

るわけでございます。

お尋ねの保有、買取り機構の、株式取得機構の強化ということでございますけれども、御承知の

ように、金額から見ると五分の一ぐらいしか累積でまだ買つていないわけでありますので、そこに

ついては、その積極的な活用を金融機関に対する引き続き要請をしているところでございます。

また、これについてはいろんな御議論、御承知の

ようにこれは議員立法で改正等々いたでおりま

ますけれども、これについて与党の方でもいろいろの議論があるというふうに認識をしておりますので、そういう点を注視しているところであります。

おやりになるのが一番いいと思って、こういうのには我々が干渉しない方がいいと。その意味におきまして、この法令の納付金に関する条項の改正等は一切行わないという方針でございます。

だから、ここで手続上はいいと思ひますし、また、こういう政策の選択はやはり日銀の独立性で

おやりになるのが一番いいと思つて、こういうのには我々が干渉しない方がいいと。その意味におきまして、この法令の納付金に関する条項の改正等は一切行かないという方針でございます。

○平野達男君 総裁、どうでしようか。

○参考人(福井俊彦君) 政府の株式保有機構の目

的としておられるところは、日本銀行の買取り措

置よりも幅が広いと思います。経済全体に対する

セーフティーネットという意味では、政府の機構

の持つておられる目的がより大きいわけでござ

りますので、私どもの立場から申し上げれば、この機構の利用が大いに促進されるということは望ま

シスがよく、連携がよく取れていないんじゃないかなという感じが強くします。

それで、実際の株式保有機構の購入実績見ます

と非常に低いですね。これで見ますと、どうも例のティア1を超える範囲の株式の売却に当たつては、市場に対する、市場の混乱を防ぐ、あ

るわけでございます。

役割は金融庁から日銀に移つてているという感じするんですか。

お尋ねの保有、買取り機構の、株式取得機構の強化ということでございますけれども、そういうような理解でよろし

いでですか。

○國務大臣(竹中平蔵君) この株式取得機構についても、御指摘のように、今までの買取り累積額は日銀の、先ほど言いましたけれども、五分の一ぐらいの水準でしかございませんけれども、

株式取得機構としての役割は是非きちちらと果たしていつもらいたいというふうに思つております。

先ほどから平野委員は、その変動リスク、株価の変動リスクをだれが負うかという御指摘をして、正にそのとおりだと思います。

そのリスクをどのようにとらえるかによって、これを利用する、二つのものを利用できるとい

う、銀行の側から見ると、その時々によつて使い勝手の良いといいますか、ところで売却をしていく、ないしは手放していくという形になつていて

く、ないしは手放していくという形になつていて

います。

政府、それから与党におかれましては、この機構の機能強化のため、いろいろ今御検討中という

ことがありますけれどもその変更みたいなものを金融庁二兆から三兆の枠を膨らませるときに株式保有機構の活用というのは考えませんでしたか。逆に日銀で、今回の

二兆から三兆の枠を膨らませるときに、政府の役割は金融システムのいろいろな構築をするという

役割は金融庁から日銀に移つていているという

感覚がよく、連携がよく取れていないんじゃないかなという感じが強くします。

それで、実際の株式保有機構の購入実績見ます

と非常に低いですね。これで見ますと、どうも例のティア1を超える範囲の株式の売却に当たつては、市場に対する、市場の混乱を防ぐ、あ

るわけでございます。

感覚がよく、連携がよく取れていないんじゃないかなという感じが強くします。

それで、実際の株式保有機構の購入実績見ます

と非常に低いですね。これで見ますと、どうも例のティア1を超える範囲の株式の売却に当たつては、市場に対する、市場の混乱を防ぐ、あ

るわけでございます。

役割は金融庁から日銀に移つていているという

感覚がよく、連携がよく取れていないんじゃないかなという感じが強くします。

それで、実際の株式保有機構の購入実績見ます

と非常に低いですね。これで見ますと、どうも例のティア1を超える範囲の株式の売却に当たつては、市場に対する、市場の混乱を防ぐ、あ

るわけでございます。

感覚がよく、連携がよく取れていないんじゃないかなという感じが強くします。

それで、実際の株式保有機構の購入実績見ます

と非常に低いですね。これで見ますと、どうも例のティア1を超える範囲の株式の売却に当たつては、市場に対する、市場の混乱を防ぐ、あ

るわけでございます。

役割は金融庁から日銀に移つていているという

感覚がよく、連携がよく取れていないんじゃないかなという感じが強くします。

それで、実際の株式保有機構の購入実績見ます

と非常に低いですね。これで見ますと、どうも例のティア1を超える範囲の株式の売却に当たつては、市場に対する、市場の混乱を防ぐ、あ

るわけでございます。

感覚がよく、連携がよく取れていないんじゃないかなという感じが強くします。

それで、実際の株式保有機構の購入実績見ます

と非常に低いですね。これで見ますと、どうも例のティア1を超える範囲の株式の売却に当たつては、市場に対する、市場の混乱を防ぐ、あ

るわけでございます。

役割は金融庁から日銀に移つていているという

感覚がよく、連携がよく取れていないんじゃないかなという感じが強くします。

それで、実際の株式保有機構の購入実績見ます

と非常に低いですね。これで見ますと、どうも例のティア1を超える範囲の株式の売却に当たつては、市場に対する、市場の混乱を防ぐ、あ

るわけでございます。

感覚がよく、連携がよく取れていないんじゃないかなという感じが強くします。

それで、実際の株式保有機構の購入実績見ます

と非常に低いですね。これで見ますと、どうも例のティア1を超える範囲の株式の売却に当たつては、市場に対する、市場の混乱を防ぐ、あ

るわけでございます。

役割は金融庁から日銀に移つていているという

感覚がよく、連携がよく取れていないんじゃないかなという感じが強くします。

それで、実際の株式保有機構の購入実績見ます

と非常に低いですね。これで見ますと、どうも例のティア1を超える範囲の株式の売却に当たつては、市場に対する、市場の混乱を防ぐ、あ

</

金融庁は、今回のティア1ということに対しても、ティア1以上の制限、保有の制限を掛けていますね。これに対して、じゃ、一体どういう役割を果たすのかということがもう見えにくくなっていますね。

だから、ここは、今回、日銀が二兆円の買取り額を決めたときに、株式保有機構というの是一体何なのかと。金融庁はどういうふうに判断して、むしろ日銀に二兆円ということを、認めるか認めないと、いう権限はないみたいですが、政府内でどのように議論したのか、これをちょっと御説明願えますか。

株式の買取りの枠組みを作ったときに、取得機構との関係をどうするか、これは我々も議論しましたし、この場でも随分と議論をしていただいたところ、ふうに思つております。結論から言いますと、現時点において、そのときの議論の枠組みを超えるような状況にはなつていないと、思つております。

○平野達男君 私は、今回の二兆円のときにもつてはつきり言えば良かったんですけども、やっぱり日銀若しくは政府の中では、この保有株式取得機構で何が問題なんだということをまずぎりぎり議論すべきだたと思いますよね。

だけれども、突然、日銀さんが、二兆円という話がほんと出てきたわけです。私は、これに対しても非常に懷疑的というか、非常に悪い見方をしていまして、日銀はいろんなことを要求されるものだから、何かやらなきやいかぬという中でこの保

○平野達男君 ちょっとまた議論がかみ合わないんですけれども、そういうふうな、その趣旨は分かるんですが、先行する保有機構との関係をどうするんですかと、そこをきっちり整理を受けた上で二兆円を出して、今回の三兆円の積み増しといふのもやっぱり整理すべきじゃないかということを言いたいわけです。

そこで、株式保有機構、与党でどうのこうのとかと今検討しているという話ですけれども、金融庁としてはどういうふうにするつもりですか。

國務大臣（竹中平蔵君）これに、事業会社が持つてゐる株式についてもこの一月末から買取りが行われるようになつた。その新しい、これはもちらん国会で御議論をいただいてそのような結果になつたわけでありますが、それの活用も定着もしつかりと図つていきたいと。今はそのような段階であるというふうに思つております。

その上で、先ほどから言つていますように、与党等々でまた様々に議論があるということは承知しておりますので、その議論は議論として注視をしていきたい。

しかし、我々としては、まだ一月三十一日、始まつたばかりでございますので、この制度の活用も含めて、しつかりと定着をさせていきたいとい

きり發展していくといふことが非常に望ましいと思つてゐるわけです。日本銀行が直接金融調節の舞台として使える本来の市場のほかに、そういう株式市場であれ不動産の市場であれ、あるいは今は後は環境問題に発して排出権取引の市場とか、そういう市場といふものは、外縁を広げるといいますか、大きく広がりを持つた市場ができるて初めて初めて中核となる金融市场、資本市場も活性化する。そして、金融政策の舞台がそれだけしつかりしたものになる。こういう理解をしております。

したがいまして、私どもはETFの市場、REITの市場、あるいはその他新しく開発されつつある市場がすべて発展することを願つています。したがいまして、日本銀行は個々の市場につい

（○國務大臣（塙川正十郎君）　日銀は、自分の政策  
の一環として、七〇〇億円の公債を発行することに  
が。  
塙川財務大臣、私の言つてることに對してコ  
メントがあれば何か一言いただきたいと思ひます  
ども、「一本筋がよく見えない」場当たり的にやつ  
ているんじやないかという感じが非常にします  
よ、これ。

呼び掛けたい。基本的には金融庁としてはそのように考えておられるところであります。

ますけれども、福井総裁にお伺いしますが、ETFの購入が非常にいろいろな話題になっていますが、これに日銀が今ちゅうちょするのはリスクが高いからなのか、それとも制度上の制約があるからなのか。参考までにちょっとお聞きしたいんですが、どちらでしようか。

有機構の方の株式のやつを、二兆円というのを買ううのをちょっと出して、それでもう言い訳に使つたんぢやないかと。それから、政府は政府で、何かいろんな問題になつてゐるから、その中で日銀がいてくれたから、じや、これでいいわと。もつとも、その事前のいろんな裏で根回しあつたかも知れません。

今回の、何を言いたいかといいますと、だれが主でやつてゐるのか、政府でどういうふうにやつたのかというのがよく見えないんですよ。こういうときに、今、景気が非常に悪いときに、危機管理というのは一体どこがやつてゐるんですかといふときの、要するに我が党がよく言うんですかね

○國務大臣(竹中平蔵君) 我々としては、繰り返しこの株式保有機構の積極的な活用を銀行に対し呼び掛けております。

これは、先ほどから申し上げましたように、その時々のリスクの評価、これはマクロの評価、それと自分が持っている保有株のそれの個別銘柄に関するリスクの評価に関して、どちらが使い勝手が良いかという判断は当然のことながら異なつくると思います。

その意味では、その状況によつて、この株式取扱機構の活用というのは、私は状況によつてはそれなりにまた進んでいく面があると思つておりますが、そういうふうに大穴を見守りながら責務を持続する、

○平野達男君 今の議論の中でも、要するに事法の法人株というは銀行の保有株を買った範囲内で買うという話ですから、銀行の保有株の要するに引取りが進まなければ事法の持ち株の売却も進まないと。これはセットですよね。

だから、検討する云々という話じゃなくて、要するに母体の方の話がどうなるかということですから、この問題については、この保有株については、株式保有機構についてはちょっと非常に宇宙がらりんな状況にあるんじやないかというふうな感覚が強くなります。

いや、次のテーマこちらよつこ多うさて、こそこそうふうに思つてゐるところです。

國務大臣（竹中平蔵君）これに、事業会社が持つてゐる株式についてもこの一月末から買取りが行われるようになつた。その新しい、これはもちらん国会で御議論をいただいてそのような結果になつたわけでありますが、それの活用も定着もしつかりと図つていきたいと。今はそのような段階であるというふうに思つております。

その上で、先ほどから言つていますように、与党等々でまた様々に議論があるということは承知しておりますので、その議論は議論として注視をしていきたい。

しかし、我々としては、まだ一月三十一日、始まつたばかりでございますので、この制度の活用も含めて、しつかりと定着をさせていきたいとい

きり發展していくといふことが非常に望ましいと思つてゐるわけです。日本銀行が直接金融調節の舞台として使える本来の市場のほかに、そういう株式市場であれ不動産の市場であれ、あるいは今は今後は環境問題に発して排出権取引の市場とか、そういう市場といふものは、外縁を広げるといいますか、大きく広がりを持つた市場ができるて初めて初めて中核となる金融市场、資本市場も活性化する。そして、金融政策の舞台がそれだけしつかりしたものになる。こういう理解をしております。

したがいまして、私どもはETFの市場、REITの市場、あるいはその他新しく開発されつつある市場がすべて発展することを願つています。したがいまして、日本銀行は個々の市場につい

て、これは駄目とかいうふうな烙印は今後とも一切押さないつもりでございます。

ただ、日本銀行が、主たる金融政策の場であるマネーマーケットとか、あるいはより広い国債の市場であるとかいう領域を更に踏み越えて、それ以外の市場をどれぐらい活用できるかということになりますとまた別の物差しが必要でございます。そのときには日本銀行が、今ですと流動性の供給、過去ですと金利の変更ですが、今は流動性の追加供給をしたときに、それがいろいろな市場を伝わって、最終的に企業に最も早く良質のお金が届くかという面を点検する。それがREITの市場であるか、ETFの市場であるか、その他の市場であるか。

その次に、その市場に入ったときに、その市場

から資産を日本銀行が買い上げたときに、日本銀行がどれぐらいリスクをかるかという計算をしなければなりません。こちらの市場の場合はこう、こちらの市場の場合はこうと。効果の有効性の違いはこうと。リスクが大きい場合には日本銀行の持っている自己資本の割当てをしなければいけない。そこでなければ結論が出ませんので、非常に広範囲なマーケットについてきちんとした点検をしたいと、こういうふうに思つておられるわけでございます。

○平野達男君 マネーサプライ、要するに貨幣の供給のために有効な手段かというのを、まずそれを検討した上で、その次の話としてリスクの話が入つてくるということですから、そうしますと、制度上の問題と、そういう話ではないですね。

○参考人(福井俊彦君) はい。

○平野達男君 分かりました。よく分かりました。

そうしたら、次の質問に入りますけれども、今、金融政策をめぐつて、どうも二つの、二つか、私のどちら方でいくと大きくなつてあるんじやないかと。一つは、いわゆるマネーサプライをどんどんびんぞん増やしていくればそれに伴つてデフレが克服

されるという、要するに貨幣数量論ですか、単純に貨幣数量論と言いつていいかどうか分かりませんが、要するにまずサプライ、マネーサプライ

が衰えているという面はあるかもしないと。これに対してもやっぱり金融機関をもつとリスクがどんどんどんどん進んでいけば、貨幣供給がどんどんどんどん進んで、それで後に物価が付いてきますよという見方と、それからもう一つは、これは前の速水総裁がよく言つておられたと思うんですけど、もう既に十分資金は供給はしたんだと、要是、後はこういうふうにたまつてあるところの、例えば、いい例えかどうか分かりませんが、栓を引っ張ればいつでも出てくるんだと。ところが、うまく栓引っ張る人がいないし、栓がよく回らないという、つまり実体経済の引っ張る力がないんだという、その二つがあります

て、これはどちらのスタンスに福井総裁は立つておられるでしょうか。

○参考人(福井俊彦君) ただいま委員いみじくも御指摘のとおり、お金はどうやつたら増えるかと。つまり、日本銀行の供給する流動性のその先の企業が実際に使うお金、マネーサプライと言われている方のお金ですね、これがどうやつたら増ええるかというのは、二つ問題があると思います。一つは、やっぱりそういうお金を使う人たちの取引が活発になること、つまり実物取引とかあるいは資産の取引、これが活発になつて取引量が増えれば確かにお金が増える。そのときに日本銀行が引締めをしていない限り、お金が増えるということになると思ひます。今はその活動が鈍つてゐるからなかなかお金が増えにくいという状況にある。それは、だから日本銀行の政策だけではなくて、政府の政策、規制緩和、いろいろなことが企業の活動を活発にしようとしている、その効果が十分及べばそういうことになる。

しかしもう一方、今でも非常に限られた範囲で資金需要が結構あるんだろうと私は思つておりますけれども、これに対しては金融システムがかなり傷んでおりまして、金融機関がリスクテーク能力が落ちていて、言葉が適当でありませんけれども、そういう状況でありますので、流動性の供給が今の状況の下で不十分及べばそういうことになる。

○参考人(福井俊彦君) 日本銀行の狭い意味のと

現象がそれだと思います。今ある資金需要に対しても、金融機関が十分手をそこに伸ばしていく力が衰えているという面はあるかもしないと。これが対してもやっぱり金融機関をもつとリスク

とか日本の市場に及んでくるか分かりませんし、日本の経済の状況も、これ以上悪くなつてもらい

たんだと、要是、後はこういうふうにたまつてあるところの、例えれば、いい例えかどうか分かりませんが、栓を引っ張ればいつでも出てくるんだと。ところが、うまく栓引っ張る人がいないし、栓がよく回らないという、つまり実体経済の引っ張る力がないんだという、その二つがあります

て、これはどちらのスタンスに福井総裁は立つておられるでしょうか。

○参考人(福井俊彦君) ただいま委員いみじくも御指摘のとおり、お金はどうやつたら増えるかと。つまり、日本銀行の供給する流動性のその先の企業が実際に使うお金、マネーサプライと言われている方のお金ですね、これがどうやつたら増ええるかというのは、二つ問題があると思います。一つは、やっぱりそういうお金を使う人たちの取引が活発になること、つまり実物取引とかあるいは資産の取引、これが活発になつて取引量が増えれば確かにお金が増える。そのときに日本銀行が引締めをしていない限り、お金が増えるということになると思ひます。今はその活動が鈍つてゐるからなかなかお金が増えにくいという状況にある。それは、だから日本銀行の政策だけではなくて、政府の政策、規制緩和、いろいろなことが企業の活動を活発にしようとしている、その効果が十分及べばそういうことになる。

○参考人(福井俊彦君) 日本銀行の狭い意味のと

分だとは思つておりません。

しかし、今後またどういうショックが日本経済の市場に及んでくるか分かりませんし、

それが対してもやっぱり金融機関をもつとリスク

とか日本の市場に及んでくるか分かりませんし、日本の経済の状況も、これ以上悪くなつてもらい

たくはないでけれども、更に悪くなる可能性と

いうことも政策当局としては頭に置いておかなければなりません。

そういうふうに考えておられます。

○平野達男君 そうすると、両面というのは、要するに資金供給もつとつとやつておられます

て、これが前回の速水総裁がよく言つておられ

たと思うんですけど、もう既に十分資金は供給はしませんが、栓を引っ張ればいつでも出てくるんだ

と。ところが、うまく栓引っ張る人がいないし、

栓がよく回らないという、つまり実体経済の引っ

張る力がないんだという、その二つがあります

て、これはどちらのスタンスに福井総裁は立つておられるでしょうか。

○参考人(福井俊彦君) ただいま委員いみじくも

御指摘のとおり、お金はどうやつたら増えるか

と。つまり、日本銀行の供給する流動性のその先

の企業が実際に使うお金、マネーサプライと言わ

れている方のお金ですね、これがどうやつたら増

えるかというのは、二つ問題があると思います。

一つは、やっぱりそういうお金を使う人たちの

取引が活発になること、つまり実物取引とかある

いは資産の取引、これが活発になつて取引量が増

えれば確かにお金が増える。そのときに日本銀行

が引締めをしていない限り、お金が増えるとい

うことになると思ひます。今はその活動が鈍つて

いるからなかなかお金が増えにくいという状況にあ

る。それは、だから日本銀行の政策だけではなく

て、政府の政策、規制緩和、いろいろなことが企

業の活動を活発にしようとしている、その効果が

十分及べばそういうことになる。

○参考人(福井俊彦君) 日本銀行の狭い意味のと

いいますか、入口としての流動性の供給は金融市

場では相当、俗な言葉で言えばあふれんばかりに

流動性が今供給されていると。私は金融市场で空

回りしているというちょっと余り品の良くない言

葉を使つておりますけれども、そういう状況であ

りますので、流動性の供給が今の状況の下で不

十分及べばそういうことになる。

○参考人(福井俊彦君) 委員御指摘のとおり、私

も学者でありませんし理論家でもありませんの

で、実質金利というのは非常に難しい、分かりにく

いというふうにやつぱり思つておられます。

だけれども、金融政策をやつていく立場で、

やっぱり実質金利という概念が非常に重要で、なるべく自分でこれを正確に分かりたいという努力をしているわけですが、私自分を分かりやすく理解させるためにいつも思っていますのは、これは企業が投資をして物を作つて売つていくと、この過程を考えたときに、まず最初にやっぱり頭に置くのは名目金利だろう。つまり、名目金利の水準が高いと、借金したときにまず最初のコストが高いわけですから、投資にちゅうちょすると、名目金利が低ければ、投資をしてみようかという気になる。

だから、最初に着目するのは名目金利であることは間違いないと思うんですが、しかし、賢明な事業家は、物を作る、それを、お金を投じて物を作るのに一定の時間が掛かる、作つて問屋さんに流して実際に売れるまで更に時間が掛かる、そのころ一体物価がどうなつてているのだろうと、やっぱり賢明なる事業家はそう考えると思います。そのときに、今よりも値段が上がつていいそうだというふうに思えば、値段が上がつていい状況に比べれば、言つてみれば売上高が増える、値上がり分だけですね。で、収益も増えるということですから、結局、今の金利は割安だと感じて投資をしていくということになると思います。ところが、先々考えると値下がりしそうだということになりますと、同じ借金をして同じ金額の投資をしても、先行きの売上高が低くなる、収益も低くなれる。そうすると、今の名目金利は割高だということになってしまします。これは、知らない間に、つまり事業者が今の名目金利と将来の物価の状況を二つ頭に置いた途端に、この人は実質金利を意識しているんだということになると思います。多分そうだと思います。

間違っているかも知らぬが、私はそういう理解をしていまして、だから、名目金利と実質金利はどうか重要なかと言われても、もう将来にわたつて物価が上下一文も動かないという前提で、実質金利は問題にならないんですけども、通常は物価が安定するといつてもある程度上がる、あ

○平野達男君 ちょっとお聞きしたかったのは、今のようなゼロ金利下のときの本当に期待インフレ率がどのように形成されるかという、その一点についてお聞きしたかったんですが、結論からいくと、なかなか難しいということなんでしょうね。

○参考人(福井俊彦君) この点も、学者の方々と我々中央銀行の政策マンと申しますか、実務的な立場にある者との差はかなりあるのかなと思いますけれども、少なくとも、中央銀行で政策、企画、立案をしている立場から申し上げますと、期待インフレ率というのは、刺激はすることが場合によってできても、これはマネーハヤブルではない。期待インフレ率を一定の水準にコントロー<sup>ル</sup>しようということはほとんど不可能ではないかというふうに考えています。

○平野達男君 総裁の考え方、よく分かりました。

竹中大臣、やっぱり最後、今までのいろんなお話を聞いて、コメントがござりますれば、ちょっと一言。

○国務大臣(竹中平蔵君) 平野委員の御指摘と、それと福井総裁の答弁、非常に明快であったというふうに思います。

私も、その基本的なマネーに対する考え方、期待に対する考え方、全く同感であるというふうに基本的に申し上げておきたいと思います。ただ、期待というのは、分からぬんだけれども、やっぱりそこは政策上はしっかりと議論しなければいけないと、これはやっぱり一点だけ申し上げておきたいというふうに思います。それは、例えば企業は投資するときに何に基づいて投資するか。これはもう間違いない期待に基づいて投資するわけです、将来どうなるかと。それは皆さん我々は別に期待がどうだということを明示的に個人として思っているわけではありませんけれども、将来自分の給与はどうなつて、それでローンは返済できるかどうか、これすべてやつぱり期待でありますから、その期待に対し、

期待というものをやはり大事にした政策運営をしなければいけないということだと思います。

○平野達男君 期待ということに関して言います

重要なだと思います。今の政府が本当に信任があるかどうか、これは与党と野党によつてちょっとと解釈違うと思いますけれども、将来に対するやっぱりきちとした成長見通し感、これが出来るためにはやっぱり政府がしっかりと信頼があるのではないかと、先ほど総裁の言われた日銀若しくは政府がきちとした信頼があるかどうか、これが私も本当に重要なことを思っています。

○参考人(福井俊彦君)

るかどうか、これは与党と野党によつてちょっとと解釈違うと思いますけれども、将来に対するやっぱりきちとした成長見通し感、これが出来るためにはやっぱり政府がしっかりと信頼があるのではないかと、私は、日銀総裁と竹中大臣に対しては質問、以上です。

じゃ次に、昨日の日経新聞に国債の危機管理について何か協議をするんだというような記事が出ていましたけれども、これは何を議論したんで

しょうか。多分、危機管理というんですから、まさか買うための議論じゃなくて、売りが相当出てきたときにはどうするかという議論ではなかつたか

と思うんですが、どうでしょうか。

○政府参考人(寺澤辰麿君) お答えいたします。

昨日、国債市場懇談会を開催いたしまして、国債市場の危機管理策、それから個人向け国債の募集、販売について議論をしたところでございました。

○政府参考人(寺澤辰麿君)

お答えいたします。

国債市場懇談会と申しますのは、申し上げるまでもなく、国債の消化を一層確実かつ円滑なものとするとともに、国債市場の整備を進めていくために、市場関係者、有識者から直接かつ継続的に意見を聴いている、そういう場でございます。

国債市場の危機管理策についてでござりますが、現在の国債市場をめぐります環境は、金利が非常に低水準でかつ安定的に推移している、また

好な状況にはございます。

ただ、国債市場の危機管理という観点から、今後、例えば有事の発生、また災害等によつて国債市場に大きなショックが生じた際の対応というも

のについて議論をしておく必要があるということです、昨日そういうテーマについて議論をしたものでございます。

どうい議論があつたかにつきましては、詳しく述べかということを議論したことでござい

ます。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしまりましたので、そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、国債市場の危機管理の中で一番考えられるこ

とは、国債の入札の中止をするとか、延期をする

とか、発行額を縮減するとか、そういう対応を取り

るということが一つあるわけですが、これにつきましては、入札の延期等はかえつて市場を混乱さ

せるので、有事等の場合も、原則として入札は予定どおり実施するべきである。その結果、未達等が生じても市場は受け入れることができるとい

う意見があつた一方で、国債市場に大きなショッ

クが生じた場合には、入札の中止、延期もやむを

得ないんじゃないかという意見もございまして、二つの意見があつたということでございます。

なお、入札の中止、延期もやむを得ないという意見の中にも、マーケットの変動が経済活動に起因したものである限りは通常どおり入札を行うこと

が望ましい、ただ、有事、震災等の場合には、

十分な数の参加者が確保できるのか、円滑な資金

決済が行われるのかといったようなことを見極めながら当局が入札を実施するか否かを判断すればいいという意見もあつたところでございます。

それから、昨日の議論のもう一つは、危機管理

の観点から、発行当局と市場関係者の緊急連絡手

段の整備が必要だという意見や、発行当局、日

銀、市場参加者を含めた網羅的な危機管理策の整備が重要であるといった意見も出されたところでござります。

○平野達男君 国債が物すごい売りに出されたと

いうときの、そういった想定の話はなかつたとい

うことですね。

○政府参考人(寺澤辰麿君) 国債が急に売り出さ

れたという状況がどういうことを原因として売り

出されたかということによるんだろうと思いま

けれども、それには、先ほど申し上げましたようないくつかの要因による場合と、震災とか有事の原因による場合がある、それぞれについてどう考えるべきかということを議論したということでござい

ます。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○副大臣(小林興起君) 正に先行減税になつてお

りますして、平成十五年度国、地方合わせて一・

八兆円の規模の減税をいたすわけでござります。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○副大臣(小林興起君) 正に先行減税になつてお

りますして、平成十五年度国、地方合わせて一・

八兆円の規模の減税をいたすわけでござります。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

大分議論が出来ました感じがありまして、多分

一番せんじになるかもしれませんけれども、まず

場合に、先行減税ということに対する考え方な

うことです、どうしてもこう取られがちなんですねが、ここはどのように説明されますか。

○平野達男君 分かりました。

ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

そのままだけちょっと御紹介させていただきます

と、税制改正の方についてちょっと質問させていただきます。

</

ものでございますので、必ずこれはある程度今までの経験値からいしましても、こういう減税については、また世界の例を見ても効果があるというふうに考へておるわけでござります。

その後のいわゆる減税を補う分、税金が減収になる分を補う増収としては、ほかの部分の税制が動いて、配偶者控除の特別枠を廃止するとかいう形で上がつてくるわけでござりますので、これとこれが直接相殺されるということにはならないと思います。

○平野達男君 ただ、傾向として税収はどんどん落ちておられますよ。今回、減税をしましたと。これは本当に最後の切り札みたいな形で出したんでしよう。しかし、結果としてその効果が出ませんでしたと。そのときに増税でありますか。

○副大臣(小林興起君) 今の、特に税を予想したとき、御承知のとおり、税が上がつてこないといふものは法人税について非常に大きくなってきておりまして、民間経済の活力といふわけでござりますから、民間経済の活力といつても、特に法人、企業等に効果のあるような減税措置が実行されているということで、必ず民間経済の再生の面で大きな効果があると我々は考えております。

○平野達男君 まあ想定の話はできないという御答弁なんだろうと思ひますけれども。 いざこれにせよ、減税やつて、要するに増税をしますよということをはつきり言つておられるわけですね。そのときに、これだけのスキーム言つていますから、じや、要するに一・八兆円やつて、まだ景気は、デフレはなかなか脱却できませんでした、景気もできません、不良債権もどんどん出でていますと、こういった場合の措置については、これはもう一切無視をするということなんですか。

○副大臣(小林興起君) この増減税一体、多年度にわたっておりますので、今回のこの税制改正案を出しているこの案のスキームとして、今、平成十五年度は税が上がつてこなくなりますけれども、それは後年度には税が上がつてくる形になつて、多分そなういう答弁になるはずなんですよ。

そうしますと、今から何も増税なんか、こんなひけらかさなくたつていいじゃないですか。 ○副大臣(小林興起君) これは御承知のとおり、この財政規律、特に今言いました財政の再建等をにらんで大幅な赤字財政は解消していくという方向を打ち出している政府として、いかに景気対策といつても、瞬間、税が減収になるわけでござりますから、その分だけ赤字、国債発行している部分が増えてくるわけありますから、そういうことを考えますと、この減税措置そのものにも後でちゃんと増収ということで考えて、財政規律もかなうようになりますという私はやっぱり説明が必要だということの中に、多年度にわたつて税収、税の減額と増額というのが一致していると、先については改めて見通さなければならぬところかと思ひますが、またそれについてはその年度の始めにやはりいろいろ考えて出すということがありますからと思ひます。

○平野達男君 何かちょっと分かったような分からぬようによつておりますという私はやつぱり説明が必要だということの中にもあつたと思うんですね。午前中の櫻井議員の中にもあつたと思うんですが、今やつぱり、先ほど言つたように個人消費と、それで、今回の税制改正というものが個人消費と対してどういう刺激を与えますかという、まず説明をしてもらいたい。

それからもう一つは、今回のいろんな税制改正について、減税措置をやることによって景気がちゃんと上がりますと、上がったことによつて税収の増収が図れますよという、そういうストーリーを私は聞きましたですね。(「理想的だよ」と呼ぶ者あり)理想的なかも分からぬ。いつも塙川財務大臣に理想理想と言われますけれども、あれは聞きましたですね。ただ、もつとも、そうしないと、せつかくの減税のインパクトがもう本当に弱まつていると思いますよ。

それで、次のちょっと質問に行きますけれども、今回の、今回というか、今の景気を支えてい

ていますよということをお示ししての今年の減税案なんですね。

しかし、これが二年か三年たつてきたときに、また上げるということも考えられるわけでありまして、セットでこう上がってくと、こういうことでござります。

○平野達男君 多分そなういう答弁になるはずなんですよ。

将来についてだんだんと税が重くなつてくる中で、さあ個人消費はどうなるかということについては、これが増えてまいります十六年、十七年と、先については改めて見通さなければならぬところかと思ひますが、またそれについてはそのとにならうかと思います。

○平野達男君 何かちょっと分かったような分からぬようによつておりますという私はやつぱり説明が必要だということの中にもあつたと思うんですね。午前中の櫻井議員の中にもあつたと思うんですが、今やつぱり、先ほど言つたように個人消費と

それでは、今回の税制改正というものが個人消費と対してどういう刺激を与えますかという、まず説明をしてもらいたい。

それからもう一つは、今回のいろんな税制改正をやるときに、国民負担率という話がありまし

た。これは櫻井議員が言つたとおりです。今回、医療費の一割から三割負担の増、それから年金の仕組み、年金あるいは介護保険料もありましたか、失業、ごめんなさい、失業保険料ですね、そういういたもの負担がどんどん増えている。こういう中で、個人消費に対しても今回の税制改正でどういった仕組みを用意しましたかということを説明してもらいたいんです。

○副大臣(小林興起君) 申し上げましたように、

投資がぐんと落ちている。今回の税制改正というのは個人消費にどのような影響を与えるというふうに評価していますか。

○副大臣(小林興起君) 直接的に、個人消費の問題については、御承知のとおり、増収に特に、税を増やすところにつきましてはすぐに実行するようになつていいと、いうことで、平成十五年度はもう先行減税、減税のみでござりますから、したがつてこれが、むしろ民間経済が活性化して消費を促すことがあつても、消費を抑えるような形にはなつていいわけでござります。

もうすぐには、お年寄りから若い人に資産が動いていくということの中に、若い人としてはその分だけ資産も増えてくるわけでございますから、住宅を建てる努力をしながら生活が豊かになる、この気持ちの中に個人消費を増やす要因には私はなつてくると思います。

それと、贈与税、相続税の一体化というのは、

もうすぐに、お年寄りから若い人に資産が動いていくことの中に、若い人としてはその分だけ資産も増えてくるわけでございますから、住宅を建てる努力をしながら生活が豊かになる、この気持ちの中に個人消費を増やす要因には私はなつてくると思います。

○副大臣(小林興起君) だから、相続税と贈与税というの

は確かにあります。だけれども、今のお話を聞いていますと、個人消費そのものに対するインセンティブというのは何もないじゃないですか。

確かに、研究投資とかいろいろありますよ。

○平野達男君 だから、相続税と贈与税というの

は確かにあります。だけれども、一番最初の家

庭にいる人たちが今回の税制改正でどのような判断をされるでしようかということなんですよ。そ

れに對して、要するに、こういう措置をしました

から安心して投資できますよといふ説明できなかつたら駄目じゃないですか。

繰り返しになりますけれども、もう一回言いま

すけれども、個人消費というのは今物すごい大事

ですよ。今落ち掛かっている、いろんな要素で

そして今回、税制改正が出てきた。ここに對して

のインパクトのある説明してもらわないと、今み

た的な説明だったら、要するに個人消費は、い

や、端的に言えれば、要するに今回の措置は相続

税、贈与税のみですということなんですよ。多

分、実態はそうなんですね。だから、そ

ういうふうな説明しかできないと思いますから。

そうだからこそ、そういう説明しかできないと思

うんですけども、そうしたら今回の税制改正と

<p>いうのは大きな柱がやっぱり抜けていると思いますよ。</p> <p>○政府参考人(大武健一郎君) 補足させていただきます。</p> <p>今回の税制改正自体は、やはりあるべき税制に向けて一つ一つ改正をさせていただいているわけです。正に、副大臣が申されましたとおり、一つはやっぱり資産に着目して、個人の資産を有効に活用していくだくというようなことに着目をさせていただいている。それは相続、贈与もそうですが、証券税制という形で、何もお金持ちの方ではない、一般の方が直接金融へ言わば誘導されてしまい、ただきたいと、そういうことによって資産を少しでも有効に活用していくだくというようなことを目指しております。</p> <p>それからさらに、実は余り御議論になつていなっていますが、十一年度に実施させていたいた例の恒久的減税というのをおお繼續しておるわけでございます。ですから、よく我々の税金は八割の方が一割の所得税で済んでいるという御議論になると、減税は勤労世帯の可処分所得を下支えしているわけあります。そういう意味では、なおこの恒久的減税も続けているということも御評価いただきたいたいと思います。</p>
<p>ただ、この恒久的減税をやつた後の評価といいますか、議論をしますと、これは十二年の経済白書に出ていることでございますが、むしろ、四・六兆円程度の恒久的減税が行われて、家計調査を見ると、減税は勤労世帯の可処分所得を下支えしている。これ十二年度でございます。ただ、定期収人が低迷していることに加えて、もう九九年度から可処分所得は減つたと、こうなつて、こういうような減税政策というのが、果たして本当に消費に役立っているのかどうかなどいう点では、法人税の減税ということいろいろ御議論になりましたけれども、研究開発投資とか設備投資とか、実質有効需要に結び付く政</p>
<p>策をやつていただきことにより経済全体が活性化する中で、むしろ所得その他消費も高まつていくというこの効果もまた一方ではあるんではないます。</p> <p>○平野達男君 だけれども、私は、先ほど言いましたように、今の実態を見ますと設備投資その他の非常に落ち込んでいるよと。それに対する税制の刺激を与えるのはいいんですけども、辛うじて、今、要するにデフレスパイラルという状況に陥るのを防いでいるのは個人消費である。確かに、恒久減税というのは前にやつて、多分これは相当の効果があると思います。だけれども、今回新たな減税措置を出して、追加措置みたいなものを出してこれを、すばっと追加措置みたいなものを出してこないと落ち込むんではないかということを心配して言つておるわけです。</p> <p>もし、何かあればまた。</p> <p>○副大臣(小林興起君) 日本の高度経済成長時代をさかのぼつてみれば分かりますけれども、何がどんどん経済が上がってきましたかと。それは、まず企業がたくさんきて、新しい産業が起つて、そして雇用の場が広がり、会社がもうかりますから当然賃金も増えると。所得が増えれば当然消費も増えるという形で、この企業社会の中に日本経済の発展があつたわけですから、じゃ、今何が問題かといいますと、明日は日本の時代だなんてアメリカに言われた、そのアメリカに、研究開発についてだつて向こうの方が税制措置も良くなつて企業がたくさんきて、新しく産業が起つて、改正好でやっぱりきちっとしたものを、もつときちつとしたものをやつていただきたかったという、こういう考え方です。</p>
<p>それから先ほど、次の質問に移りますけれども、証券税制の話がありました。配当も、いわゆるキャピタルゲインに掛かる部分も同じ割合で確定税率を下げていると思うんですねけれども、そろそろ、これは塩川財務大臣にかつて、株はキャピタルゲインの方が主なんでしょうか、配当が主なんでしょうかという御質問したら、両方ですといふお答えが返つてきましたけれども、私はやっぱり配当という方向をもつと重視した方がいいんじゃないいかと思うんですが、どのようにお考え、小林副大臣。</p> <p>○副大臣(小林興起君) 株を買う人の中にはいろいろあって、とにかく経済欄を見ながら上がったのをそなへて、もう一度日本の経済のそなへて、もう一度日本の経済がぐつと上がつてまいりますれば、もう自分の勤務している職場は安心だと。じゃ、この職場が駄目でもよそに転職ができる、転職ができるという、個人に明るさがみなぎつてくるわけありますか</p> <p>あるいはまた、今度は住宅については、思いついても一〇%下げていくわけでございます。すなはち、お年寄りで、とにかく貯金するよりもやりますから、大きなうちを造ろう、今造るうと、内側に入りますと、中に、テレビも各部屋に設けると。新しい消費がそこで起こりますから、その消費に直結する住宅産業が育成されることが非常に明るい絵を、このによって起きるという非常に明るい絵を、この一・八兆円の減税の中にすべて込められていると、いうことでございます。</p> <p>○平野達男君 試験研究費の話も、別にこれ悪いと言つていませんし、これは評価しているわけですが、今はまだ、今は配当もやります、譲りもやりますと、両方一遍に、一気に行くわけでございますから、まあとにかく株持つて損ではなく、という機運がみなぎつていくんじやないかなと、そんなふうに思つております。</p> <p>○平野達男君 副大臣の熱意だけはよく伝わつてますけれども、いずれにせよ配当の方が、要するに企業のいろんな収益が行き渡る範囲がずっと広くなると思うんですよ。キャピタルゲインは、それはもう一種のもうける人はどつともうけるかもしませんし、損する人はぐつと損する、まあそうなんでしょう。一種のギャンブル性と言つたら言葉は悪いですけれども、強いて言えば、だからこそ、やっぱりこの配当を思い切つて課税をゼロぐらいにして、要するに長期保有するという方向をやっぱり誘導すべきじゃないかと思うんです。</p> <p>○政府参考人(大武健一郎君) 補足させていただきます。</p> <p>実は、今回の改正、御存じのとおり去年の改正によりまして、一昨年から去年に掛けまして譲渡益課税の非課税百万円控除ですとか、いろんな制度がありましたのでこの際見直さしていただき、正に配当二割、譲渡益一割、しかも証券会社で、ある意味では特定口座でやつていただければ源泉徴収で終わつてしまつという形で、簡素性を重視した改正にさしていただいています。そういう意味では、簡素ということが何よりもいろんなアンケート調査でも重要であるということなものですから、多くの投資家の方々に参画していただきたいという意味で、正に先生が言われたような方向も考えてやらさしていただきました。</p> <p>ただ、配当を例えればアメリカがゼロにするという御議論が一方で出ていますが、実はこれ、産業</p>

界でも反対が出でております。例えば優良企業、具体名言つていいかどうか分かりませんが、マイクロソフトというのは一切配当しておりません。むしろ株価を上げる政策で内部留保を上げているわけです。そういうふうなことになりますと、果たして持つておられる方も、むしろストックオプション、そういうような政策もあるんでしょう。あるいは株価を上げるという政策、それによって売つてもうけるという。それは長期保有の方でも最後はどこかで売るということがあるわけですから、そういう意味では、むしろ我々の考え方は配当も譲渡益もユートラルに一割にさせていただいだと、こういうことであります。アメリカの配当だけゼロにするという政策は、産業界からも同意が必ずしも得られてないというふうに聞いております。

○平野達男君 時間ですから、最後に一問、塩川財務大臣に。ちょっと通告してませんでしたが、簡単な質問なんですけれども。

今回の税制改正も項目が物すごくたくさんで、とても私どもは理解できないのが一杯あるんですね。それで、恐らく一般の方が見てもよく分からぬし、これ会計士が、公認会計士も、今回の改正は非常に数が多いし、前の連結納税制度も仕組みが複雑でよくわからぬと。やっぱりこれ、税制が本当に複雑過ぎますので、やっぱり簡素化をもつともっとやらないかねなという感じが強くなります。それに対する最後の、ちょっとコメントをいただきますして、私の質問を終わらせていただきまます。

○国務大臣(塩川正十郎君) もちろんこれは簡素化しなきやならぬと思うんです。

しかし、やはり世の中でわずか何%、一%のずるい人がおる、これを防止しなきやならぬ、そこ

で公平を保たなきやならぬというのが細かい規定になつてくると思いまして、私たちも非常に残念ですけれども、もっと簡素化すべきだと思うんで

くことをすると。それをどの程度許容していくか

ということが、このアナウンス、どの程度取るか最後はどこかで売るということがありますけれども、そういう意味において複雑になつてきたというわけです。そういうふうなことになりますと、果たして持つておられる方も、むしろストックオプション、そういうような政策もあるんでしょう。あるいは株価を上げるという政策、それによって売つてもうけるという。それは長期保有の方でも最後はどこかで売るということがあるわけですから、そういう意味では、むしろ我々の考え方は配当も譲渡益もユートラルに一割にさせていただいだと、こういうことであります。アメリカの配当だけゼロにするという政策は、産業界からも同意が必ずしも得られてないというふうに聞いております。

○平野達男君 終わります。

○委員長(柳田稔君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、風間赳君が委員を辞任され、その補欠と

して山本保君が選任されました。

○峰崎直樹君 ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案の修正について、峰崎君から発言を認められます。

○峰崎直樹君 ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案の提

案理由を説明いたします。

政府提案の税制改正案は、現下の経済情勢を無視し、将来に対するビジョンや理念を欠いた内容となっています。特に極めて厳しい国民生活の中

で酒たばこなどの大衆増税を強行し、平成十六

年からの所得税など増税を現段階で決めてしまえ

ば、国民の将来に対する不安を高め、消費の低迷を通じて、一層景気を悪化させることは必至であると考えます。

民主党は、国民生活の破局を回避するため、四

点の修正を求めます。

以下、修正案の概要を申し上げます。

第一は、消費税の総額表示の義務規定の削除で

す。税制改正の議論の中で唐突に浮上した本改正

は十分な議論を経ておらず、一方で国民生活に多

大なる影響を与えるものです。義務付けの明確な

理由も政府からは示されておらず、本規定の削除

を求めます。

第二は、酒税の増税に関する規制の削除です。

酒類間の税負担格差の縮小という大義名分を掲げ

ていますが、実態は異なり、いたずらに民間企業

の努力を踏みにじり、また国民に増税を押し付け

るものであります。

第三は、たばこ税の増税に関する規定の削除で

す。本改正は、国民の健康増進などの理念を全く

欠き、正に取りやすいところから取るという政府

の姿勢を示したものであり、許されるものではありません。

第四は、連結付加税の廃止です。民主党は、昨

年の通常国会においても同様の修正を求めました

が、実際に導入された結果を見れば、私たちの主張が正しかったことは明らかであります。連結納

税導入の趣旨に反し、単なる増税策となつていて

連結付加税は即刻廃止すべきであります。

大衆増税によって国民生活を破滅に追い込もう

とする小泉政権、自民党に代わって、民主党は、

国民を守るために以上の修正を求めます。その内

容は、今からでも容易に見直しが可能な観点に

絞っています。

委員各位におかれましては、私たちの主張の真

意を御理解いただき、何とぞ御賛同いただけます

ようお願い申し上げまして、趣旨の説明を終わり

ます。

○委員長(柳田稔君) ただいまの峰崎君提出の修

正案は予算を伴うものでありますので、国会法第

五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に

対する意見を聴取いたします。塩川財務大臣。

○国務大臣(塩川正十郎君) ただいまの所得税法

等の一部を改正する法律案に対する修正案につき

ましては、政府としては反対であります。

○委員長(柳田稔君) これより両案及び修正案に

ついて討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○勝木健司君 私は、民主党・新緑風会を代表

し、ただいま議題となりました二法律案に反対

し、我が党提出の所得税法等改正案に対する修正

案に賛成する立場から討論を行います。

まず、特例公債法案に反対する理由を申し述べ

ばなりません。唐突な総額表示方式の強制は、國

ます。

小泉内閣の標榜する財政構造改革は、今や風前

のともしびとなつております。税収割合がわずか

五一%にすぎない一般会計にあって、公債発行金

額は三十六兆四千億円を超え、当初予算にして最

悪の四四・六%という公債依存度になつております。

こうした現状からは財政健全化への道筋が全

く見えておりません。

にもかかわらず、国債三十兆円枠の公約破りに

始まり、二〇一〇年代初頭のブライマリーバラン

スの黒字化など、その実現性を疑問視せざるを得

ない将来像を語り、かえつて国民の将来不安をか

き立てる無責任極まりない財政運営が小泉内閣に

よる財政構造改革の本質であります。

特例公債法案は、こうした小泉内閣の無責任体

質を如実に示すものであり、到底私どもは認める

ことができません。

次に、所得税法等改正案について反対する理由

を申し述べます。

まず第一の理由は、抜本的税制改革と言ひなが

ら、あるべき税制の姿を国民に具体的に示すこと

なく、経済活性化と財政規律の両立、多年度税収

中立の名の下に、経済失政のツケを国民に増税と

いう形で押し付けようとしている点であります。

経済活性化と言ひながら、酒、たばこといった大

衆増税を実施し、我が国経済の主人公であるべき

中小企業や消費者にその負担を押し付ける、これ

ではだれも納得できません。

反対する第一の理由は、消費税の内税化、いわ

ゆる総額表示の義務付けを強行しようとしている

点であります。従来から消費税の価格表示の在り

方に關しては、その負担、転嫁關係を明らかにす

るため、税額を明確にすることに主眼が置かれて

まいりました。にもかかわらず、十分な検討を經

ることなく、総額表示を義務化すれば、価格表示

の変更に伴うコスト増を引き起こすばかりでな

いきました。中小企業者等における消費税の価格転嫁を困

難にし、その経営基盤を脅かしかねないと言わね

ばなりません。唐突な総額表示方式の強制は、國

民生活にも多大な影響を及ぼすものであり、反対であります。

反対する第三の理由は、我が国の経済社会の変化に対応した税制の整備が不十分な点であります。NPO支援税制についても、政府案によるみなし寄附金制度の導入や認定NPOの認定要件の部分的緩和などでは全く不十分と言わざるを得ません。今や一万を超えるNPOが誕生している中で、NPOに期待される社会的役割にふさわしい抜本的な支援税制の構築が求められています。

また、連結付加税につきましても、企業活動の国際化等を踏まえ、企業経営の実態に即した課税を行いうためのものであるという連結納稅制度の趣旨を無視し、単なる財源手段として導入されたものであつて、即刻廃止すべきであります。

これに対し、民主党提出の修正案は、単なる財源のつじつま合わせにすぎない酒税、たばこ税の引上げ規定の削除、連結付加税の廃止を盛り込み、国民生活に極めて影響の大きい消費税の総額表示の義務規定を削除するものであり、小泉内閣の失政のツケを国民に回すことのないよう、実行可能な最小限の措置を講じようとするものであり、国民生活を守つていく観点から必要不可欠なものであります。

委員各位にこの修正案に賛同いただくことを求めて、私の討論を終わります。

○池田幹幸君 私は、日本共産党を代表して、二〇〇三年度公債特例法案、所得税法等一部改正案及び民主党提出の修正案の三案に対する反対討論を行います。

最初に、公債特例法案について反対の理由を述べます。

来年度の赤字国債発行額は、当初予算としては過去最高の三十兆二百五十億円となり、国債依存度は四四・六%に達し戦後最悪となるなど、記録づくめの異常な国債発行となります。小泉内閣が約二年間進めてきた構造改革は、失業率、労働者所得、あらゆる経済指標を悪化させ、税収不足を招きました。その穴埋めのための巨額国債発行に

は断じて賛成できません。これが反対する第一の理由であります。

第二の理由は、小泉内閣が自らの失政を省みず、財政危機を国民への負担増で糊塗する路線を暴走している下で、不況の深刻化、税収不足、国債増發の悪循環を加速させ、財政再建を一層困難なものにするからです。

次に、所得税法等一部改正案についてであります。

反対する第一の理由は、本法案が深刻な経済危機の下で苦しむ国民や中小企業に対し、戦後初の本格的な所得税増税となる配偶者特別控除の上乗を部分廃止、発泡酒、たばこの増税、消費税の免稅点引下げや簡易課税上限の引下げ等によって、地方税も合わせて一・七兆円もの負担増を押し付ける許し難いものであり、社会保障改悪による負担増と相まって、冷え込んだ家計消費に追い打ちを掛け、景気を一層悪化させるからです。

第二の理由は、先行減税、多年度税収中立という本法案のキーワードが大企業・資産家優遇、国民いじめにほかならないからです。法人税の研究開発・整備投資費減税、株式譲渡益・配当課税や相続税、贈与税減税など、減税となるのは専ら大企業を中心とした勝ち組企業、資産家です。そして、多年度税収中立は、七年間で庶民から八兆円以上を奪い取り、先行減税の穴埋めと恒常的な増税を図るもので、国民に更なる痛みを押し付ける許し難いものです。

第三に、本法律案が小泉内閣が進める国民いじめの抜本的税制改正の第一弾と位置付けられることがあります。配偶者特別控除の上乗せ部分廃止は、所得税の課税最低限引下げの第一歩であり、消費税の中企業特例措置の縮小などは、消費税率引上げに向けた条件作りであります。戦後に築かれた直接税中心、総合・累進課税、生活費非課税など税制の民主的原則を根本から破壊する小泉税制改革のあるべき税制は、断じて認められません。

また、今回の改正案には、NPO支援税制の一

定の改善や住宅ローン減税の再適用制度の創設など、賛成できる項目も含まれていますが、以上の理由から全体として反対するものであります。

なお、民主党提出の修正案については、酒・たばこ増税や消費税の内税方式の削除など、それ自体に限れば賛成し得る側面もありますが、政府案の重大な改悪部分を修正するものでなく、全体としては賛成できません。

以上、三案に対する反対討論を終わります。

○平野達男君 私は、国会改革連絡会を代表して、平成十五年度公債発行特例法案、所得税法の一部を改正する法律案、民主党提出の修正案の各案に反対の討論を行います。

国債発行三十兆円枠堅持、抜本的な税制改革と小泉総理は言つてきましたが、それから一年たち、出てきたものは、経済運営の失敗による史上最大額の国債発行特例法案と大きな方針の見えない改正項目羅列税制の見直し案であります。

以下、両案に反対する理由を申し述べます。第一に、小泉内閣の経済財政運営の方向性が不明確であるために、日本の経済社会への財政効果も明確にならないまま赤字国債を積み増しするだけにすぎないことです。

国債発行三十兆円枠を設定した小泉内閣の経済

財政運営は、結果として予想を大きく超える税収不足をもたらしています。特に、来年度予算案では、当初予算案としては最悪の三十六兆四千億円の国債を発行しようとしています。これは、小泉内閣の経済運営の失敗のツケを借金積み増しでお茶を濁すことにはかなりません。また、来年度予算案が、デフレ対策、景気対策、構造改革、いずれにも配慮せず中途半端であり、何も資することはありません。国債発行で財政は悪化するという経済政策悪化のスパイラルに陥ってしまう可能性があります。

第二に、来年度税制改正のキヤッチフレーズで

財源は行政改革によって捻出すべきです。それができずに、結局増税によつて財源を確保することは、歳出構造の見直しを放棄して、安易な増税に終始することを宣言したようなものです。また、増税項目は恒久的であることから、年数がたてばたつほどトータルとして増税になります。減税が時限措置なら増税も時限措置にすべきですが、そうでないところに、景気に配慮したといいながら、ちやつかり確実な税収確保を盛り込ませる政

府のこそくな意図を感じます。

第三に、来年度税制改正はその内容も日本経済の実態に全く合わないことです。法案では投資促進減税を行つていますが、そもそも企業が投資を行わないのは先行き不安や過去の過剰債務返済のためであり、税制を優遇したこととしても、先行き不安の解消、実体経済を下支えすることを行わない限り、企業の投資意欲がわかれることなく、税制改正の効果は限定的です。一方で、そうした効果の薄い法人税減税のために、消費にマイナス圧力をかける所得課税の増税や、一部の企業に対して赤字でも納税させる外形標準課税をこの時期に導入するなどというのは、どういう理念で税制改正を行うのか、支離滅裂であります。

また、一時的な減税規模についても、健康保険の本人負担引上げ、介護保険料の引上げ、年金物価スライド復活による年金給付引下げなどを勘案すれば、減税効果は相殺されるばかりか、年を追うごとの加速的負担増によるマイナス圧力が膨らむばかりです。この点においても景気への効果は乏しく、税収落ち込み、財政悪化という悪循環を断ち切ることはできません。

最後に、民主党提案の修正案については、賛成できる部分もあるものの、原案を完全に修正することは至つていなため、反対することを申し上げ、討論を終わります。

○委員長(柳田稔君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより順次両案の採決に入ります。

ます、平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案について採決を行います。

○委員長(柳田稔君) 多数と認めます。よって、本案は賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(柳田稔君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

峰崎君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(柳田稔君) 少数と認めます。よって、峰崎君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(柳田稔君) 多数と認めます。よって、峰崎君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

案文を朗読いたします。

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての

抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。

一 特定非営利活動法人に対する寄附金税制については、社会的に重要性を増している非営利活動を促進するという趣旨等にかんがみ、以後の検討に当たつても、その実態等を十分踏まえること。

一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

一 急速に進展する経済取引の国際化・複雑化及び電子化等に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、定員の確保を行うとともに、機構の充実、職場環境の整備及び事務に関する一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(柳田稔君) ただいま議題となりました二法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢の変化に

対応する等の見地から、特恵関税制度等について

所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出し

た次第であります。

以下、本法律案の内容につきまして、御説明申

し上げます。

第一は、特恵関税制度の改正であります。後発開発途上国への一層の支援を図るための特恵対象品目の追加等を行うこととしております。

第二は、暫定税率の適用期限の延長等であります。平成十五年三月三十一日に期限到来がいたしました暫定税率の適用期限の延長等を行うこととしております。

第三は、知的財産権侵害物品に係る水際措置の強化であります。植物の品種登録により発生する輸入差止め申立て制度の拡充等を行うこととしております。

第四は、通関の一層の効率化のための対応であ

ります。納税申告前の貨物の引取りを可能にする簡易申告制度に係る担保提供額の見直し等を行う

○委員長(柳田稔君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 関税定率法等の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。塩川財務大臣。

○國務大臣(塩川正十郎君) ただいま議題となりました二法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府といたしましては、国際社会の一員として開発途上国の経済発展と貧困削減に貢献するとの見地から、この第十三次増資に係る追加出資を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

本法律案の内容は、政府が国際開発協会に対し、二千四百七十八億四千四百四十万円の追加出資を行うよう、所要の措置を講ずるものであります。なお、今回の追加出資額につきましては、我が国の現下の経済力や財政状況、昨今のODAをめぐる国内の議論を踏まえ、前回増資時より減額をしております。

本法律案の提出の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ます。ありがとうございます。

○委員長(柳田稔君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は明日に譲ることといたしました。

○委員長(柳田稔君) 去る二十日、予算委員会から、本日一日間、平成十五年度一般会計予算、同

特別会計予算、同政府関係機関予算中内閣府所

管のうち金融庁、財務省所管、国民生活金融公

庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行について

こととしております。

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

国際開発協会は、世界銀行グループの中核機関として、所得水準が一定以下の開発途上国に対して、長期かつ無利子の融資を行うことを主たる業

務とする機関であります。先般、同協会の二〇〇

三事業年度から三年間における財源を確保するため、第十三次の増資を行うことが合意されまし

た。

審査の委嘱がありました。

○委員長(柳田稔君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

のとおり、政府参考人として金融庁検査局長佐藤隆文君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(柳田稔君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、参考人として国民生活金融公庫総裁薄井信明君外二名の出席を求める意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(柳田稔君) 平成十五年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、内閣府所管のうち金融庁、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行を議題といたします。

それでは、委嘱されました予算について順次政府から説明を聴取いたします。塩川財務大臣。

○國務大臣(塩川正十郎君) 平成十五年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出について御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は八十一兆七千八百九十九億円余となっております。その内訳につきまして申し上げますと、租税及び印紙収入は四十一兆七千八百六十億円、その他収入は三兆五千五百八十億円余、公債金は三十六兆四千四百五十億円となっております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は十八兆六千百二十七億円余となつております。

このうち主な事項について申し上げますと、産業投資特別会計への繰入れは一千六百三十六億円余で、国債費は十六兆七千九百八十億円余で、政府出資は二千三百八十三億円、予備費は三千五百億円となつております。

次に、当省所管の各特別会計の歳入歳出予算について申し上げます。

このほか、財政融資資金等の各特別会計の歳入歳出予算につきましては、予算書等をごらんいただきたいと存じます。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入歳出予算について申し上げます。

国民生活金融公庫におきましては、収入二千二百八十七億円余、支出一千九百二十九億円余となつております。

このほか、日本政策投資銀行等の各政府関係機関の収入支出予算につきましても、予算書等をごらんいただきたいと存じます。

以上、財務省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。

なお、財務省所管の予算の説明については、お手元に配付しております詳細な説明書を本日の会議録の末尾に掲載することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

このほか、日本政策投資銀行等の各政府関係機関の収入支出予算につきましても、予算書等をごらんいただきたいと存じます。

以上、財務省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。

今日は、財務省、金融庁の予算の委嘱審査といふこととございますが、財務省におかれましては、財務省自身の予算もさることながら、他省庁の予算を審査、監督するお立場にあるわけであります。まして、本委員会でも過去に何度も、いかに他省政府の予算が適切に使われているかどうかを塩川大臣にも聞いていたことがあります。今回も若干他省の話から入らせていただきます。今回も若干他省の話から入らせていただきます。

よろしく御審議のほど、心からお願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(柳田稔君) 次に、竹中金融担当大臣。

○國務大臣(竹中平蔵君) 平成十五年度における内閣府所管の金融庁の歳出予算要求額について、

まず、内訳につきまして申し上げますと、印紙収入は百五十五億九千九百万円となつております。

このうち主な事項について申し上げますと、金融庁の一般行政に必要な経費としまして百二十億

円、金融機関等の監督等に必要な経費としまして十四億九千四百万円、証券取引等監視委員会に必要な経費としまして五億八千三百万円を計上しております。

以上をもちまして、平成十五年度内閣府所管の金融庁の歳出予算要求額の概要の説明を終わらせいたします。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○委員長(柳田稔君) 以上で説明の聴取は終わりました。

なお、財務省所管の予算の説明については、お手元に配付しております詳細な説明書を本日の会議録の末尾に掲載することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○大塚耕平君 民主党の大塚でございます。

今日は、財務省、金融庁の予算の委嘱審査といふこととございますが、財務省におかれましては、財務省自身の予算もさることながら、他省庁の予算を審査、監督するお立場にあるわけであります。まして、本委員会でも過去に何度も、いかに他省政府の予算が適切に使われているかどうかを塩川大臣にも聞いていたことがあります。今回も若干他省の話から入らせていただきます。

よろしく御審議のほど、心からお願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(柳田稔君) 次に、竹中金融担当大臣。

○國務大臣(竹中平蔵君) 平成十五年度における内閣府所管の金融庁の歳出予算要求額について、

まず、内訳につきまして申し上げますと、印紙収入は百五十五億九千九百万円となつております。

このうち主な事項について申し上げますと、印紙収入は四十一兆七千八百六十億円、その他収入は三兆五千五百八十億円余、公債金は三十六兆四千四百五十億円となつております。

は十五年度のこの当初予算にそのシステムにかかる予算がどのくらい計上されているか等々について、まず外務省から御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(小野正昭君) お答えいたします。先生御指摘の在外公館への査証WANの導入でございますが、これは御案内のように、近年、査証発給件数というものが急増してきているものに対し、査証事務の効率化あるいは偽変造防止等の観点からオンライン化を進めるということでございます。

平成七年度から、実は、大量発給公館、査証での立ち上げということを行つたわけでございまして、その効果、つまり査証の効率化及び偽変造防止策等について効果が上がったという、そういう効果を更に拡大すべく、近年、新たにIT技術の革新を踏まえまして、最新の偽変造防止対策を施すということを目的として、査証WAN、いわゆる広域ネットワークというものを開発を進めています。

査証WANというものは、全在外公館と本省及び関係省庁を結ぶ査証の情報ネットワークシステムというものと、それから機械読み取り査証、從来はスタンプを押して査証を発給していたわけですが、それでも、機械で読み取れる形の査証システムといふものを構成いたしました。昨年五月にはこの機械読み取り査証作成機を全在外公館に配備いたわでござります。

また、ネットワークシステムといたしましては、昨年の十二月より実際の運用を開始いたしました。現在までに約六十公館で運用をしておりまます。順次拡大を図りながら、本年末までに全在外公館で運用を完結するということを目指しているわけでござります。

予算でございますが、平成十五年度予算政府案においては、主にシステムの維持管理に係る経費として約九億円を計上しているところでござります。その内訳といたしましては、機器の設

置、保守等に係る査証事務機械化関係経費が約五億三千万円、査証シール等の消耗品に係る査証事務費が約三億四千万円、査証WANの運用につき世界各地域の拠点公館で指導を行う必要があるわけですが、この査証WAN指導旅費が約七百二十万円ということになつております。

以上でございます。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

今お話をありましたとおり、確かに一昨年教えていただいたときも、平成七年度からこのプロジェクトはスタートしているという話でありますたが、この十五年度の当初予算に計上されている維持管理の九億円を除いて、これまでに総額幾ら投入されましたでしょうか。

○政府参考人(小野正昭君) まず、平成七年度から十二年度の間の予算額は約三十六億円をいたしております。それから、その後、十三年度から今日まで総額四十五億円でございまして、合計八十一億円を予算化していただいているところでございます。

○大塚耕平君 合計八十一億円ということですが、これは今、平成十二年と十三年のところで区切りを入れていただきましたが、十二年まで三十六億円、これは私の記憶によれば、一昨年の御説明では、この期間はコンサルティング期間なんですね。その試験機を作つたりとかいうこともあつたかもしれません、コンサルティングに三十六億円、そしてそれ以降も含めて八十一億円。これは小林大臣、大体これはハードウエアでいうと、エンドユーザーの端末が約二百台、外務省の建物の中にサーバーが恐らく一台か二台。公衆回線はもちろん使えますので、ネットワークの費用、掛かりますけれども、その規模のシステムにこれまでに八十一億円投入されているわけですが、これは高いと思われますか、安いと思われますか。

○副大臣(小林興起君) こういうものはこれからずっと使つていくんでしようから、長期的に見てどうかというような観点で見なければ、今年中

の、今の成果だけでは十分な査定ができないといふことだと思います。

○大塚耕平君 いや、小林副大臣、違うんです。これはずっと使つていくものじゃないんですよ。

大体四年間ぐらいで償却期間が来て、ハードも変わつてきますから、ひょっとしたら新しく作り替えなければいけないと思っています。

いよいよ完成間近に控えておられるわけですか

そもそもこの手のシステムを平成七年から八年間も掛けてようやくカットオーバーにこぎ着けてい

るということ自体が、現代のこのシステムの常識からいうと、余りにも理解不能のプロジェクトであると。

おまけに、これも一昨年申し上げましたけれども、なぜ今回、このビザシステムの全面的な構築が必要になつたかといいますと、確かに偽造とかいろいろ治安上の問題もあつて新しくしていく必要があるということもあるんですが、実はそれま

での間、物理的なスタンピングマシンを使ってビザを作つておられた。ただし、その機械というの

はアメリカの特定のメーカーしか作つていなく

て、そのメーカーが作るのをやめたと言えばもう交換する部品すらないと。どうしても部品がないときには特注でその部品を作つてもらつて、法外な値段を払つてやつもらつていてなんですが、いよいよ平成七年ぐらいにその製品を作るのをやめるということになつて慌てて作り始めたという、そういう代物であります。

そのときに、外務省には申し上げたんですが、

大体こういう契約というのは、そうすると、以前使つていた物理的なスタンピングマシン、ビザを作つける機械についても、何か故障が起きたり製品の部品がなくなつたらそれはメーカー側の責任ですか。

よいう、この委員会でよく飛び交う瑕疵担保責任というのを契約書の中に盛つて、相手側に責任

を付加して契約をしてこそ初めてその後もコストが掛からないわけです。

今回また十五年度に保守費用に九億円と言つて

いますが、これ毎年九億円掛かっていくわけですよ。今回はこのハードの発注は日本のメーカー二社に依頼をしているというふうに聞いていますけ

れども、契約書の条項の中に瑕疵担保条項は入つておられますでしょうか。

○政府参考人(小野正昭君) 入つております。

○大塚耕平君 昨日私の部屋に来ていただいた方の御説明では必ずしもそれは確かではありませんでしたので、一度委員会の後で結構ですから、後日そこはしつかり説明をしてください。

別にこのシステムが悪いと申し上げているわけではなくて、確かに去年ハノイとかマニラの大使館で現物も見せていただきましたので、なかなか立派なシステムで結構なことだと思いますが、八十一億円掛けて、しかしそのうちの三十六億円はコンサルティングですから、実際は四十数億円掛けて作つたシステムにこれから毎年九億円。これが経年劣化していくと保守費用というのはもつと上がつっていくと思います。だから、実は作つてしまつたら長い間使うから、それは後になつてみんなと良かつたかどうか分からぬといふう発想では作らないんですよ、システムは。

大臣、そこは、だから査定のときに、一体このシステムはシステムが生きている間にどのぐらいの保守費用も掛かるかと、それから作つたベンダー側に何か責任があつた場合にベンダー側にどれだけそのコスト負担をしてもらえるかということを契約書にきちっと盛つてあるかどうかといふことを一つチエックしていただかないと、もう本当に、システムの予算というのは何となく分からぬから、財務省の主計官の方も、あ、システムか、よしオーケーだという感じになつていてるような気がしますので、引き続きしっかりと見たいなと思います。

それから、在外公館の専門調査員の方は、これは十四年度は三百二十二名からまた二人増員をお願いをしているということでございまして、この遣員は前年度五千万円のマイナス、二%のマイナスということで、二人増やしていただいて、そして二%の予算マイナスの中でお願いをしていると

いうことです。

それから、在外公館の専門調査員の方は、これ

は十四年度は三百二十二名からまた二人増員をお願いをしているということでございまして、この予算が二十六億四百万ということで、前年度からマイナス〇・四%、一千万の減になりますが、そ

ういったことです。

そして、選考の基準ということでございますが、これは専門の調査員は外務省と個人的な契約を結ぶと。そして、民間の若手専門家、主に調査研究を中心とする業務を委嘱すると。そして、特定の在外公館に派遣をされ、公館の在外収集、分析面での機能強化を図ると。こういったことで昭和五十七年度からこの制度が導入されておりま

す。それから、派遣員の方でございますが、これは今度は社団法人の国際交流サービス協会といふことと委託契約をいたしまして、この国際交

流サービス協会の方から在外公館に派遣をされる

ということです。

それで、任務は、最初の派遣員の方が、そうで

すね、派遣員の方が一年間です。特別な事情があれば一年以内の延長があるということですし、それから専門調査員の場合は二年間で、場合によっては一年の延長が可能になるということをございます。そういったことでございます。

○大塚耕平君 「一人当たりの単価」ですと、十五年度予算だと、一人当たりの単価ですね、今の合計の派遣員と専門調査員の合計金額を人数で割つてください。幾らぐらいになりますか。

○大臣政務官(新藤義孝君) 今ちょっと計算いたしましたから、お待ちください。

○大塚耕平君 まあざつとですね、まあいいであります。正確な数字はまた後で御確認いただきたいんです。ですが、一千五百万ぐらいになるんですね。これは、私が高いとか安いとか言つていません。ただ、実はこれ年齢制限があるんですね。若い方

じゃないかというようなことが、最初あつたかど  
うかは別にして、今ではそういう雰囲気もあると  
言つてゐる人たちもいます。

そして、その在外公館へ行つちやうと、先ほど  
も申し上げましたように、学生からなつた人たち  
なんというのはなかなか大使に文句を言つたりで  
きませんから、言つてみれば、若い女性が、へき  
地と言ふと怒られますけれども、非常に遠隔地の  
小さな在外公館に行くと、言つてみればセクハラ  
まがいの被害に遭われて、しかし二年間だから我  
慢しようとか、泣き寝入りしているような話を派遣  
員の間同士ではいろいろ飛び交つてゐるとい  
うようなこともありますので、是非この派遣員、専  
門調査員の皆様方の処遇の在り方については、是  
非御検討いただきたいと思うのと同時に、私は、  
外務省改革を本当にやるんだつたら、そういう仕  
事をプロパーの職員の皆さんのが地べたをはつて三  
年、四年やらないと、現地の情報なんか集まりま  
せんよ。

しては、じや、新しい点数を決めたときにその点数に見合ってどれだけのボリュームが消化されるのかというのはどうやって量っているかといふと、一年のうち一ヶ月だけ支払報酬基金がサンプルとして取ったデータを基にそこから推計しているというだけの話で、二十九兆一千億なんというのは言つてみればどんぶり勘定の数字なんですね。ただ、私はそれはしようがないと思うんです

の改革の効果を千六百億円程度織り込みまして七兆七千五百億円余の計上をさせていただいております。

担当の方もおいでいただいているかと思うんですね。けれども、一体厚生労働省が医療費関係の予算を要求してきたときにどういう査定の仕方をしていいのかということをちょっとお伺いしたいんです。

○政府参考人(杉本和行君) 医療費の国庫負担をどういうふうに計上しているかでございますが、医療費の国庫負担は法律に基づきまして、制度上、実際に使われた医療費の一定割合を負担するという制度でございます。先生御指摘のように、これから高齢化社会がどんどん進展していく中で医療費の増加が見込まれますので、それをどうやって制度を見直し、効率化を図っていくかというのが予算上の大きな課題でございます。列えば十四年度予算編成においては、既算

要求時点で医療費の国庫負担の自然増が五千五百億円というふうに見込まれておりました。これに予算編成過程でいろいろ議論をさせていただきまして、政府・与党の枠組み等でも議論させていただきまして、診療報酬をマイナス改定する、診療報酬技術料部分が一・三%、それから薬剤費の部分が一・四%、このマイナス二・七%という診療報酬の改定によりまして千八百億円、それから高齢者の自己負担の見直し等いわゆる制度改善によりまして一千億円、合計二千八百億円の削減を図りましたして、予算計上額を対前年度比二千七百億円ということに計算させていただきまして、七兆四千三百億円余を計上したところでございます。十五年度予算案におきましても、こうした十四年度

○大塚耕平君　主計局が査定の過程で今おっしゃつたような作業にならざるを得ないということはそれはよく分かるんですけれども、もう少し厚生省のやつていることにしつかりメスを入れていただきたいということです。

（監修）大臣に了承後見委員会によるべきこと

さへ行政監視委員会においていたたかれていたときに聞いていただいた話だと思いますけれども、その厚生労働省が予算要求のときに持つてくる資料は、そういう今おっしゃったような数字を整理した、大分上澄みの部分だけなんですね。その水面下で何が起きているかというと、例えば、行政監視委員会で一個サンプルとして挙げた例では、ある日突然、それまで点数上は千三百円ぐらいたつたものが、点数が変わりましたといって八千三百円に変わつたりしているわけですよ。そういうものの積み上げ計算としてちゃんと二十九兆一千が出てきているならないですけれども、積み上げも実はやつていなくて、要は政治的圧力とかあるいは何らかの圧力が掛かつた点数だけが急にぼんと飛び跳ねたものになつて点数改定が行われ

て、その結果医療費が上がるとか下がるかとかといつて、非常に大きっぽな数字を主計局に持つてきているというのが実感だと思います。

私は実際、厚生労働省、医療課の現場も入らせていただけで、どういう書類でやっているかというのも見せていただきましたけれども、さつきの外務省の派遣員の人と一緒に現場の人は大変です。それはもう医療費改定のたびに一人ぐらい倒れるなんというお話を伺いましたけれども、現場の人は大変ですが、現場の人は現実にはこれだけしかできないという前提があるにもかかわらず、しかし、何か完璧に仕事をやっているかのような方便をを使って委員会答弁をする、国会答弁をするということがどんどん実態を見えなくしていっているのですから、是非、厚生労働省担当

省の主計官ないしはそのラインの皆さんには、厚生省の予算については、特に医療費関係はもう少ししっかりと見ていていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。さて、今、外務省と厚生省を例に取つて予算を査定する方をしっかりとやつてほしいということをお願いしたわけですが、今日は財務省と金融庁の御自身の予算の委嘱審査でもあるわけですが、金融庁にひとつお伺いしたいんですけども、十四年度の補正のときに中小企業金融等に関するモニタリング体制の整備ということで八億七千九百万円という予算が付いているんですが、これは中小企業等に対する資金供給の担い手である金融機関の健全性の確保のため、情報をタイムリーに収集するため、システムを機能拡張するというふうに書いてあるんですが、これをやつしたことによつてどういう成果が出たかということについてちょっと聞かせていただきたいんですけども。

○政府参考人(五味廣文君) 今おっしゃいましたとおりの、金融機関の収益性・流動性の状況を一層タイムリーに把握するということで、補正で八億七千九百万円をいただいております。

この中で、特にモニタリングシステムの機能の拡張という大きな柱がございまして、これにより

直しが行われました。この結果としてモニタリングシステムの効率化などいうことが図られますので、一層的確な金融機関の収益性等の把握ができるようになります。○大塚耕平君 私も、前の職業柄、金融機関のモニタリングのためには相当データベースの整備とかシステム的な対応が必要だというのはよく分かることでありますけれども、金融庁のそういうインフラ整備は今の予算措置で十分だというふうにお感じになつておられますか、率直などころを述べていただきたいんですけども。

○政府参考人(五味廣文君) 金融監督は、御承知のようにオフサイトモニタリングとオンラインモニタリング、この両方が車の両輪になつて行われますが、オフサイトモニタリングでは、特に從来から取つております決算等の財務情報だけではなくてリスク情報、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、こうしたものを適時に把握をして分析をするということが非常に重要でございます。

そうした点から、オフサイトモニタリングの中でこのコンピューターシステムを活用するということを重点を置いておりますが、おかげさまで、平成十一年度からこのシステムを使った市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況を把握しておりますが、十一年度は対象金融機関が銀行と協同組織金融機関の中央機関、これに限られておつたんですが、順次拡充を進めることができまして、十四年度においてはすべての預金取扱金融機関そして保険会社、証券会社、これをカバーすることができるようになりました。

十分かといいますか、こういう話というのは切ない話ではあります、システムで分析をするといふことを当局が分析をして還元をしてくれるということが彼らのリスク管理にも大いに役に立つ

話でございますので、当面要求をしながら、財政の制約の中で予算をいただいております。まだまだ拡充しなければならない、あるいは機能を充実しなければならないという状況にあることは事実だと思います。

○大塚耕平君

先ほどの外務省の八十一億なんか

に比べると、私は、金融庁はもつともインフラ整備にお金を掛けていいと思いますよ。相当、金融庁の皆さんは、ここ数年のいろんな世の中の流れの中でそれこそ萎縮しておられて、要員を増やすこと一つにしても随分遠慮をしておられるような気がしますが、外務省なんかはさつきのようになに大変な仕事は五百人も若い人を採用してやらせていましたりするわけですから、遠慮せず金融庁は塩川さんに、金融庁のモニタリングのための、システム整備のための予算は、必要なものはどんどん要求していただいてやつていただきたいと思います。

ただ、午前中に櫻井さんの方から日銀考查と金融庁検査の話が出ていましたけれども、日銀もデータベースをしっかりと持っていますので、もう政府、日銀一体となつてやるとおっしゃっているわけですから、データベースを共有化したり、あるいは検査、考查部門を一体化するという話は前から何度も話題に出ていますけれども、是非一回よく御検討いただきたいなどというふうに思いました。

私ももう辞めてしまらくなつて分かりませんけれども、現状はたしか日銀は考查先から公衆回線で暗号化を、データの暗号化をした上で考查先でもデータベースにアクセスして使えるようになつてていると思いますので、そんなことも共有できることと協調してやつていただきたいなと思いますので、大臣、そこをよろしくお願ひします。どちらでも結構ですが、一言だけコメントを。

○副大臣(伊藤達也君) 今、大変力強いお話まい

ただきまして、私どもしましては、やはりシステムの開発というのは今後の検査・監督において極めて大きなことであります。そういう意味では、もう限られた予算でありますけれども、その予算を効率的にやはり使って、限られた人員の中で本当に国民の信頼にこたえられるような金融行政を開拓するために、このシステム開発の問題についてもしっかりと対応していくかと思います。

○大塚耕平君 非常に前向きな御発言をいたしました。

ただいまお話を聞いて、その重複する部分につ

いての効率化については意識を持つておかなければいけませんし、そういう意味で日本銀行としては様々な意見交換をしていかなければいけないといた。私どもしましては、その重複する部分についてもしっかりと対応していくかと思います。

○國務大臣(塩川正十郎君)

二月のやつですね。

JALの特別機で行きました。

○大塚耕平君 ここから先は、一々大臣じゃなくて

も事務の方でも結構ですが、お答えは、特別便とおっしゃいましたけれども、チャーター便です

ね、JALの。パリの私の友人のマスコミの人

が、日本は金があるなど電話してきましたよ、

チャーター便で来たと、ジャンボジェットだと。

何人で搭乗されましたか。

○國務大臣(塩川正十郎君)

たしか二十四人かな、二十六人だったかと思いますね。

○大塚耕平君 いや、それは違う、違うと思いますよ。まあ、いいです。

○國務大臣(塩川正十郎君)

乗った人数でしょ

う。

○政府参考人(渡辺博史君)

今、御質問の本年の二月に行われましたG7の会合のチャーター便の利用者ですが、行きの便においては大臣を含めまして十一名、帰りの便は大臣を含めまして十七名でございます。

○大塚耕平君 行きは十一名ですね。行き帰り、往復で幾らですか。

○政府参考人(渡辺博史君)

日本銀行の方も搭乗されましたので、うち財務省から支払いました金額は五千三百六十五万九千八百六十円であります。

さて、それで今度は財務省にお伺いをしたいんですけれども、昨日も質疑の中で、国債をどんどん発行して無駄なものには使えないでの無駄遣いは抑制するとか、これはかねてこういう発言は時々聞いておるわけありますが、大臣、どうで

す。それで私は委員長ともいろいろ聞いた質問。これで私は委員長ともいろいろ聞いた質問。これで私は委員長ともいろいろ聞いた質問。者の方に聞いてみた。そのときに名古屋の刑務所のあの革手錠なんですよ。私は関係ないから勘弁してくれぬかと言つたんですがね、聞かなかつた。絶対駄目だ、予算委員会は私、財務大臣が主導だと。こういうことで、それで座つておつたんですよ。そこで、それじゃ金曜日、もうじつとおられぬなと思ったんですけれども、もうやつぱり出席せんならぬし、するもんだから、チャーターベー便の方を手配してくれというのを前の日にちやんと手配してもらつたんです。それで乗つていつたんですよ。

ですから、これもし、じや金曜日の昼ごろね、昼ごろ行つてこいとおっしゃつて許可していただいたら、もう堂々と定期便で行けるんですよ。それで乗つていつたんですよ。

○大塚耕平君 大臣、別に今日は大臣のまた血圧を上げるためにやつているわけじゃないんですよ。それが、後の定期便じや間に合わないんですよ。そういうことだつたんです。

○大塚耕平君 大臣、別に今日は大臣のまた血圧を上げるためにやつているわけじゃないんですよ。それを上げるためにやつているわけじゃないですか。どちらも無駄が多いだろうと思いますね。各役

とも無駄が非常に多いんじゃないかと思います

いろ古い因習があつて、悪いものは全部ディスクローズして正すべきは正していかなければなりませんから、別に大臣を責めているつもりはないですよ、僕は。

ただ、事実関係を申し上げますと、結局チャーター便に乗るために途中退席をされたというふうに聞いていますけれども、確かに国会の運営上の問題もありますから、しかしそういう重要な国際会議であれば、それは国対マターで、別に私がここで決めるわけではなくて、国対マターですから國対で今後ルールを決めればいい話ですが、それは所管の大臣は早く退席していただいて行くというのを与野党間で決めればいい話です、これは。

○国務大臣（塩川正十郎君） 参議院、それでお願いします。

○大塚耕平君

ええ、おつしやるとおりです。

ただ、当日はチャーター便は午後五時四十五分に羽田を立ちましたが、しかしその後、成田午後九時五十五分発のエールフランスがあるんですよ。あるんです。それから、今、前の日にチャーター便を頼んだとか頼まないとかおしゃっていますけれども、チャーター便というのは機体の繰り回しで随分からスケジュールを調整していく一機浮かせるという形でチャーター便を作るんです。したがって、最終的にチャーター便を使うか使わないか、つまりキャンセルするのかどうかはつきりしてくれということは前日だったかもしれませんけれども、チャーター便をオファーしたのはそんな前の日であるはずがなっていますよ。チャーター便をオファーしたのはいつですか。

○政府参考人（渡辺博史君） 後段から申し上げますと、チャーター便は約一月前に一応手配ということをしております。今、大臣がおつしやったのは、最終的にもうチャーター便で行こうという決断を大臣がされたのが前日であったということでございます。

それから、今の御指摘の中ですが、二十一時五

十五分に東京を立ちましてパリに行く飛行機がありますことは事実でございます。しかしながら、パリ

に着く時間が朝の四時三十五分、順当に空港を出られましたとして、五時前に空港を離れて、早朝

に着く時間が朝の四時三十五分、順当に空港を出されていますが、一応前の日に大臣の代理で会合を

やつております者から前日の会合の模様を聞き、そして翌日朝の八時から日米の財務大臣会合をやつしているわけでありますから、全く睡眠を取り

ないで、飛行機の中で取れれば別ですが、全く睡眠を取らないでそういう会議に臨むのがいいかど

うかというのは委員の御判断だと思いますが、我々としては、前日の報告を聞いて翌日の大臣会合に備えるためにはある程度の時間の余裕がない

といけないとということで、今回の手配をしたわけ

であります。

○大塚耕平君 それでは、事前に休めばそれにこしたことはないでしかも、別に偉い人に限らず、民間も含めて国際会議というのはそういうもの

のですよ、時差があるんだから。眠いのを我慢して会議に出るというのは、それはしようがないで

すよね。

今、そういう御説明だったですけれども、現地のメディアの方が、さっき申し上げましたよう

に、日本は財政が苦しいと言いながら随分金があるなど、十一人でジャンボジェットに乗ってきたと、エールフランスもあるのにどうしてなんだと言つて一行のうちの一人に聞いたたら、こういう説明をされたそうです。日本では、午前二時を超えて到着すると、その晩の宿泊費が旅費の規程上出ない。エールフランスだと午前四時に着いてしまふと。チャーター機は午前零時に着いてしまつて、その日の宿泊費が出せるようにするため

に午前零時に着くようなチャーター機を調達したと。——ちょっと待つてください。それは伝聞情報ですからね、私は断定をする気はありません。

しかし、もしそういうことをおつしやった方がいるんだしたら、それは本末転倒も甚だしく

て、午前四時に着いて休むところがないというんだつたら、それはちゃんとお金を掛けて休憩する場所を御用意すればいいわけですよね、大臣。

○政府参考人（渡辺博史君） 今、議員が伝聞とし

ておつしやつたことは全く事実に反しております。まだ続きがありますから。

○政府参考人（渡辺博史君） 何が御発言になりたいんだったら、短くお願ひ

します。まだ続きがあります。

○大塚耕平君 分かりました。

それで、私に連絡をしてきてくれたパリのジャーナリストも非常にしっかりといた方が

で、ということはその一行の中にいたんだなたがそういう規程をしっかりと御理解していないということですから、よく教育しておいてください。

それで、過去に、私が調べた限りでは過去に五回チャーター機飛ばしています。二〇〇二年六月のハリファクス、二〇〇二年二月のオタワ、二〇〇二年二月のバレモ、一九年六月のフランクフルト、一九年二月のポン。大体、いずれも今回と同じような人数で、ジャンボジェットをチャータしておられます。例えばトリップルセブンだとその半額ぐらいで借りられるんですよ。あるいは、よくビジネスマンとか高名なスポーツ選手がビジネス便を使いますね、飛行機、商用ジェット。

ああいうやつであれば、ちょうど二十人とか三十人で乗れるようなのがありますから、なぜそういうのを借りようとしているんですか。

○政府参考人（渡辺博史君） 委員御指摘のとおりでございます。

特段、財務省の方としてジャンボでなければいけないということでお願いしているわけではありません。トリップルセブンであつても、航続距離が

長い、到着するものであればそれは構わないわけ

でありますから、それは多分に向こうの側の、会

社の側の機体の回しの状況であるというふうに認識しております。

それから、小さいジェット機の使用について、ノンストップで東京から例えればニューヨーク、ロンドン、あるいはパリというものが可能であれば、それはそれでまた考えていただきたいと思いま

すけれども、現状においてはそういう形でのオファーは我々としては受けないので、ちょっと検討させていただきます。

○大塚耕平君 直行じゃなくても、途中で一回ぐらいい給油したつていいわけですから、是非工夫していただきたいですが、例えばこの平成十五年度には代金は払いますし、十一時前あるいは夜の十時着いた場合にもホテルに泊まらなかつた場合には代金を支払わないという規程になつておりますので、それは全くの誤りであります。

○大塚耕平君 分かりました。

それで、私に連絡をしてきてくれたパリのジャーナリストも非常にしっかりといた方が

で、ということはその一行の中にいたんだなたが明細の中に予算が計上されていますよね。それはどこに幾ら計上されていますか。

○政府参考人（渡辺博史君） チャーター機の使用料につきましては、二つの会計にございますが、一般会計の甲、財務本省の庁費というところ、及び外國為替資金特別会計の甲、事務取扱費の庁費、この二か所においてそれぞれ積算をしております。

○大塚耕平君 これは、毎年大体計上しておられるんですか。

○政府参考人（渡辺博史君） はい。

○大塚耕平君 はい、いいです、いいです。はいとおつしやいましたんで。

で、何回分ぐらいチャーターすることを念頭に置いて計上しておられますか。

○政府参考人（渡辺博史君） 年によって違いますが、大体一、二回ということで計上しております。

○大塚耕平君 よその省庁でも、チャーター機をよその省庁の大臣が使うことを念頭に置いて計上しておられますか。

○政府参考人（渡辺博史君） ちょっと各省の予算の計上までは、私、存じ上げませんが、多分外務大臣については同様の状況で手当てはしてあると

では、ちょっと私は即答する能力はございません。

○大塚耕平君 政府専用機はどうして使わないんですか。

○政府参考人(渡辺博史君) これは、あるいは官邸の方の運用方針になるかもしれませんけれども、基本的には皇族及び総理が使いになるという前提で運用されているというふうに認識しております。

○大塚耕平君 いや、それは官邸がそういう御方針かもしれないですねけれども、防衛庁から事前にいただいた資料によると、過去何回も大蔵大臣、外務大臣、乗っていますよ、一杯。使っていますよ。いや、後でこれ資料をお見せしてもいいですけれども、例えば大蔵大臣、米国訪問、羽田ーサンフランシスコー羽田、大蔵大臣、IMF総会。これ、一杯乗っていますよ、一杯。

○政府参考人(渡辺博史君) 運用方針の関係でございますけれども、一応、内閣総理大臣及びそれに準ずる者ということになつておりますと、副総理格の大蔵大臣、財務大臣のときに乗られていたことはあると思っております。

○大塚耕平君 もうすぐ時間が来るので、一応問題点だけ申し上げておきますけれども、まず、十人でジャンボジェットをチャーターしていくと、いうようなことがこういう経済状況の中で国民感情に合致しているかどうかということが第一の問題であります。

そして、仮に国会審議が制約で云々かんぬんとおっしゃるならば、それは我々野党も含めて、そんなことにお金を使うために、大臣がすごい答弁してくれるならともかく、のらりくらり答弁されことが多いわけですから、それでしたら早めに言つていただいてお休みいただいた方がいいですから、これは国対として考えていけばいい話であります。

そして、もし商業便がないというんだつたら、政府専用機を使えば、政府専用機の稼働率が上がります。

ればそれだけ固定費は落ちるわけですから使えばいいはずです。そして、それでも政府専用機もいいといふんだつたら、小型機をチャーターすればいいです。それから、小型機もなくてジャンボ機しか空いていないといふんだつたら、今度は、燃料費の交渉しましたか。十一人でパリまで飛ばしていることは相当燃料費は安く済んでいますよ。燃料費の交渉しましたか。

○政府参考人(渡辺博史君) 燃料費の個別の交渉をしていることはございません。ただ、逆に申し上げますと、大臣御一行が着くということが必要なわけありますので、大臣及び秘書官及び警護官だけのフライトであれば本来いいわけであります。逆に言いますと、前日に向こうに行つて用意をして大臣をお迎えするべき者も、節約するために大臣の飛行機に乗せて十一人になつているという場合もあるわけでありますので、多分燃料代ぐらいについてはその程度の節約をやつていると思います。

○大塚耕平君 いや、だから、大臣が最初にいきをつやつたじやないですか。いろいろ過去の因習をディスクローズして、悪いものは正しめな答弁のように完璧を装わなくてもいいですよ。もう事実としてこういうことが明らかになつたんだつたら、これ直せばいいわけですか。大臣、もう最後です。時間があまりませんので、最後に、このチャーター便の調達を前提にした予算計上、本当はこれ十五年度予算から落としてほしいですけれども、必要になれば後で追加すればいいだけの話ですから。どうするおつもりかといふことと、今後、平成十六年度以降どういう方針で臨まれるかについて、現時点でお感じになつていらっしゃいます。

○國務大臣(塙川正十郎君) 私、実はハリファク

スへ行くとき、初めて秘書官から聞いたんです。何だ、お客さん全然乗つていいやないかと言つたのかということで、事実です。これはこうなつてゐると言つてます。国会が承知してくれないと

斯う思ひますし、どんな大臣でも大臣ですから、出でまわなきゃいけない場合もあるわけですが、今の話は国会審議とは余り関係ないようにお聞きしました。それと、余り国会の審議のせいに最初からされるというのはどうも違うんではないと

思います。せめて前の日ぐらい、到着でかるぐらの余裕は持つて解放してもらつて、副大臣もおるんですかね。しかも、名古屋の刑務所のこれなんですね。私は水ばかり飲んでいて、答弁一回もないんですよ。一人でもおらないときや駄目だということが国会で言われておるものだから、ですから、前もつて、そういう事前にやつていただんですよ。ですから、参議院はそんなことのないようひとつお願いしたいと思います。

○大塚耕平君 いや、だから、前もつて、そういうことをおつやつたじやないですか。いろいろ過去の因習をディスクローズして、悪いものは正します。そこで、私はもうこんなばかなことに金使うなと言つておるんです。本当に言つておるんです。ですから、それだつたら、出席できるようになつぱり国会の方も計らつてもらうということが大事なので、これは国会で言つておいてくださいよ。それは。

○大塚耕平君 ちなみにアメリカは原則商用便、どうしてもチャーターが必要な場合は軍用機で来てます。それから、フランスは全部エアーフランスで、商用機で来てます。

○大塚耕平君 大臣、じゃ、宣言してください、最後に。原則としてチャーター機の調達を前提としないと宣言してください、ここで。

○國務大臣(塙川正十郎君) チャーター便使わなければ宣言して、またどんなことになるか分かりませんけれども、私は任期中はほかの大蔵はそれを使つたんですからね、使つたんですから。だから、それが習慣で来ておるものだから、ずっと、局長なんかでもずっと申し送りで来ておつたんですよ、あれ。ですから、こういうことになつておるんですから。私はもうこの際は使いません。

○大門実紀史君 はい、よく分かりました。引き続き中小企業の再生のために御努力をいただきました

ところあるんですけども、私は予算委員会の理事をやつておりますので一言申し上げたいんです。これが行なうべきことと、事実です。これはこうなつてゐると言つてます。国会が承知してくれないと

斯う思ひますし、どんな大臣でも大臣ですから、出でまわなきゃいけない場合もあるわけですが、今の話は国会審議とは余り関係ないようにお聞きしました。それと、余り国会の審議のせいに最初からされるというのはどうも違うんではないと

思ひます。せめて前の日ぐらい、到着でかるぐらの余裕は持つて解放してもらつて、副大臣もおるんですかね。しかも、名古屋の刑務所のこれなんですね。私は水ばかり飲んでいて、答弁一回もないんですよ。一人でもおらないときや駄目だということが国会で言われておるものだから、ですから、前もつて、そういう事前にやつていただんですよ。ですから、参議院はそんなことのないようひとつお願いしたいと思います。

○大門実紀史君 今、話、もう少し聞きたかった

ところあるんですけども、私は予算委員会の理事をやつておりますので一言申し上げたいんです。これが行なうべきことと、事実です。これはこうなつてゐると言つてます。国会が承知してくれないと

思ひます。せめて前の日ぐらい、到着でかるぐらの余裕は持つて解放してもらつて、副大臣もおるんですかね。しかも、名古屋の刑務所のこれなんですね。私は水ばかり飲んでいて、答弁一回もないんですよ。一人でもおらないときや駄目だということが国会で言われておるものだから、ですから、前もつて、そういう事前にやつていただんですよ。ですから、参議院はそんなことのないようひとつお願いしたいと思います。

○大門実紀史君 今、話、もう少し聞きたかったところあるんですけども、私は予算委員会の理事をやつておりますので一言申し上げたいんです。これが行なうべきことと、事実です。これはこうなつてゐると言つてます。国会が承知してくれないと

思ひます。せめて前の日ぐらい、到着でかるぐらの余裕は持つて解放してもらつて、副大臣もおるんですかね。しかも、名古屋の刑務所のこれなんですね。私は水ばかり飲んでいて、答弁一回もないんですよ。一人でもおらないときや駄目だということが国会で言われておるものだから、ですから、前もつて、そういう事前にやつていただんですよ。ですから、参議院はそんなことのないようひとつお願いしたいと思います。

○大門実紀史君 はい、よく分かりました。引き

いと思います。

今日はどうもありがとうございました、わざわざこのために。

それでは本題に入りたいと思いますが、今日は二つお伺いしたいと思いますが、一つは中小企業問題、もう一つはテナントの問題です。

竹中大臣のこの「あしたの経済学」を自腹で買って読んで読ましていただきました。じっくり読ましてもらって、大変感動いたしました、一点だけですけれども。この中の二ページだけですが、二百十四ページから一百十六ページに、中小企業の倒産が悲惨なのはなぜかと。その最大の問題は個人保証にあると。この部分、私も非常に同感です。全部読み上げてもいいんですけども、この趣旨をできれば大臣から説明をお願いします。

○国務大臣(竹中平蔵君) 経済の運営をする中で、倒産とか失業とか、もちろんこれはもうなに、ゼロにこしたことはないわけあります、残念ながらどの国、どの社会、どの時代にも失業、倒産というようなケースがやはり出てくる。しかし、そうした中で特に日本の状況、特に今日の状況が大変やはり国民にとって苦しいのは、その倒産とか失業とかが決して単なる経済的な出来事ではなくて、自分の人生を懸けた出来事になってしまっているという現実があるからであるというふうに思つております。

その要因は幾つかあります。これは、失業の場合、年功序列、終身雇用の雇用システムの中でそういうところから外れてしまつていうことがあります。これが正に有限責任であるはずのシステムが無限責任を負わされたことになつてしまつて、ここはやはりその制度、会社法や商法に

規定されている制度と全く違つたシステムになっているということだと思います。

この点をやはりしっかりと、これは経済問題を持つてあるとともに、むしろ非常に重要な社会的な側面を持っています。そこにはもう、私自身、父親が中小企業で保証を受けていたことを小さくおぼえています。ここはもう、私自身、父親が中小企業で保証を受けていたことを小さくおぼえています。そこから思い出しますし、そのシステムそのものを、経済問題と同時に、その社会のシステム、法体系、法風土そのものを変えていかなければいけないと、強い思いを持っております。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

警察庁の調べですと自殺者がすつと三万人を超えておりますけれども、経済的理由の自殺というのが三割と、自営業者の自殺が四千百四十九人に

なつているんですね。

そういう点で、その中身としてこの個人保証の問題があると思うんですが、朝日新聞に有名な経営コンサルタントの岩井義照さんが書いておられたまますけれども、ニューヨーク・タイムズの記者から質問を受けたと。そうしたら、日本の経営者の自殺が多いのはなぜか、会社が倒産したからといつてなぜ死んでしまうんだという質問を受けた。それは倒産だけで普通は死なないんだと、日本には個人保証があるために、会社だけでなく自分の周囲も財産も失うからだというようなことを

この岩井さんは答えておられまして、そのニューヨーク・タイムズの記者が、現代の日本でそんな野蛮な制度がまだ存在するのかと大変驚いたと。政府はなぜそんな銀行の横暴をすぐやめさせないのかと首をかしげたと。同時に、アメリカでは一部の州で禁止されて以来、この個人保証ですね、事実上なくなつてきてている。ほかの先進国でも

対策の拡充強化に関する要望という中で、多くの中小企業経営者は金融機関から融資を受ける際に個人保証を行つてゐるため、倒産時に基本的な生

活権すら侵されるケースも見受けられることがあります。そこはもう、私自身、父親が中小企業で保証が確保され、再度事業に挑戦できる仕組みへ改善を図るべきであるというふうに、かなりこれも問題が社会的に意識化されていると思うんですけれども、大臣としては具体的にどうやっていけばどうふうにお考えか、考えがあればお聞かせいただきたく思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、大門委員から一部海外の事例の御紹介がございましたが、私たちも一生懸命海外の事例を今勉強を更にしておりま

す。ただ、いろいろ今の時点で我々が調べたところでは、どうもやはりアメリカにも個人保証はある。これは、融資をするときはやはりそれを一種の、特に中小企業の場合、その経営をしっかりと取るという経営責任、経営保証という意味で取るというのが原則である。ただ、第三者保証のようものは、これはアメリカのような場合は少ない、そのように認識をしております。日本の場合、やはり銀行貸付けのウエートが非常に高いから、その分個人保証が社会全体として大きな問題になつていて、その面があろうかと思いま

す。

○大門実紀史君 私もこの間ちょっとアメリカの方を調べてみたんです、州によって少し違うようなんですが、個人保証はあることはあるんですけども、例えば住居だと家財道具、衣類、その他個人使用のものとか、生命保険とか車などか、こういうものは保全されるといいますか、取られないで済むと。金額に限度を設けている州

これを見消すための方策としては、やはり二つのことを考えていかなければいけないと思想です。

個人保証というのは、これは今も申し上げましたようにアメリカ等でも現実にはあるわけでございませんけれども、できるだけ金融機関等に対しても個人保証に過度に依存しないで相手の与信、与信をする場合の相手の経営力とかそういうものを判断して、それに応じた、正にいつもこれはよく申し上げて大門委員から御反対を受けますが、リスクリターンをきちっと評価して、そういうふうな担保や保証人に頼らない事業の評価を、正に

金融機関の目利きをしっかりとした融資、そういった制度を作つてもらう。これは、一部ではありますけれども、そういう方向には銀行は銀行で努力するように我々要請しております、そういう保証制度も少しではあるけれども生まれ

もう一つは、これは融資、金融の話ではなくて、やはりこれは正に法律の枠組みだと思います。万が一にも破産、倒産した場合でもある程度自分的生活が支えられるような資源は確保してくださいよ、これは破産法等々の問題になります。

日本の場合、よくこれは今まで言われるのは、日本では破産すると仮想と布団しか残してもらえない。やっぱりそれではやはり困るのだと思いま

す。これに関しては、我々経済財政諮問会議でもそういう議論をしました。それで、今法務省の方でそうした問題についてしっかりと検討しています。これに関しては、我々経済財政諮問会議でだささいよ、これは破産法等々の問題になります。

日本の場合、よくこれは今まで言われるのは、日本では破産すると仮想と布団しか残してもらえない。やっぱりそれではやはり困るのだと思いま

す。これに関しては、我々経済財政諮問会議でだささいよ、これは破産法等々の問題になります。

あと二ヶ月間の食料、二十一万円の一ヶ月間の生活費、あと実印取つちゃいけない、仏像、位牌は取つちゃいけない、義手、義足、当たり前ですけれども、こんな物は取つちゃいけないと。そんなレベルですよね。本当にもう水準が低いといいますか、遅れているといいますか、だと思います。

もう一つは、ちょっと気になつて、竹中大臣に是非お伺いしたいと思ったのは、今、中間試案ということで検討されている中で、最低生活費二十万円を引き上げようという程度の議論しかされていないんです。自由財産とかいろいろありますけれども、焦点はそのようなんですが、これでさえ、これでさえ、経済産業省の方はこの二十一万というのは余りにもひどいと。一ヶ月だけの生活費やつて、あとはもう全部取つちゃうというのは余りにもひどいということで、経済産業省の方はこの引上げを要望しているようですけれども、金融機関がこれに反対をしているということなんですから、本当にアメリカに比べて相当遅れているにもかかわらず、わずかこの生活、最低生活費さえ引上げに金融機関の反対の声が多いということをいかが思われるかと、できれば金融厅ですから、そういういろんな懇談会とかありましたら改善の方向に持っていくような指導をしてもらいたいというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 法律の審議の経過について詳細は私必ずしも十分承知をしておりませんが、もう一つ、金融機関が反対しているかどうかについても私ちょっと、いろんな金融機関があるのかもしれません。

ただ、これはやはり一般社会の常識の感覚として二十一年とかそういうレベルの話では全くないと、これは私は考えております。よくこれは、こういう議論に必ず出てくるのは、やっぱり借りたものは返すんだと、借りたものを返すのが金融のモラルであるという、規律であるという議論がよ

く出でます。私はこれはこれで正しいと思います。しかし、返つてこないような貸付けを行つた側にも責任はあるわけでありますから、それをやはりそういう人たちにも責任を負つてもらうということが、これは一面の金融のモラルであろうかと私は思います。

ここは正に社会の合意の問題でありますけれども、恐らく今言つているような二十一万円とかそういうところではない。私としては、やはり法務省の方でしっかりとこれは多くの国民が納得できるような結論を出していただきたいというふうに思いますし、引き続き諮問会議等々でもそういう議論を深めたいと思います。

も、恐らく今言つているような二十一万円とかそういうところではない。私としては、やはり法務省の方でしっかりとこれは多くの国民が納得できるようになりますし、引き続き諮問会議等々でもそういう議論を深めたいと思います。

○大門実紀史君 是非、先進国並みの基準に引き上げられるように努力をお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

もう一つは、これも中小企業問題ですけれども、も、大手流通破綻に伴う中小のテナント問題について、私、この委員会で二、三度取り上げてまいりました。長崎屋問題、寿屋、マイカル問題ですけれども。

要するに、大手の今申し上げたようなスーパーが破綻して、そこに入っている中小テナントの皆さん方が、もう店閉めるから出ていくけど。ところが、預けた敷金、保証金を返してもらえない。この金額は相当大きいんですね。数百万から四五千万になる場合もあると。店は出でていけば、金は返してもらえないで、みんな倒産、廃業あるいは自殺の例も出たりしている話なんですか、それとも、全国で、特にマイカルの場合は全国で数千店ありますから、テナントが入つて来ましたので、社会的な問題になつております。今まで、今その方々が全國連絡会作られて、私も一緒に今、これはもう何をして、もっとつきりした敷金に一本化すべきであるということをございます。ただ、現時点におきましては、一部ディベロッパー・サイド、またテナントサイドにも保証金のニーズがある場合もありまして、そういう場合には当事者間の合意をして、かなり御努力をいただいて、取りあえずセーフティーネットの適用では中小企業庁の事務の方の方が物すごい努力をされて、私、本当に敬意

を表していますけれども、頑張つていただいているところです。

これは今後の大問題になつてきているというところなんですねけれども、経済産業省で昨年からこの問題の根本的な解決のためにいろんな御努力をされておりまして、研究会を作つて検討されてきました。それは、ちょうど今年の一月に中間報告が出たと思います。私、最初に結論を言うとなんですか、大変いい報告だ、よく頑張つてもらつたというふうに思います。

時間の関係で簡潔で結構なんですけれども、経過と問題意識と趣旨、ちょっと簡潔に述べてもらつたというふうに思います。

○政府参考人(小川秀樹君) お答え申し上げます。

委員御指摘のテナント保証金の問題でございますけれども、御指摘のとおり、そもそもテナントの負担が重くて財務体質悪化の要因になるということがあるわけでございますが、特に昨

今、流通業の、以前と違いまして、破綻リスクが高くなつてゐるという状況下では、ディベロッパーが破綻した場合に保証金が返還されないという事態が生じているということでござります。こういう問題の認識の下に、当省としては、昨年七月から、専門の方々によりますテナント保証金問題研究会を設置いたしまして、一月まで六回の御審議をいただきました。本年一月に中間報告書を取りまとめていただいております。

内容のポイントでござりますけれども、将来の方向性としては、基本的にテナント保証金は廃止

されることで、ディベロッパーとテナントは相互に経営情報を開示する。それから、可能であれば、保証金の返済を確実にするために担保連帶保証人を設定する。それから、中途解約時に、なかなか返済規定が明確じゃないので、十分返還が受けられないという場合もありますので、そういう場合の返還規定を明確にする。そういう内容がガイドラインの骨格になつております。

○大門実紀史君 そういうことが今既に決められていれば随分たくさんの方が助かつたと思います。急いでそういう方向を実現してもらいたいと思いますけれども。

今既に破綻して、私、申し上げましたマイカル三千三百店が今いつどうなるかといつて不安な毎日を送つておられますけれども、今現在破綻しているところについてははどういうふうに対応されていくのか、教えてもらえますか。

○政府参考人(小川秀樹君) この研究会でございますけれども、基本的には今後のテナント契約に

これに沿つた内容とすべきであるというのが内容の骨子でございます。

○大門実紀史君 ついでに、そのガイドラインに盛り込むべき内容についても簡潔にひとつ説明します。

○政府参考人(小川秀樹君) 御質問の業界ガイドラインの内容でござりますけれども、まず基本といたしまして、テナント契約はディベロッパーとテナントとが対等の立場において締結する。双方の義務を契約事項として明確に書くということでございます。

それから、その際の保証金契約を締結する場合の、具体的にこういうふうにしていった方がいいことでござりますけれども、一つには、金

銭消費貸借としての性格を持つことを明確に位置付ける。また、契約期間が現在ですと二十年ぐらいにわたるとか、非常に長いわけですから、片務的に、情報開示が十分じゃないという

ことと、ディベロッパーとテナントは相互に経営情報を開示する。それから、可能であれば、保証金の返済を確実にするために担保連帶保証人を設定する。それから、中途解約時に、なかなか返済規定が明確じゃないので、十分返還が受けられないという場合もありますので、そういう場合の返還規定を明確にする。そういう内容がガイドラインの骨格になつております。

○大門実紀史君 そういうことが今既に決められていれば随分たくさんの方が助かつたと思います。急いでそういう方向を実現してもらいたいと思いますけれども。



四・七からコンマ二と、どんどん減るんですね。

それから、銀行の特別検査というのはこれからやるようですが、これはまずないということで、債務者の業務悪化等はプラス二で、これは半期の部分なんですが、これだけ見ますと、いわゆる根雪の部分は相当なくなつていて、このアンケートを信じる限りは。そうすると、もう新雪の部分だけに入つてきたなというような印象を強く受けますけれども、大臣、どうですか、これは。

○国務大臣(竹中平蔵君) まさしく、その十四年九月期は特別検査の影響等というののももちろん当然のことながらここには出てきていませんけれども、御指摘のように、ある意味で、根雪という言葉を使われましたけれども、たまつていたものがほんと出てきて、いわゆる経済に合わせて、経済の状況に合わせて出てきた業況悪化分というのが当然のことながら今後のその中心的なものになつていくのだろうというふうに思いました。ただし、今回、十五年三月期の決算につきましては、一部ディスカウント・キャッシュ・フローの導入とか、そういうようなものがございまして、それによるものというものはこれは少し出でてくる可能性があると思つております。

いずれにしても、御趣旨のとおり、基本的には

業況悪化の分等々がどのぐらい出てくるのかというのがメインになりますし、それに対してオフバランス化を進めていくつて、どのぐらい全体として不良債権が減つてくるのかと、いうことをしっかりと見ていかなければいけない段階であると思つております。

○平野達男君 そうしますと、これは骨太の方針を作られましたよね。あの一番最初に出てくるのは不良債権処理なんです。あのイメージは、今まで先送りされてきたものがたくさんあります、これを早期にきつちり資産査定して、オフバランス化するものはオフバランス化しますということで骨太の方針というのを作られたと思うんです。

今回、このデータを読む限りは、少なくともそ

の骨太の方針のところの先送りされてきたところの、多分あれが中心になつてたと思うんですね。それでも、それはなくなつてしましました。というこの骨太の方針の中では、不良債権の処理をやることで、きちんとやることで、いわゆる資源の効率化、不効率なものからいいところに回つてきます。よ、だからこれで経済上がつっていくんですよといふストーリーだつたんです。

ところが、経済が今こんな状態だということでも、不良債権処理の数、処理というのが果たして骨太の方針どおりだつたんだろうかと。いや、そうじやなくて、そうなんだと、もう少し、効果が出でてくるのがもう少し後なのかなという説明の仕方もあるかもしれません。ただ、少なくとも、今のところ骨太の方針の考えたような結果にはちょっととなつていいんじゃないのかなあと。

ただ、一つは不良債権処理、進みましたよ。進みましたがけれども、その結果としての効果がいわゆる先送りされたものの、あるいは今、さつきの導入とか、そういうようなものがございまして、それによるものというものはこれは少し出でてくる可能性があると思つております。

○国務大臣(竹中平蔵君) 不良債権処理の問題の解決に向けては、やはり幾つかのことをやらなければいけないということだと思います。

その意味では、正に資産査定を厳格化して、それを洗い出すというふうに思つておられます。

○平野達男君 私としても、少なくとも不良債権処理というのをやつぱり新しい局面に入ったんだといふことは、これははつきり言うべきじゃないでありますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 不良債権処理の問題の解決に向けては、やはり幾つかのことをやらなければいけないということだと思います。

その意味では、正に資産査定を厳格化して、それを洗い出すというふうに思つておられます。

ついで、不良債権処理の中では、資産査定の厳格化、その洗い出しの部分に関しては、今回の十五年三月期の決算においてかなりの程度のものが進んだ結果がまだ出てきていないと、いうふうな感覚がしますが、ここは竹中大臣、どのように考えられますか。

○平野達男君 としますと、いろんな見方ができると思いますけれども、少なくとも不良債権処理というのをやつぱり新しい局面に入ったんだといふことは、これははつきり言うべきじゃないであります。

○国務大臣(竹中平蔵君) 私としては、資産査定の厳格化、その洗い出しの部分に関しては、今回の十五年三月期の決算においてかなりの程度のものが進むであろうと、いうふうに思つております。繰り返しますが、それは新しいDCFのようない方法を導入するし、再建計画を持つておられるところについては再建計画のそのもののチェックをきちっとすると、そういう段階を終えたら、つまり十五年三月期の決算が出て、それをきちっとした段階で私は新しい段階に入ると、これは申し上げてよいではないかと思つております。

○平野達男君 そうしますと、先ほど大臣も言われましたけれども、新しい段階に入つくると、不良債権というのは要するに景気の悪化に伴うもの、もう少し正確に言いますと、銀行はリスクを取つてやつっていますから、そういう意味で方針の考え方が果たして正しかつたかどうかという大きな疑問なんです。

これは、私、前にも言いましたけれども、あの骨太の方針はもう骨粗鬆症にかかっていると、やっぱりほろじやないかというようなことで一回表現させていただきましたけれども、コメントがあればどうぞ言つてください。

○国務大臣(竹中平蔵君) 是非とも御理解いただきたいたのは、まだバランスシートの中にそういうものを抱えているわけですから、そのオフバランス化はまだこれから二年くらい掛けてきちっととて、景気の、要するにどうやって不良債権処理はおいておいて。そうすると、そのリスクテークの問題は別とし

ていきたいというふうに思うわけです。

同時に、引き続き、しかし、ある程度の不良債権、これは業況の悪化等々によつて出てくるわけですから、それを十分に支えるだけの収益力を確保してもらわなければいけない。コーポレートガバナンスを強化して収益力を高めてもらうと。これは正に、今正にそれが始まつて、始まりつつあります。

その意味では、正にあの一番最初の骨太に書いたイメージを金融再生プログラムでよりはつきりとさせて、それが今進行しつつある状況であると、いうふうに思つております。

○平野達男君 としますと、いろんな見方ができると思いますけれども、少なくとも不良債権処理というのをやつぱり新しい局面に入ったんだといふことは、これははつきり言うべきじゃないであります。

それに対しては、私たちは経済を正に活性化することであると、経済活性化のためには何が必要かということに関して、構造改革全体の中で私たちなりにしっかりと位置付けているつもりでございます。

○平野達男君 私、もう一つだけ言わせていただきますと、骨太の方針の中で一番最初に出てきた不良債権処理、それはもう大きなもう山場をやつぱり今の話だと越しつつある。じゃ、その一体効果は本当にどうやつて、どこで出てくるんだろうか。あの骨太の方針、まだ一回目の骨太の方針を、一回目つて、骨太の方針は一回しか出ていませんが、あの骨太の方針、まだ一回目の骨太の方針が進んだ結果がまだ出てきていないと、いうふうな感覚がしますが、ここは竹中大臣、どのように考えられますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 私としては、資産査定の厳格化、その洗い出しの部分に関しては、今回の十五年三月期の決算においてかなりの程度のものが進むであろうと、いうふうに思つております。繰り返しますが、それは新しいDCFのようない方法を導入するし、再建計画を持つておられるところについては再建計画のそのもののチェックをきちっとすると、そういう段階を終えたら、つまり十五年三月期の決算が出て、それをきちっとした段階で私は新しい段階に入ると、これは申し上げてよいではないかと思つております。

○平野達男君 そうしますと、先ほど大臣も言われましたけれども、新しい段階に入つくると、不良債権というのは要するに景気の悪化に伴うもの、もう少し正確に言いますと、銀行はリスクを取つてやつっていますから、そういう意味で方針の考え方が果たして正しかつたかどうかという大きな疑問なんです。

これは、私、前にも言いましたけれども、あの骨太の方針はもう骨粗鬆症にかかっていると、やっぱりほろじやないかというようなことで一回表現させていただきましたけれども、コメントがあればどうぞ言つてください。

を、不良債権の発生を抑えるかというところに入つてきて、要するに不良債権処理の意味合いと

いうのが随分大きく変わつくると思うんです。これは、こういう形でよろしいでしょうか。根雪の部分出されて、今度は経済全体がどのようになるか、そこから業況悪化によって、伴つて出てくるかもしれない新しい不良債権とのバトルになるというような意味では私はそのとおりであります。

やつていかなければいけないわけです。

ですから、その意味では、今までの洗い出しをしましたという意味では新しい段階に入っていますけれども、不良債権処理は正に中核の段階にこれから二年ぐらい入っていくと、中心に入していくこと。それが終わった段階で不良債権処理、つまりこれは、この場合は本当にオーバランスがある程度進んで、バランスシートの中から、銀行のバランスシートの中からリスクが消えている状況でありますから、その状況のような状況の下では経済のシーンはかなり違ってくるであろうというふうに思っております。「改革と展望」のマクロのシナリオというのは正にそういうシナリオになつてゐるわけです。

○平野達男君　いずれ新しい段階に入りつつある  
ということでありますから、それはそれで良しと  
したいと思います。

それから、全然話が変わりますけれども、竹中大臣、今、大臣兼務されておりますね。経済財政大臣と金融担当大臣。これ兼務されて、ちょっと話全然通告申し上げなくてあれなんですが、どうですか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 大変厳しいと思っております。これは当然責任が非常に広がったといふことでござりますし、物理的に申し上げますれば、二つの委員会で出させていただいて時間的な調整、これは私よりもむしろ秘書官が、同じビルの五階と九階にオフィスがございますが、それぞれの事務説明の調整等々も大変苦労をしておりましたし、なかなかしんどい仕事であると思ひます。

しかし、これはやり遂げなければいけない仕事であると思つておりますので、総理や塙川大臣の御指導をいただきながら頑張っているつもりでござります。

○平野達男君 いや、もう私も本当に大変だと思ひます。それで、竹中大臣は一生懸命やつておると思います。

臣を兼務している、それは竹中大臣は物すごい優秀だと思うんですけれども、その二つをやることで何かが欠けるようなことはないですか。これは竹中大臣が自らやられて、要するに二つをきっちりこなすというのは当然求められているわけですけれども、元々要するに大臣というのを分けているわけですから、これをずっと続けるということに対しては、これ竹中大臣、本音の部分としてなかなか言えないと思いますけれども、これどう思われますか。

実は、これ本当は私は小泉総理に聞きたかったんですけれども、なかなかそういう時間がなくなくて。これだけの金融危機抱えているときに何で一人で二つも兼務させるんですかと。与党の議員なんか一杯いるじゃないですかと。そんな与党議員ですね、あ、ごめんなさい、頼りにならないんですかと。(「いいのがいないのよ」と呼ぶ者あり)ああいうふうにはつきり言われますとちょっと、なかなかよつと次の言葉がないんですけども。でも、これはその結果として一生懸命やっているんですけども、どこかの、力の配分がどこかで不足しているかもしれないんですね。

それは竹中大臣が、いや、大丈夫ですと胸を張って、私は経済財政大臣もやれます、金融大臣もやりますと、当然これは言わにやいかぬでしょ。だけれども、その結果物すごい激務で本来やるべき部分がどこかで結果として欠けるようになりますと、これ内閣として本当に問題なんですね。だけれども、それは竹中大臣が判断するのじやなくて、ひょっとしたら塩川財務大臣はそばで一番見て、そばで常に見ておられるし、基本的に総理が判断する話だと思うんですが、こんなに激務のときにつままでやつておるんだろうかと。逆に言つたら、ひょっとして大臣なんとかと。逆に言つたら、ひょっとして大臣なんとかと。元々一人も要らなくて一人でいいのうのは二つも、元々一人も要らなくて一人でいいのかというようなことにも勘ぐりが出てくるんで

でも、私は一人でいいということにはならないと思うんですね。前は柳澤大臣と竹中大臣で二人でやつておられた。金融の状況というのはますます悪くなっている。何で一人でこのままいるんだろうかということを、竹中大臣の身を案じつつ、かつ内閣の本当に仕事が本当にそれでできるのかという日本の国全体のことを考えて言つておるつもりなんですが、竹中大臣、どうですか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 物理的には二十四時間しかございませんし、体一つしかありませんので、委員御懸念のようなどこかが抜け落ちているのではないかと、そういうことがないよう万全に努力をしているつもりでございます。

また、そうした状況をよく理解して、金融庁、内閣府それぞれのスタッフは本当によくやつてくださつていています。

また、先ほど申し上げましたように、総理、塙川大臣始め閣僚の皆さん方、与党の皆さん方もしっかりとその辺を支えてくれているというふうに思つております。

しかし、これやつぱり今は非常にある意味で特別な状況下にあると思っております。それは経済と金融のその相互関係が、経済が悪いから金融が悪くなる、金融が悪いから経済が悪くなると、そこら辺の関係が従来にはなかつたような、ある意味で非常な特別な時期であろうかというふうに思ひます。

であるからこそ、総理は金融、経済を一体と見れるようによることで兼務を命じられた。そういった点を踏まえて、経済、金融、しっかりと整合的にかつ強力に進められるように努力をしていくつもりでございます。

○平野達男君 竹中大臣からはなかなか本音の言葉、多分それは本音かもしれないけれども、聞けないと思うんですが。

塙川大臣、よろしいでしょうか。私は、本当にこんな危機のときに何で一人に任せておくんですか、内閣として。

それで、確かに今、竹中大臣言われるよう、金融と要するにマクロ経済というのはセットです。よというのは分かりますけれども、こんなのは前から分かっている話で、ましてや、繰り返しになりますけれども、こんな危機のときに何で一人に任せておくのかと。これができるということは、もう後の大臣は何も二人要らないと、一人でいいということになりますよ。

それは、まず、ためにする議論ですからこちらに置いておいて、塩川財務大臣、そばで見ていてどうですか、小泉総理に言つたらどうですか、本当にこんな危機のときに何を考えておるんですかといつて。人材はそんなにいないわけじゃなくして、日本全国まだまだいるわけで、一億人いるわけですから、国会議員だつてまだまだたくさんいます。

私は、さつき言つたように、危機管理という面からいいたら、とてもこれは、リスク、リスクと言つていますけれども物すごいリスク凝縮していると思いますよ、一人でやつておるんですから、しかも業務は大変だと。そういうたところの配置を是非、塩川財務大臣、総理大臣に言つてくださいよ。これはそうしないと竹中大臣、本当にここで倒れちゃつたらどうするんですか、ここで。といふこともあると思いますよ。

塩川財務大臣に一言コメントをいただいて、私の質問を終わります。

ごい答弁をされたなというふうに思いますね。

私は、ODA予算の扱い方についてちょっと質疑をしていきたいというふうに思います。

平成十五年度の政府全体の一般会計のODA予算は八千五百七十八億円と、前年度比五・八%減ということで、ここもう五年ほどずっと減少傾向をたどっているわけですけれども、政府もODA大綱の見直しというようなことを基本方針を進めているということですけれども、どうした背景があつてこの見直しに踏み込んでいったかを答えていただきたいと思います。

○政府参考人(藪中三十二君) ODA大綱でござりますけれども、閣議決定されて以来、十年間、国際社会での様々な動き、グローバル化の進展等を契機とした開発問題の一層の重視、あるいは人間の安全保障そしてまた平和構築への対応等、開発課題の変化が大変大きくなってきております。また、我が国国内では厳しい経済財政事情の下ODA予算が大幅に削減されると。そうした中で、ODAの参加主体の多様化などもございま

す。こうしたODAをめぐる情勢が大きく変化しているということを踏まえまして、政府としてはODA大綱を見直すこととし、十四日に対外経済協力関係閣僚会議を開催し見直しの基本方針を審議したわけでございます。

○大淵絹子君 対中国のODAの削減についても話合いがなされ、二年連続で円借款削減という方向が出されていますけれども、この中国のODA削減の背景について答えてください。

○政府参考人(藪中三十二君) 中国に対するODAの在り方については、日本国内でも大変いろんな議論があつたところでございます。

果的な使い方は何かということで考え、中国に対する環境あるいはそうした人道的なもの等々、いわゆるインフラ的なものでない経済協力の在り方というのが妥当であろうということでございました。

ざいまして、そうした中で全体の金額も縮小し、しかし効率的に環境分野等々でこれを使っていくこと、こういうことで対応しておるわけでございま

す。

○大淵絹子君 私は、中国は既に国際の金融機関等々のドナー国として登録されている国なんですね。例えばIMF、国際通貨基金などでは八番目

目の拠出国、それから国際復興開発銀行ではもう六番目のドナー国として登録をされているよ

うなことで、ODAの在り方を根本から見直して

いたいと思います。

○政府参考人(藪中三十二君) ODA大綱でござ

りますけれども、閣議決定されて以来、十年間、

国に成長しているわけなんですよ。それに対し

て、中国に対しても日本とのODAの一割以上が中国に使われるというような現状というの

は、私は極めて不自然だというふうに思うのですね。

ですから、この際、思い切って、中国のODA

の在り方というのは本当に抜本的に見直していくく

方向というのは私は支持をいたしますし、削つて

いつていいと思います。むしろ、もう要らないの

ではないかとさえ思う状況にございます。

その反面、それではほかのアジアの国々、東南アジアの国々にはどんなことをやつているのかと

いうと、非常に援助としては微々たるものではなく、いかというふうに強く思うわけなんですね。

今日は、ODAの在り方そのものを見直すとい

う、大綱そのものを見直すというこの時期です

で、日本のODAの在り方というのをもう一度基

本に返って考えていただきたいと思って取り上げ

ました。

実は、私は公共事業をチェックをする会というの幹事をやっているわけなんですが、そこ

に今般、日本のODAが行っているアジアのダム建設について非常に迷惑をしているという現地

電。あるいは中国のダム、それからフィリピンのメトロマニラ洪水制御事業、マレーシアのケラウ・ダム等々、これらの国々の人たちが大挙して

押しまして、日本のODAによって自分の国で環境破壊が起こり、そしてそこに住む地域の人たちが非常に迷惑を被っているというよ

うなことで、ODAの在り方を根本から見直してもらいたいということで陳情を受けたわけでござ

います。

中国のODAの在り方とかこうしたインフラ整備、いわゆる日本のゼネコンが現地に赴いてODA予算をそつくりかっさらって日本の国に持ち帰つてくるようなODAの在り方については、現地側でも余り好感をされていないわけなんです

ね。

その反面、私は一月、ミャンマーの国に行かしていただきました。昨年はラオスを訪ねさせていた

ただきましたけれども、ただいましたけれども、

一日一ドルも使えない。年間三万円なんですね、ミャンマーの場合は、GDPというんです

か、総生産というんでしようか、一人当たり三万円しかない。一日当たりで計算すると八十五円というような状況に暮らしている。その中でエンゲル係数は七〇%。一人当たりの国際収支はたった一ドル。総人口が五千六十三万人。七五%が地方に住んで農業に従事をしているという状況。しかし、人口の増加率は二・〇九%。平均余命は男が五十四歳、女が五十九歳。本当に短命なんですね。これは、妊娠婦の死亡率とかあるいは乳幼児の死亡率が非常に高いために、平均するとこういう低い数字になってしまうということなんですよ

ね。避妊の普及率も少なくて、HIVの感染率も非常に進んでるんですよ。妊娠でHIVに感染しているのが二・二%ということで、母子感染率も更に広がっている状況。しかし、国際社会からの支援もなくして、NGOも非常に限られた範囲でしか仕事ができない状況にあって、この国の実情は正に聞くよりも悲惨な状況であるというふうに私は

見てまいりました。

日本がミャンマーに対してODAをどんな形で実施をしているのかということについて調べましたけれども、一九八六年まではほかの国とそう大差のないよう支援が行われていたというふうに思うのですけれども、この八七年、八年を境にしながら、ODAというのが、軍事

政権が成立をしたということを踏まえてばつたりと切られていくわけなんですか、その間のODAを切つていくというところの条件としてどういうことが出されてきていたんでしょう。詳しく述べてください。

○政府参考人(藪中三十二君) 委員御指摘のとおり、一九八八年に現在の現政権ができるございました。そして、現政権は発足当初から複数政党制の民主主義導入ということでやってまいりましたけれども、その結果としての、一九九〇年、御承知のとおり総選挙がございまして、その結果としてNLD、アウン・サン・スー・チーさん率いるNLDが勝利を収めたわけございますが、それでも、その選挙結果は結果的に尊重されないと、そういう形で現在に至っているわけでございます。そして、民主化が達成されていないということです。

○政府参考人(藪中三十二君) 私どもといたしましては、やはり、ODAを拠出する際ということでございますと、ODA大綱の原則がござります。そうした国々の現状を見ながらどういう対処が一番いいのかということでやってきています。

私は、ODAを扱う立場で、やはり民主化が更に推進すると、総選挙の結果がやはり尊重されなければならないということが一方の思いにあります。

他方、今、委員御指摘のとおり、それじゃ何もやらないといいのかということからいいますと、日本はそうした中でも、今、委員御指摘のとおり、例えば母子保健サービス等々の改善計画、こうしたものは二〇〇二年も六億円の、額としては小さ

うござりますけれども、無償資金協力を行つていい  
ると。

そうしたことを含めて、少しでもそうした一面での協力をしながら、かつ民主化の推進に前向きな対応を促していきたいと、こういうふうに考えております。

○大淵綱子君 私は現地の大使館員の皆さん方ともお話をしまいましたけれども、ミャンマーに対する支援をもう少し強めてもらいたいという大使館の職員の皆さんの率直な意見もございました。

そして、私自身がミャンマーの国を、くまなく週間ぐらいの日程でしたので見れるところだけ、一回は見ましたけれども、限どども、軍事政権下といふうに言いますけれども、本当に軍事政権下なんだろかと思われるほどなどかで、非常平和で安定をした暮らしをしているといふうに見えました。

そういう中で、アウン・サン・スー・チーさんにお会いをいたしまして、そのスー・チーさんの考え方等も聞かしていただきました。彼女は、〇 D Aが入ってくることによって軍事政権を更に強め軍事統制が更に長引くので、日本からの〇 D Aも拒否をする、観光客も入ってきてほしくないというふうに言っているんですけども、それでは、あなたはどういうふうにしてこのミャンマーの国民を助けるのですかという問い合わせには、具体的には何も答えられないんですよ。農村の貧困、子供たちが置かれているあの貧しさを本当にあなたは分かっているんですかと私は問い合わせましたけれども、そういうことが分かつておられるとは思うのですけれども、そのことに対する具体的に動こうとしないということであるならば、そのアウン・サン・スー・チーさんに民主化を要求をしていつてもこれは難しいというふうに思うのですよ。

そうしますと、日本とかあるいはアメリカとか、中国とか、ミャンマーに対しても大きな影響力を持つ国が積極的に働き掛けをして、軍事政権から憲法を制定させて民主国家に育て上げていくということを外側からやらなければ私は駄目だというふうに思うんですね。そういうところにODAの切り札があるというふうに思つておりますと、是非、ミャンマーの軍事政権を解いていくためにも、日本の外務省は大きな力を發揮しなきゃ駄目だというふうに思いますよ。

私は、ミャンマーの保健大臣、それから経済開発大臣ですか、このお二人の大臣にも会いました。もちろん軍人さんでいらっしゃいますから、彼らはもう少し何というか、厳しい態度でお会いしなきゃいけないのかと思いましたけれども、非常に柔軟で柔らかくて、私たちの言い分もちゃんと御理解をいただいたように思いますし、非常にいい討論ができたというふうに思います。

軍事政権側とそれからアウン・サン・スー・チーさん側と、両方の話を聞いて、日本のODAの在り方というのはもつと変わつていい、もつと出してあげたい。貧しい人たち、特に女性、HIVの感染に侵されてしまうような状況にあるような女性たちにもう少し大量な援助があつていいと思いますし、今、学びやでノートと鉛筆を持つている子は幸せな方なんですよ。ノートも紙も持てないで、ただ先生の口元だけをじっと見て学んでいる子供たちは一杯いるんですよね。洋服は穴だらけですし、暑い国だと思っていたんですけれども、やっぱり高原の方に行きますと非常に寒い、朝晩は非常に寒いんですね。それなのに穴だらけのセーターしか着ていなくて、鉛筆もノートもなくて勉強している、そんな子供たちがたくさんいるんですね。そして、親御さんは子供が育てられなくなると孤児院の前に子供、赤ん坊を捨てていってしまうんですね。そういう状況がまづたつて、孤児院の経営者の皆さん方も話を聞いてきましたけれども、本当にもつともつと助けられ

るんじゃないかというふうに思つてゐるんです。  
だから、ミャンマーに対するODAの在り方と  
いうのは、軍事政権だから制裁的にストップをし  
たということであるならば、もう一度、その軍事政  
権下が、じゃ軍事政権になる以前の国とどう違  
うのかという検証をしていただきたいと思いま  
す。国民の、ミャンマーの人たちは、その軍事政  
権以前の政府よりもずっと今の政府の方が安心し  
て暮らせる平和な国家になつたと言つてゐるんで  
すよね。それは、軍事政権下が、少数民族が百三  
十から百七十ぐらいあると言われていますけれど  
も、そのうちのもうほとんど九割ぐらいを平和的  
な契約によって掌握をしていると。だから、もう  
暴動が起きないような状況になつていて、軍事政  
権といつても、もう軍事で統制をする必要がなく  
なつてゐるというような状況なんですね。

保健大臣も、私たちは早くその軍服を脱いで憲  
法を制定しなさいといふことを強く主張したんで  
すけれども、そのお二人の大臣も口をそろえて、  
私たちもいつまでも軍服を着ているつもりはない  
んだ、しかし今の国の状況だと、今の状況からも  
う少し時間が欲しいというようなことを言つてい  
ました。憲法制定においても、アウン・サン・  
スー・チーさんが率いる政党が憲法制定委員会か  
ら脱却をしてしまつたために今できない状況にあ  
ると言わされました。スー・チーさんの側は、そう  
ではなく、私たちが参加できないような状況を作  
つて追い出したんだと、こう言つて、二人の意見は  
対立をするわけですけれども、そこらにやつぱり日本とか外からの力で憲法制定の方向に持つ  
ていくことも可能ではないかというふうに思つて  
います。

内政干渉にならない程度に、きちんと圧力を掛け  
ていく必要があるというふうに思いますので、  
是非ミャンマーのODAについてもう少し金額を  
増やしてあげてくださいますようにお願いを申し  
上げます。

○政府参考人(教説中三十二君) 委員、正にミャンマーの実情をごらんいただいて、それは大変有り難いと思つております。

日本政府として、やはり手をこまねいでいると、いうわけではないということで、これはアジアの国、大変重要な国でござりますので、去年の八月にも川口大臣がミャンマーに出掛け、それで両方の側と十分な意見を交換してくる。そして、またこの二月には国連が主催する会議がございますけれども、これを東京で行うといった形で、づくりも進めなきやいけないんじやないかということで、いろんな形でサポートすることで今の政権、軍事政権がより民主的なステップを取るよう、措置を取るようにということでの働き掛けはやつております。

もちろん大使館とは常に、私もミャンマー大使とは常に緊密に連絡を取りながら、どうやつて日本がやつていくのが一番いいのかと、最近では、過去一年半やつてまいりましたけれども、経済構造調整ということで、これをミャンマー政府と日本、これは有識者の方が入つていただいてござりますけれども、ミャンマーがどういう形で経済調整をするのがいいのかと、このようやく報告書が出てまいりました。これも四月に向こうに提示することにしております。

いろんな形でやはりその政権の在り方を変えていく、やはり民主化ということは非常に重要でございますから、そういう中で日本としてもやはりここは欧米諸国とはかなり違う立場を取つております。欧米諸国はそこは一切やらない、あるいは経済制裁をするということでござりますけれども、日本はそうではなくて、日本としての働き掛けをやつしていく。そうした中でODAにつきましても先ほど申し上げましたように年間で二十億円強でござりますけれども、無償援助もやつています。やはり母子の状況であるとかそういうことについては大いに心掛けていきたいというふうに

思っております。

○大渕絹子君 最後に大臣、日本のODAの在り

方なんですか。それとも、さつき言いましたように、ダムを造るとか高速道路に資金を出すとかいう

ようなハード面よりも、もう少し人対人、アジア

の人たちに対して人道的な視点で大きなお金が使

われていくような方向に大転換をすべきときだと

思いますので、夏のODA大綱見直しのときには

そのことを十分に踏まえて内容を作り上げていた

だいたいと思いますが、一言お願いを申し上げま

す。

○国務大臣(塩川正十郎君) このたび変えました

大綱、あれにはつきり言つておりますのは、従来

は要請主義で、何といいましょうか、その国、そ

れぞの国がやいやいやうてきたらそれを取り上

げてやつてているという、窓口になつてしているのは大

抵民間の会社なんですね。それがやつぱりしかも

自分でやつてているというのは大体僕らは分かつて

いますよ、それ。そういうのはもうやめて、もつ

と外務省が中心となつて戦略的に、戦略的にOD

Aを使おうと、こういうことしました。

私もずっとよく知っているんですよ、ミャン

マーのあの実情も。ASEANの、十か国になりましたね、前の五か国は日本の援助で物すごい良

くなっていますよ。後から加盟した五か国が非常に

に気の毒な状況。これらを戦略的にやつていくべきでしょ。ね。そこら外務省の方も一生懸命勉強

していると思うので、一遍に良くならぬけどや

ね、ほちほちりますよ、それは。だから、そう

いう声をやつぱりあなた方が上げていかれること

が大事だと思つています。

○大渕絹子君 終わります。

○委員長(柳田稔君) 以上をもちまして、平成十五年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、内閣府所管のうち金融庁、財務省

所管国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び

国際協力銀行についての委嘱審査は終了いたしま

した。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、

これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御

異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

次回は明二十七日午前十時に開会することと

し、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十七分散会

〔参考〕

所得税法等の一部を改正する法律案に対する

修正案

所得税法等の一部を改正する法律案の一部を次

のように修正する。

第六条中目次の改正規定及び第六十三条の次に

一条を加える改正規定を削る。

第七条中第二十二条の改正規定を削る。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を

第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条のうち第六十八条の六十七第一項の改正規定、第六十八条の六十八第一項及び第八項の改正規定並びに第六十八条の六十九第一項の改正規定並びに同項の次に一項を加える改正規定並びに第六十八条の十一第六項及び第七項中「第六十八条の八第一項」を削る。

第十二条のうち第六十八条の十四第六項の改正規定並びに同項の次に一条を加える改正規定並びに第六十八条の十五の改正規定のうち同条第十一項及び第十二項中「第六十八条の八第一項」を削る。

第十二条のうち第六十八条の六十七第一項の改正規定、第六十八条の六十八第一項及び第八項の改正規定並びに第六十八条の六十九第一項の改正規定中「第六十八条の八第一項、第六十八条の九第一項」を「第六十八条の九第十一項」に改める。

第十二条のうち第八十七条の改正規定中「同法第二十二条第一項第十号イ(1)」を「第八十七条の四第一項第一号」に改め、「同法」の下に、「及び次条」を「並びに次条及び第八十七条の四」に加える。

第十二条中第八十七条の四の改正規定を削る。

第十二条のうち第八十七条の五の改正規定中「並びに第八十七条の二及び前条」を「及び第八十七条の二」に削る。

第十二条中第八十八条の改正規定を削る。

第十二条のうち第八十八条の二の改正規定中「並びに第五千円」を「六千円」に」を削る。

第十二条を第十二条とし、第十三条を第十二条の下に、「第九節 連結法人の法人税率の特例」(第五十八条・第五十九条)に改正規定を加える。

第三章第九節を次のように改める。

第九節 削除

第十二条のうち目次の改正規定中「第三節 鉱業所得の課税の特例(第五十八条・第五十九条)」に第六十八条の八」を「第九節 削除(第六十八条の八)」に加える。

第十二条中第六十八条の四の改正規定の次に次

第六十八条の八」を「第九節 連結法人の法人税率の特例(第五十八条・第五十九条)」に

第六十八条の八」を「第九節 削除

&lt;p





この予算額は、現行法による租税及び印紙収入見込額四十三兆四千九十九億円から、平成十五年度の税制改正による減収見込額一兆五千三百億円を差し引き、更に、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げによる減収見込額九百三十億円を差し引いたものであります。

次に、各税目別に主なものを御説明申し上げます。

まず、所得税につきましては、配当課税の見直し等による減収額を見込んだ上で、十三兆八千百億円を計上いたしました。

法人税につきましては、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設等による減収額を見込んだ上で、九兆千百四十億円を計上いたしました。

消費税につきましては、九兆四千八百九十億円を計上いたしました。

以上申し述べました税目のほか、相続税一兆三千五百十億円、酒税一兆七千三百二十億円、たばこ税九千百七十億円、揮発油税二兆千三百三十億円、印紙収入一兆千二百九十九億円及びその他の各税目を加え、租税及び印紙収入の合計額は、四十一兆七千八百六十億円となつております。

第二に、その他収入は三兆五千五百八十億七千八百万円であります。これを前年度当初予算額に比較いたしますと、八千五百五十九億千五百万円の減少となつております。

このうち主なものは、国有財産売払収入三千百二十五億六千八百万円、日本銀行納付金五千八十四億円、日本中央競馬会納付金三千二百九十八億円、特別会計受入金一兆八千五百八十七億八千五百円等であります。

最後に、公債金は三十六兆四千四百五十億円であります。これを前年度当初予算額に比較いたしますと、六兆四千四百五十億円の増加となつております。

この公債金のうち、六兆四千二百億円は、建設公債の発行によることとし、残余の三十兆二百五

十億円は、特例公債の発行によることといたしてあります。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は十八兆六千百二十七億八千二百万円であります。これを

前年度当初予算額に比較いたしますと、千百六十億円を計上いたしました。

これは、国債費が一千一百六十八億五千七百万円、貨幣製造費が二百三十四億九千五百万円増加しましたが、他方、国民生活金融公庫補給金が二百亿十億円減少したこと等によるものであります。

以下、歳出予算額のうち主な事項につきまし

て、その概要を御説明申し上げます。

まず、第一に、産業投資特別会計へ繰入につきましては千六百三十六億四百万円を計上いたして

おりますが、この経費は、無利子貸付け等の財源に充てるための「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」に基づく産業投資特別会計への繰入れに必要なものであります。

第二に、国債費につきましては十六兆七千九百

八十億六千九百万円を計上いたしておりますが、

この経費は、一般会計の負担に属する国債及び借入金の償還及び利子等の支払並びにこれらの債務の取扱いに必要な経費の財源を、国債整理基金特別会計へ繰り入れるためのものであります。

第三に、政府出資につきましては、中小企業組合事業団信用保険部門等二機関に対し、一般会計から出資するため必要な経費として二千三百八十三億円を計上いたしておりますが、その内訳は、

中小企業総合事業団信用保険部門三百八十億円、

国際協力銀行二千三億円であります。

第四に、経済協力費につきましては三百五十六

億千二百万円を計上いたしておりますが、この経

費は、国際開発金融機関を通じて供与する開発途

第五部

財政金融委員会議録第五号

平成十五年三月二十六日

【参議院】

上国に対する経済協力等に必要なものであります。

最後に、予備費につきましては、予見し難い予算の不足に充てるため三千五百億円を計上いたします。

次に、当省所管の特別会計のうち主な会計につきまして、その歳入歳出予算の概要を御説明申し上げます。

まず、國債整理基金特別会計におきましては、歳入百六十七兆四百八十億九千五百五百万円、歳出百六十七兆四百八十億九千五百五百万円、差引き九

十億円は、特例公債の発行によることといたしてあります。

なお、特例公債の発行につきましては、別途、「平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案」を提出し、御審議をお願いいたしております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は十八兆六千百二十七億八千二百万円であります。これを

前年度当初予算額に比較いたしますと、千百六十億円を計上いたしました。

これは、国債費が一千一百六十八億五千七百万円、貨幣製造費が二百三十四億九千五百万円増加しましたが、他方、国民生活金融公庫補給金が二百亿十億円減少したこと等によるものであります。

以下、歳出予算額のうち主な事項につきまし

て、その概要を御説明申し上げます。

まず、第一に、産業投資特別会計へ繰入につきましては千六百三十六億四百万円を計上いたして

おりますが、この経費は、無利子貸付け等の財源に充てるための「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」に基づく産業投資特別会計への繰入れに必要なものであります。

第二に、国債費につきましては十六兆七千九百

八十億六千九百万円を計上いたしておりますが、

この経費は、一般会計の負担に属する国債及び借入金の償還及び利子等の支払並びにこれらの債務の取扱いに必要な経費の財源を、国債整理基金特別会計へ繰り入れるためのものであります。

第三に、政府出資につきましては、中小企業組合事業団信用保険部門等二機関に対し、一般会計から出資するため必要な経費として二千三百八十三億円を計上いたしておりますが、その内訳は、

中小企業総合事業団信用保険部門三百八十億円、

国際協力銀行二千三億円であります。

第四に、経済協力費につきましては三百五十六

億千二百万円を計上いたしておりますが、この経

費は、国際開発金融機関を通じて供与する開発途

第五部

財政金融委員会議録第五号

平成十五年三月二十六日

【参議院】

第五部

(その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該申立特許権者等及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に通知したときは、通知日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない)を経過する日(次条第一項において「二十日経過日」という。)までの期間内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が自己の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに關し、特許法(昭和三十四年法律第二百一一号)第七十条第一項(特許発明の技術的範囲)(実用新案法昭和三十四年法律第二百二十三号)第二十六条特許法の準用)において準用する場合を含む。)に規定する技術的範囲又は意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)第二十五条第一項(登録意匠等の範囲)に規定する範囲について特許庁長官の意見を聞くことを求めることができる。

5 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る申立特許権者等及びその求めに係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

6 税関長は、第四項の規定による意見が述べられたときは、その意見に係る第一項の規定による求めをした申立特許権者等及びその意見に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

7 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、その求めに係る貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当しないことの認定をしてはならない。

8 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当すると認定したとき又は同条第七項若しくは第二十一条の三第十項の規定により当該貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることを要しない。  
(認定手続を取りやめることの求め等)

第二十一条の五 申立特許権者等の申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続が執られたときは、当該貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、次各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができる。

の期間を延長する旨の通知を受けた場合  
二十日経過日(前条第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日)  
税関長は、申立特許権者等の申立てに係る貨物について第二十二条第四項の認定手続を執つたときは、十日経過日前に、当該貨物を輸入しようとする者に対し、通知日を通知しなければならない。

3 税関長は、第一項の規定により第二十二条第四項の認定手続を取りやめることの求めがあつたときは、当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、当該求めをした者(以下この条において「請求者」という。)に対し、期限を定めて、当該認定手続に係る貨物が輸入されることにより当該申立特許権者等が被るおそれがある損害の賠償を担保するために相当と認めめる額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命じなければならない。

4 前項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。  
5 第三項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に関し必要な事項は、政令で定める。  
6 請求者は、政令で定めるところにより、第三項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該請求者のために支払われる

10 7 第三項の申立特許権者等は、請求者に対する旨の契約を締結し、同項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、同項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

8 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第三項の規定により金銭を供託した請求者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一 第十三項の申立特許権者等が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、第三項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

二 第六項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

三 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

四 前二号に掲げるもののほか、第十三項の申立特許権者等が同項の規定による通知を受けた日から起算して三十日以内に第三項に規定する損害の賠償を求める訴えの提起をしなかつた場合

5 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定

める。

11 税関長は、第三項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、同項の規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をし、又は第六項の規定による契約の締結の届出をしたときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめることとする。

12 税関長は、前項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対するし、その旨を通知しなければならない。

13 税関長は、第十一項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者

等に対し、その旨並びに当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者の氏名又は名称及び住所(以下この項において「輸入者情報」という。)を通知するものとする。この場合において、当該申立特許権者等は、当該輸入者情報を第三項に規定する損害に係る賠償請求権の行使又は当該貨物に係る特許法第二百条第一項若しくは第二項差止請求権の規定による請求、实用新案法第二十七条第一項若しくは第二項(差止請求権)の規定による請求若しくは意匠法第三十七条第一項若しくは第二項(差止請求権)の規定による請求の目的以外の目的のために使用してはならない。

別表第二二〇七・一〇号を次のように改め

(a)	A 工チルアルコール アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)	無税
(b)	B その他のもの	無税

一リットル につき九六	一七・九% 無税
----------------	-------------

に改める。

第三節 送達

(書類の送達等)

第一条の四 国税通則法第十二条(書類の送達)

及び第十四条(公示送達)の規定は、この法律

号の(一)(二)を第二二〇八・九〇号の(一)(二)のAの(b)又はBの(b)に改める。  
別表の付表第二第一号中「第二二〇八・九〇号の(一)(二)のB」を「第二二〇八・九〇号の(二)のB」に、「第二二〇七・一〇号又は第二二〇八・九〇号の(一)(二)のA若しくは二の(一)若しくは三」を「第二二〇七・一〇号の(一)(二)のB若しくは二の(一)又は第二二〇八・九〇号の(一)(二)のA(b)若しくは二の(一)若しくは三」に改める。

(関税法の一部改正)

第七条の八第一項中「納付する」を「特例申告により納付する」に、「納付した」を「特例申告により納付した」に、「の十二分の一に相当する額」を「当該特例申告を行つた月数で除して得た額(当該前年において当該輸入の予定地において輸入した指定貨物について特例申告を行つたことがない場合にあつては、当該指定貨物について納付した又は納付すべきことが確定した額)」に改める。

第一条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二節 期間及び期限(第二条の二・第二条の三)」を「第二節 期間及び期限(第二条の二・第二条の三)」に、「第三節 送達(第二条の四)」に、「第九十五条」を「第九十四条」に、「第九十六条」を「第九十五条」に改める。

第一章中第二条の三の次に次の二節を加える。

第十四条の四を次のように改める。

別表第二二〇八・九〇号中

一一〇七・一〇	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。)	無税
(一)	A アルコール分が九〇%以上のもの	無税
(二)	B その他のもの	無税
二 その他のもの		
(一)	A アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)	無税
(二)	B その他のもの	無税
三 その他のもの		
(一)	A アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)	無税
(二)	B その他のもの	無税
四 その他のもの		
一七・九%	一リットル につき九六 円	一リットル につき九六 円

第十四条の四 削除  
第九十四条及び第九十五条を削り、第八章中

第九十三条の次に次の二条を加える。

第九十四条 削除

第九章中第九十六条の前に次の二条を加える。

(税関事務管理人)

第九十五条 個人である申告者等(税関関係手続を行うべき者をいう。以下この条において同じ。)が本邦に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、若しくは有しないこととなる場合又は本邦に本店若しくは主たる事務所を有しない法人である申告者等が本邦にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、税関関係手続及びこれに関する事項(以下この項において「税関関係手続等」という。)を処理する必要があるときは、その者は、当該税関関係手続等を処理させるため、本邦に住所又は居所(法人にあっては、本店又は主たる事務所)を有する者で当該税関関係手続等の処理につき便宜を有するものうちから税関事務管理人を定めなければならない。

2 申告者等は、前項の規定により税関事務管理人を定めたときは、政令で定めるところにより、当該税関事務管理人に係る税関関係手続に係る税関長にその旨を届け出なければならぬ。

別表第一第二三〇八・九〇号中

(二) その他のもの

A エチルアルコールのうち

アルコール飲料の原料

アルコールの製造用の

もの(連続式蒸留機に

より蒸留して使用する

ものに限る。)で、共通

無税

を削る。

B その他のもののうち

アルコール飲料の原料

アルコールの製造用の

の限度数量以内のもの

を削る。

○一〇六・四九

○一〇六・四一

肝臓

その他もの

(一) 臓器

豚のもの(冷凍したものに限る。)

二 その他もの

四・三%

らない。その税関事務管理人を解任したときも、また同様とする。

3 前二項において「税関関係手続」とは、輸入申告その他の法律又は関税定率法その他の関税に関する法律の規定に基づく手続(本邦に入国する者又は本邦から出国する者がその入国又は出国の際に行うものその他政令で定めるものを除く。)をいう。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項、第六条第一項並びに第七条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七项中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改める。

第八条第一項に次の二号を加える。  
三 関税定率法別表第六四〇六・一〇号の一に該当する製品のうち甲(本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

別表第一第二二一〇六・九〇号中「ニュージーランド」を「ニュージーランド」に改める。  
別表第一第二三一・〇七項を削る。

別表第一第二五〇一・〇〇号中

一キログラムにつき二円三〇銭 無税

一キログラムにつき二円九〇銭

一キログラムにつき二円九〇銭

一キログラムにつき二円五〇銭

(1) 平成一六年三月三一日までに輸入されるもの

に改める。

(2) 平成一五年四月一日から平成一六年三月三一日までに輸入されるもの

に改める。

(3) 平成一六年四月一日から平成一七年三月三一日までに輸入されるもの

に改める。

(2) 平成一六年四月一日から平成一七年三月三一日までに輸入されるもの

に改める。

(3) 平成一六年四月一日から平成一七年三月三一日までに輸入されるもの

に改める。

(2) 平成一六年四月一日から平成一七年三月三一日までに輸入されるもの

に改める。

(3) 平成一六年四月一日から平成一七年三月三一日までに輸入されるもの

に改める。

別表第一の三、第一の三の二、第一の六及び第一の八中「平成一五年三月三一日」を「平成一六年三月三一日」に改める。

別表第二第二三一・〇一項の前に次の三項を加える。

○一・〇六

食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)

豚のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

二 その他もの

○一〇六・三〇

豚のもの(冷凍したものに限る。)

二 その他もの

○一・〇六

アルコールの製造用の

二 その他もの

○一・〇六

アルコール飲料の原料

二 その他もの

○一・〇六

その他もの

二 その他もの

○一・〇六

その他もの

二 その他もの

四・三%

○一・〇七	二 その他のもの (-) 臓器 内及び食用のくず肉で、第一〇一・〇五項の家きんのもの (生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。) 鶏(ガルルス・ドメステイクス)のもの 分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。)
○一・〇七・一四	一 肝臓 七面鳥のもの 分割していないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限 る。)
○一・〇七・一四	分割してないもの(冷凍したものに限る。)
○一・〇七・一五	分割したもの及びくずのもの(生鮮のもの及び冷蔵し たものに限る。)
○一・〇七・一六	分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。)
○一・〇七・一七	分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。)
○一・〇七・一七	一 肝臓 二 その他のもの あひる、がちよう又はほろほろ鳥のもの 分割していないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限 る。)
○一・〇七・一七	分割していないもの(冷凍したものに限る。)
○一・〇七・一七	一 あひるのもの 二 その他のもの 脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)
○一・〇七・一七	二 その他のもの 分割していないもの(冷凍したものに限る。)
○一・〇七・一七	一 あひるのもの 二 その他のもの 脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)
○一・〇七・一七	二 その他のもの 分割していないもの(冷凍したものに限る。)
○一・〇九・〇〇	一 肝臓 二 その他のもの (-) あひるのもの (-) その他のもの 家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪(溶出その他の方 法で抽出しないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、 塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。) 食用の動物性生産品他の項に該当するものを除く。)
○一・〇九・〇〇	食用の動物性生産品他の項に該当するものを除く。)
○一・〇九・〇〇	一 あなたばめの巣 二 その他のもの
四・五% 無税	四・三% 無税
別表第一第一〇六・〇四項の次に次の二項を加える。 ○七・〇一 ○七・〇一・一〇	ぱれいしょ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) 種ぱれいしょ レタス(ラクトウカ・サティヴィア)及びチコリー(キコリウム 属のもの)(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)
○七・〇五	チコリー ウイットルーフチコリー(キコリウム・インテュブス 変種フォリオスム)
○七・〇五・一九	二 その他のもの 別表第二第一〇七・〇九項を次のように改める。 ○七・〇九 ○七・〇九・一〇
○七・〇九・五二	その他の野菜生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) アーティチョーク きのこ及びトリフ トリフ
○七・〇九・五九	その他のもののうち まつたけ
四・八% 無税	四・三% 無税
別表第二第一〇七・〇九項の次に次の二項を加える。 ○七・一 ○七・一・一〇	別表第二第一〇七・一〇 一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガ ス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に 適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適し ないものに限る。)
○七・一・一〇	オリーブ ケーパー
四・八% 無税	四・三% 無税
別表第二第一〇七・一〇項の次に次の二項を加える。 ○七・一三 ○七・一三・一〇	乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除い てあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。) えんどう(ピスマ・サティヴム)
○七・一三・一〇	二 その他のもの (-) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)であ る旨が政令で定めるところにより証明されたもの の
四・八% 無税	四・三% 無税
○七・一三・一〇	二 その他のもの ささげ属又はいんげんまめ属の豆 いんげん豆(ファセオルス・ヴルガリス)
○七・一三・一〇	二 その他のもの 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)であ る旨が政令で定めるところにより証明され たもの
三% 三%	三% 三%

別表第一第一〇四・〇〇号を次のように改める。

○四・一〇・〇〇

食用の動物性生産品他の項に該当するものを除く。)

一 あなたばめの巣  
二 その他のもの

四・五% 無税

○七・一三・一〇  
ひよこ豆

二 その他のもの  
ささげ属又はいんげんまめ属の豆  
いんげん豆(ファセオルス・ヴルガリス)  
二 その他のもの  
播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)であ  
る旨が政令で定めるところにより証明され  
たもの

三% 三%



別表第一第一〇八・一三項の次に次の二項を加える。	○八・一四・〇〇 かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む)の皮(生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。)
二 その他のもの	○八・一三・五〇 この類のナット又は乾燥果実を混合したもの
一 その他のもののうち	一 ナット又は乾燥果実の单一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの(くり、くるみ、ピスタチオナット、第一〇八〇二・九〇号のナット(びんろう子及びマカダミアナットを除く)又は第一〇八一・一〇号から第一〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。)
一 ベリー	一 ベリー 二 その他のもののうち
二 その他のものうち	一 パイナップル、ドリアン、ビランビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジヤンボ、レンブー、サントル、シユガーラップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワー サップ及びレイシン 桃、なし及びベリーのうち ベリー カムカム
一 その他の果実	○八・一三・二〇 乾燥果実(第一〇八・〇一項から第一〇八・〇六項までのものを除く)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの ブルーン
一 その他の果実	○八・一三・四〇 ○八・一二・九〇号中「一〇%」を「六%」に改める。 別表第二第一〇八・一三項を次のように改める。
二 その他のものうち	別表第二第一〇八・一三項を次のように改める。
一 その他のものうち	別表第二第一〇八・一三項を次のように改める。





(二) B その他のもの	七・五%
B その他のもの	六・八%
別表第一第二〇〇五・五九号の次に次の一号を加える。	
一一〇〇五・七〇 オリーブ	
一 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一キログラム以下のものに限る。）	
二 その他のもの	
別表第一第二〇〇六・〇〇号中「一二・八%」を「九%」に改める。	
別表第一第二〇〇八・一九号を次のように改める。	
一一〇〇八・一九 その他のもの（混合したものを含む。）	
一 砂糖をえたもの	
(二) (-) パルプ状のもの	
二 その他のもの	
A カシユーナット及びその他のいつたナット	一〇・五%
B パルプ状のもの	二・七%
C A カシユーナット（いつたものを除く。）及 B その他のもの	四・五%
(二) その他のもの	
A アーモンド（いつたものに限る。）及びマカ ダミアナット（いつたものを除く。）	五・五%
B マカダミアナット（いつたものに限る。）及 C その他のもの	五・五%
ト及びぎんなんのうち	
ココやしの実、ブラジルナット、パラダイ スナット、ヘーゼルナット、カシユーナッ ト	二・五%
(二) パルプ状のもの	五・四%
B その他のもの	九・六%
(二) B その他のもの	一・二%
別表第一第二〇〇八・四〇号中	
(一) パルプ状のもの	七・五%
(二) B その他のもの	七・五%
その他もの	七・五%
一一〇〇八・一九 に改める。	
二〇〇八・九一 その他のもの（混合したも の（第二〇〇八・一九号の ものを除く。）を含む。）	一〇・七%
別表第一第二〇〇八・九二号中「四・八%」を「三%」に改める。	
別表第一第二〇〇八・九九号を次のように改める。	
一一〇〇八・九九 その他のもの	
一 パームハート	一〇・五%
二 その他のもの	六%
(一) 砂糖をえたもの	六%
二 その他のもの	六%
A パルプ状のもの	一・五・四%
B その他のもの	二・五・四%
(a) A バナナ及びアボカドー	一・五・四%
(b) A ベリー及びブルーン	一・五・四%
(c) A バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ 及びマンゴスチン	一・五・四%
B その他のもの	二・二・二%
(a) A パルプ状のもの	九・六%
(b) A バナナ、アボカドー及びブルーン カムカム	九・六%
B その他のもの	九・六%
一一〇〇八・九九 に改める。	
二〇〇八・九一 その他のもの（混合したも の（第二〇〇八・一九号の ものを除く。）を含む。）	一〇・五%
別表第一第二〇〇八・九二号中「四・八%」を「三%」に改める。	
別表第一第二〇〇八・九九号を次のように改める。	
一一〇〇八・九九 その他のもの	
一 パームハート	一〇・五%
二 その他のもの	六%
(一) 砂糖をえたもの	六%
二 その他のもの	六%
A パルプ状のもの	一・五・四%
B その他のもの	二・二・二%
(a) A バナナ及びアボカドー	一・五・四%
(b) A ベリー及びブルーン	一・五・四%
(c) A バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ フルーツ、レイシ及びごれんし カムカム	一・五・四%
B その他のもの	二・二・二%
一一〇〇八・九九 に改める。	

別表第一第二〇八・九〇号中	A エチルアルコールのうち	三・九%
別表第一第二〇八・九〇号中の(2)のBに掲げる税率の 一の(2)のBに掲げる税率の	四・八%	
別表第一第二〇八・九〇号中	A グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	二%
別表第一第二〇八・九〇号中	(1) インスタントカレーその他のカレー調製品	五%
別表第一第二〇八・九〇号中	(2) その他のもの	五%
別表第一第二〇八・九〇号中	B その他のもののうち	四・八%
別表第一第二〇八・九〇号中	C その他のもの	三・六%
別表第一第二〇八・九〇号中	D その他のもの	三・六%
別表第一第二〇八・九〇号中	E 酵母(不活性のものに限る。)及びその他の単細胞微生物 (生きていらないものに限る。)	三%
別表第一第二〇八・九〇号中	F 醋母	無税
別表第一第二〇八・九〇号中	G その他のもの	一〇〇・九〇
別表第一第二〇八・九〇号中	H その他のもの	一〇〇・九〇
別表第一第二〇八・九〇号中	I その他のもの	一一〇・一・二〇
別表第一第二〇八・九〇号中	J チコリーやその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。) 並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	一一〇・一・二〇
別表第一第二〇八・九〇号中	K ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし カムカム	一一〇・一・二〇
別表第一第二〇八・九〇号中	L ブルーンバナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ 及びマンゴスチン	一一〇・一・二〇
別表第一第二〇八・九〇号中	M ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし カムカム	一一〇・一・二〇
別表第一第二〇八・九〇号中	N ブルーンバナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ 及びマンゴスチン	一一〇・一・二〇
別表第一第二〇八・九〇号中	O ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし カムカム	一一〇・一・二〇
別表第一第二〇八・九〇号中	P ブルーンバナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ 及びマンゴスチン	一一〇・一・二〇
別表第一第二〇八・九〇号中	Q ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし カムカム	一一〇・一・二〇
別表第一第二〇八・九〇号中	R ブルーンバナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ 及びマンゴスチン	一一〇・一・二〇
別表第一第二〇八・九〇号中	S ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし カムカム	一一〇・一・二〇
別表第一第二〇八・九〇号中	T ブルーンバナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ 及びマンゴスチン	一一〇・一・二〇
別表第一第二〇八・九〇号中	U ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし カムカム	一一〇・一・二〇
別表第一第二〇八・九〇号中	V ブルーンバナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ 及びマンゴスチン	一一〇・一・二〇
別表第一第二〇八・九〇号中	W ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし カムカム	一一〇・一・二〇
別表第一第二〇八・九〇号中	X ブルーンバナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ 及びマンゴスチン	一一〇・一・二〇
別表第一第二〇八・九〇号中	Y ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし カムカム	一一〇・一・二〇
別表第一第二〇八・九〇号中	Z ブルーンバナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ 及びマンゴスチン	一一〇・一・二〇

適用を受けるもの以外のもの

一リットル  
につき二五  
円二〇銭

に改める。

一  
リ  
ツ  
ト  
ル

A  
(b) エチルアルコール  
その他のもの

	(d)	(b)	(a)
その他のもののうち	ドリアン、ランブータン、パッション フルーツ、レイシ及びごれんし カムカム	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ 及びマンゴスチン	ブルーン
爆裂種のとうもろこし(通常の気圧 の下で加熱により爆裂するものに限 る。)	四・八%	五%	三・九%
別表第一第二二〇一・二二〇号中「八%」を「五%」に改め、同号の次に次の二号を加える。	四・五%	二%	

□

一リットル  
につき四八  
円  
円二二五  
につき二五  
一リットル  
円二〇銭

一一〇一・三〇 チコリーその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。)  
並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物

別表第二二二〇一・一〇号の次に次の二号を加える。

111011・110 酵母(不活性のものに限る。)及びその他の単細胞微生物  
(生きていらないものに限る。)

別表第一〇二・一〇号中「一〇%」を「五・三%」に改める。

別表第一第一二〇三・九〇号を次のように改める。

---

一 ソース  
(三) その他のもの

---

二  
（一） その他のもの  
インスタントカレー その他のカレー 調製品

(二) その他のもの  
A グルタミン酸ソーダを主成分とするもの

別表第一第一〇四・一〇〇号中「九・六%」を「六%」に改める。

A エチルアルコールのうち  
　　別表第一第二二〇八・九  
　　 $\frac{1}{2}$

別表第1 第二回 力は  
の(一)のAに掲げる税率の

適用を受けるもの以外のもの  
につき四八

別表第二三〇八・九〇号中

その他のもののうち  
別表第一第一三二〇八・九〇号  
の一の(二)のBに掲げる税率の

		八・一一号の(一)(若しくは二の(一)、第二〇〇八・一九号の二の(二)のDの(a)、第二〇〇八・四〇号の二の(一)のA若しくは(二)のA、第二〇〇八・六〇号の二の(一)、第二〇〇八・七〇号の一の(二)のA若しくは二の(二)、第二〇〇九・三二号の二の(一)のA、第二〇〇九・三九号の二の(一)のA、第二〇〇九・八〇号の二の(一)又は第二〇〇九・九〇号の二に掲げる物品
三四	関税率表第一〇〇八・一九号の一の(二)Bに掲げる物品のうち くり(氣密容器入りのもので、容器との一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、いつたものを除く)。	関税率表第一〇〇八・九二号の一に掲げる物品のうち 砂糖をえたもの
	関税率表第二〇〇九・八〇号の二の(二)に掲げる物品のうち 氣密容器入りのもの以外のもの	関税率表第二〇〇九・八〇号の二の(二)に掲げる物品のうち 氣密容器入りのもの
一四	別表第五第六項を削る。 別表第五第六項中「第一五二五・九〇号の三又は第一五二二・九〇号の二」を「第一五〇四・三〇号の二、第一五〇五・〇〇号の二、第一五二五・九〇号の三、第一五一七・九〇号の三又は第一五二三・〇〇号の二」に改め、同項を同表第一二項とし、同項の次に次の二項を加える。	一七八 関税率表第二二〇一・一二号の二の(二)のB、第二二〇一・二〇号の一の(二)若しくは二の(二)のB、第二二〇三・三〇号の二、第二二〇四・一〇号、第二二〇六・一〇号の二の(二)又は第二二〇六・九〇号の二の(二)Eの(a)の口若しくは(b)の口若しくはハの(イ)若しくは(ロ)のIに掲げる物品 関税率表第二二〇六・九〇号の二の(二)Eの(b)のハの(ロ)のIIの(II)に掲げる物品のうち ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)その他の第二二二一・一一〇号の物品のもの以外のもの
	一三 関税率表第一六〇一・三三二号の二の(二)、第一六〇一・三九号の二の(二)、第一六〇五・一〇号の(一)、第一六〇五・二〇号の(一)、第一六〇〇五・三〇号の二又は第一六〇五・四〇号の(一)に掲げる物品 関税率表第一六〇二・二〇号の二に掲げる物品のうち 氣密容器入りのもの以外のもの 関税率表第一六〇四・二〇号の(一)に掲げる物品のうち たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの(氣密容器入りのものに限る)	一七八 関税率表第二二〇一・一二号の二の(二)若しくは二の(二)のB若しくは(二)のBの(ロ)のII若しくは(ロ)に掲げる物品 関税率表第二二〇三・九〇号の二の(二)に掲げる物品
三四	関税率表第一七〇二・二〇号、第一七〇二・九〇号の四の(一)、第一七〇三・一〇号の(一)又は第一七〇三・九〇号の(一)に掲げる物品	

—たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)以外のもの」

関税率表第〇三〇一・九一号の二、第〇三〇一・六一号、第〇三〇一・六三号、第〇三〇一・六五号、第〇三〇一・六六号、第〇三〇一・七一号、第〇三〇一・七三号、第〇三〇一・七八号の一、第〇三〇五・四一号、第〇三〇五・四九号、第〇三〇六・一一号、第〇三〇六・一二号、第〇三〇六・一三号、第〇三〇六・二一号の一、第〇三〇六・二三号の一、第〇三〇六・二三号の一、第〇三〇七・五九号の二、第〇三〇七・六〇号又は第〇三〇七・九九号の二の四のAに掲

関税率表第〇二〇一・七〇号の一に掲げる物品のうち  
にしん(クルペア属のもの)の卵

関税率表第〇三〇四・一〇号の一に掲げる物品のうち  
バラクータ（かます科又はくるたちかます科のもの）、キングクリップ、た  
い及びさめ

表第二項とし、同項の次に次の二項を加える。  
びめろ(ディソステイクス属のもの)以外のもの

三 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品

一 関税率別表(以下この表において「関税率表」という。)第〇一〇七・三二号の  
又は第〇一〇七・三五号の一に掲げる物品

附則

(施行期日)

行する。

### (関税法の一部改正に伴う経過措置)

条の八第一項の規定は、平成十五年四月一日以

後は担保を提供する場合について適用する。

**第三条** この法律の施行前に第三条の規定による

「旧暫定法」という。第八条の七の規定により輕

はなお従前の例による

一 旧暫定法別表第一第一二〇七・一〇号の一

(国税通則法の一部改正)

第六条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一百七十七条第二項中「税務署長」の下に「(保税地域から)引取りに係る消費税等に関する事項のみを処理させるため、納税管理人を定めたときは、当該消費税等の納税地を所轄する税関長」を加える。

**国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案**

國際間緊密なる加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

昭和三十五年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

前各項の規定により出資することができる金

額のほか、政府は、協会に対し、二千四百七十八億四千四百四十万円の範囲内において、出資することができる。

四〇

第五部 財政金融委員会会議録第五号 平成十五年三月二十六日





平成十五年四月七日印刷

平成十五年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C